

いると思っているんですが、そういうテーマについて、実は国會議員になつてからずっとやつていいだいて、そして残り三分の二を刑法の今回の改正について、ぜひ大臣等皆様とやりとりさせていただきたいと思います。

委員長、理事会の方で御協議をいただいて、大変ありがとうございました。参考資料と言つていのいかどうか、ぜひ役所の皆様に、あるいは政治家の皆様に見ていただきたい資料がございますので、答弁席の方、ぐるっと回して見ていただけてよろしいでしようか。

○塩崎委員長　はい。

○鎌田委員　ずっと答弁席を回して見ていただいている間に、この件について、私の考え方等を述べたいと思うんですけれども、今、パネルに張つて、答弁席を回して見ていただいておりますものは、きっと、ほとんど全国各地、温度差こそいろいろあれ、いわゆるピンクチラシというものでござりますけれども、歓楽街、繁華街にまかれている実態があると思います。

答弁席に、関連する皆様に見ていただきまして、終わりましたら私のところに、済みません、戻してくださいませ。また使います。

これなんですか、まかれている現状というのは、とにかく場所も何も関係なく、大臣、ひどいときは通学路にあるんですね。大変不名誉なことですから余り言いたくもないんですけども、私の地元、それから、ほかに都市の名前を挙げてちょっと恐縮ですけれども、九州の大都市ですとか関東の大都市圈とか、そういうところはもう、学校に通う子供たちが朝これを目に見て、ひどいところはこれを拾つて学校に持つていくんですね束ねて。という質問を、この五年間、国会で何度もしたことがわからないんですね。そして、学校の教室の机の上でトランプゲームのようにしてこれで遊ぶんですね。これは事実なんで

いると思うに、こういつたものはだれでも、青少年期、好奇心旺盛なころ、見たいという気持ちはあって当然だと思うんです。でも、これはやはりこつそりときどきしながら、それがある意味正常だと思います。しかし、今の子供たちは、どきどきも何もなく、平気で手にして何枚も束ねて学校を持っていて机の上で見てる。これは私は、ある意味やがんでいる成長、青少年の健全育成にとって非常に問題だと。

今回の刑法改正についても、そういう温床にならない社会、犯罪を起こしにくい社会をつくることが目的、一つの柱として掲げられてもおりまして、こういったもの、これは特に一部の大人のもうけのためにまかれているものです。そして、被害に遭うのは女性だつたり、そういう子供たちの成長だつたりというのですから私はこれを撲滅したいという運動をずっと続けているんです。

いろいろ、もう述べちやいますと、各地で条例化が進んでおりまして、罰則つきの条例ができるておりますので、その条例ができるところは非常にこの被害が少なくなつております。しかし、ここで問題なのは、条例ができる地域、そこから逃げていっちゃうんですね、業者が。そうすると、条例のないところでもまたこれでもうけようという商売が始まると。これはやはり国が責任を持つてその拡散を防ぐということが私は非常に重要だと思うんです。

それで、まず、文部科学省の方にもきょうおいでをいたしておりますので、この現実に子供た

が関わるのについては、いかに地元の電気通信事業者にさまざまな運動、働きかけをしているというのも、これまでのところはまだございませんので、御答弁をお願いします。

○尾山政府参考人　お答え申上げます。

御指摘のピンクチラシを初めといたしまして、青少年を取り巻く有害情報につきましては、心身の発達途上にあり、判断力、責任感がまだ成熟していない青少年に対する性の逸脱行為等の悪影響が懸念されるところでございまして、大変憂慮すべき状況と認識しておるところでございます。

ピンクチラシなどの有害広告物に関しましては、地域住民がボランティアとしてその撤去を行う取り組みが数多く行われていて承知しておるところございまして、青少年を有害情報から守るために、このような地域における取り組みを推進する必要があると考えております。

このため、文部科学省いたしましては、今年度から新たに、有害環境対策に係ります地域での推進体制を整備するためのモデル事業を実施しておるところでござりますけれども、さらに平成十七年度につきましては、本モデル事業におきまして、ピンクチラシはがし、有害な自販機の撤去等の申し入れ、あるいは有害な図書類の区分陳列等ござりますとか、ビデオレンタルショップ等での年齢確認の徹底等の申し入れなど、地域で大人たちが青少年を有害情報から守る取り組みなども実施できるようにしたいと考えておるところでございます。

今後とも、関係省庁と緊密な連携をとりながら、

社会全体で青少年を取り巻く有害環境対策が効果的に推進されますよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

○伊藤政府参考人　ピンクチラシの配布行為等を規制します都道府県条例につきましては、現在、

宮城県など十三の都道府県において制定されおりまして、ピンクチラシの配布行為の取り締まりが他の地域に移動したかどうかについては詳細承知しておりませんけれども、少なくとも、ピンクチラシの配布行為を規制する条例が制定されている都道府県におきましては、ピンクチラシの配布が減少した効果があつたというふうに承知しております。

なお、そのような条例が制定されていない府県におきましても、警察では、売春防止法等の法令を活用してピンクチラシの配布行為等を積極的に取り締まっておりますけれども、今も申し上げましたように、ピンクチラシの配布行為等を規制する条例につきましては、効果があるという実態もございますので、ただ、この条例につきましては、都道府県が地域の実情に応じて制定すべきものでありますので、都道府県議会や知事部局に対しましてそのような条例の制定や改正を働きかけるようになります。

そこでそのような条例の制定や改正を働きかけるよう都道府県警察を指導しまして、条例の制定、改正を促進してまいりたいというふうに考えております。

○鎌田委員

文科省さんは文科省さんの答弁だなと思いました。余り生々しさが御答弁からは伝わってこなくて、これはきれいなことで、立派な言葉で語れるようなものじやなくて、もつと本当にもう生々しくて、どろどろしくて、それだけ私は大変なことだと思っているんですね。だから、とられていただいている認識が共通であれば幸いなんですけれども。

それで、警察の方ではやはり地域でつくづくことを進めていきたいというお考えのようですので、私はこれは、そうすると結局業者が逃げていくから、もうけるところを探して拡散するから、それを見つけてそれを守る取り組みなどを実施できるようにしたいと考えておるところでございます。

地域に任せるという、ちょっと残念ですけれども、

ままなんですけれども。

大臣は、今回法務大臣に御就任される際に、と

うことを、というのは、この間ずっとそういう

答弁を聞きながら、何とかならないのかなとい

うんでしょうか。

今回、刑法の改正で非常に議論が大きくなっているところで、すごく重大な問題ですけれども、いつも私申し上げるのは、そういう大きな問題をか

らんがくがく議論するのも大事、しかし、やれ

るところからやつていかないと、野放し状態で、

そして子供は被害に遭つて、そして青少年の性犯

罪の温床になる。やれるところからちゃんと手を

つけていかないと、本当に大変なことばかり起き

ていく。今私が申し上げた電気通信事業法との兼

ね合いの考え方について、総務省、御答弁いただ

きたいと思います。

○江署政府参考人 お答え申し上げます。

総務省におきましては、関係省庁等と連携いた

しまして、電話が犯罪に利用された場合、利用停

止措置が可能かどうかということについて検討し

てきたところでござります。

先生御案内のように、一般に通信は、基本的人

権である表現の自由を保障するため、通信の内容

や利用目的を問わずに自由に利用できるというの

が原則になつております。このため、電気通信事

業法におきましても、これも御案内のように、電

気通信役務の提供について不当な差別的取り扱い

を禁じております。また、正当な理由がなければ

電気通信役務の提供を拒んではならない旨を規

定しているところでございまして、利用目的によつて役務の提供を拒むということは、基本

的には難しいかというふうに思つております。

ただ、例えば、ピンクチラシに記載されている

電話番号を使用している者の有罪が確定した場合

であつて、これに加えてさらに、例えば、当該電

話番号が将来にわたつて表現の自由を制約するに

足りる一定の犯罪に利用されるおそれがあると

か、あと、利用停止以外の方法では犯罪を防止す

ることが困難であるなど、明らかである場合には

役務の提供を拒める正当な理由に該当する余地は

ないかということで、私ども、かなりの問題意識

を持ってこれまで検討をしております。ただ、

は役務提供の義務があるから、そつちの方が上回

るんでしようか。

でも、この問題については、大変な地域は本当に

警察が努力している、苦労しているということは

私もよくよく認識しているつもりですのと、今後

とも、それも含めて、ぜひ国としても地方に指導

していただければなと思います。

それで、大臣、これをごらんいただきましたけ

れども、正直言うて、一枚一枚直視するのは本当に

大変ですよね。でも、これは一時期から比べれば

非常にかわいくなつたんですね。私が十年前、

初めて目にしたときは、とんでもないんですね、

本当に。これはまだ何かアイドル写真かなと思え

るくらいに、そうすると私も感覚が麻痺している

のかかもしれませんけれども、本当に、これでもまだよくなつたくらいなんですよ。

それで、大臣、私、実は、この問題をずっと取

り上げているのは、このカードは、裁判所で司法

判決を受けるとき、これは証拠物件として押収さ

れて、売春周旋の道具なんですよ。そういう認定

を受けて、これを商売にしていた業者は、シロや

グレーヒヤー、クロの判決を受けていい、そういう道具なんです。

それで、しかも、この道具に、ここに書いてある電話番号があるんですけれども、この電話番号

は、大臣、私は、ここに電話して、そば一丁とかカツドン一丁とか頼む人はいないと思うんですね。

よ。これに電話する人は、明らかに目的は一つなんですよ。まあ、利用者、お客さん側、特に男性の側からすればだと思うんですね。

それで、この電話番号がここに書いてないなけれ

ば、利用者、客はこれを使つていわゆる売春周旋の道具としても成り立たないし、この電話番号が実はみそであり、この電話番号を、クロの判決の出た業者が使つていたこの道具の番号、電話契約ですね、これに関しては、一時的にこの番号を使えなくするということがこの商売を立ち行かなくさせる一つの方法だと私はずっと思つてゐるわけなんです。ずっとそれを唱えてるんですが、なかなか総務省とは、ずっと意見が平行線の

ままなんですけれども。

大臣は、今回法務大臣に御就任される際に、と

もに少子化ですか青少年の健全育成ですかとか、そういう任務をお受けになつていらつしやつていませんので、この件はきっと心に深く思うところがあ

ると思います。通告のところではこれは伝えてい

ると思います。なかつたと思うんですけども、この実情に関しては、さくらに今私が申し上げました点についてお考えがあれば、今の時点でもし踏み込めなければ結構ございますが。

○南野国務大臣 先生にお答え申し上げます。

本当に、それを見せていただきました。やはり

子供たちには見せられないなというふうに思つ

かつたので、ちょっとほつとしているところでございました。

今先生がお話しになつておられる電話番号の件でござりますけれども、売春防止法違反などで起訴された刑事被告人に刑を科す、それもしなければ

あらばならない、その犯行に用いられた電話番号の利用の差し止めをできれば犯罪防止に効果的ではないかとのお考えは理解でておりります。そういう

訴された刑事被告人に刑を科す、それもしなければ

あらばならない、その犯行に用いられた電話番号の利

用の差し止めをできれば犯罪防止に効果的ではないかとのお考えは理解でておりります。そういう

裁判所が刑を言い渡すと同時に電話番号の利用差し止めを命令できるという制度ではないというこ

とでござります。

また、強いて似たような制度を挙げますとなれば、附加刑としての没収の制度がありますけれども、刑法が没収の対象とするのは有体物であり、

債権その他無形の財産、これは、財産権は没収の対象とならないために、裁判所が刑の言い渡しの一部として電話加入権を没収することによりその利用を差し止めることができないというふうに考

えているところでござります。

私は、これが正当な理由に当たると、どう考

えたって。それよりも、通信の秘密を守る、あるいは

春が成り立ついく。

たって。それよりも、通信の秘密を守る、あるい

は役務提供の義務があるから、そつちの方が上回

るんでしようか。

第一類第三号

例えば、電気通信事業者が有罪判決確定の事実を確実に知ることができる仕組みがないというようなことを含めまして、困難な問題がまだあるというのも事実でございます。

いずれにいたしましても、この問題については、今後とも幅広い観点から関係省庁と協議していくというふうに考えております。

また、先ほど先生おっしゃいました、公共の福祉の増進との関係でございますけれども、このビンクチラシに記載されました電話番号利用停止につきましては、通信を利用した表現の自由を制限することになりますが、一方で、憲法上保障されています表現の自由も、公共の福祉の増進に反する場合には必要最小限度の制約に服するということを考えられるところでございます。

どのような場合が公共の福祉の増進に反する電話番号の利用と判断されるかということにつきましては、電話番号を使用している者の有罪が確定して、かつ、例えばその電気通信事業者がその判断内容等について通知を受けられる場合、今受けられませんけれども受けられる場合、かつ、例えば、さつきちょっと申しましたが、その電話番号が将来にわたって表現の自由を制約するに足りる一定の犯罪に利用されるおそれがある、かつ利用停止以外の方法では犯罪を防止することが困難だというような要件を満たす場合が考えられると思いますが、いずれにいたしましても、この点については、憲法上の表現の自由に対する制約と先ほど申し上げたような部分もございますので、慎重には考えていきたいというふうに思つております。

○鎌田委員 全然不満足ですけれども、今の答弁自体は。しかし、私が国會議員になつて五年間の中では非常に満足な答弁でございます。これを撲滅したいという目的からすれば不満足なんですねが、しかし、五年間を振り返ると、今のような御答弁は初めてでございました。

だから今の、大分言葉が、いっぱい単語があつたので復唱するのは難しいんですが、今何点か

おっしゃいましたね、これがあれば、これがあるいは前にいたしましたが、この問題については、今後とも幅広い観点から関係省庁と協議していくというふうに考えております。

そういう仕組みをつくつたり、あるいは、将来にわたってこれはだめだというような判断といふのは、やはりこれは判決の際に、司法の場で、裁判所が、裁判官が何かしらというのが私は一つの方法だと思うんですけれども、先ほど、大臣からの御答弁で、電話加入権は無体物だ、有体物には入らないのでという現在の裁判の、刑事の制度のところでこれまで非常に大きい壁がありますの

で、でも、今の御答弁をもとに、ぜひ私自身もまた検討していきたい。

これは有価証券扱いであります。そうすると、まことにいろ考え方が違つてくるのかな、無体物、有体物との関係で。何か検討の余地があるのでないかと思いますので、きょうは踏み込みませんけれども、今の御答弁をもとに、またずっと取り組んでいきたいと思いますので、ぜひ皆様方におかれましても、まだまだこれは根が断たれていない、そして、これでもうけている一部の大人がいるということをごぞいますので、ぜひ、大臣初め皆様、御認識のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この件は、以上にしたいと思うんですけど、ずつと今前半やつてきましたのは通話というか、

今ITがとにかく私たちの生活にどんどんどんどん入り込んで、これはもう、やはり将来にわざつと欠かせないことだと思うんですね。

民主党的仲間の議員が言つていましたが、情報

というのは情けに報いることだ、だから、ITと

いうのは、寝たきりの御老人ですか障害を持つ

関係者の方々ですか、そういう方がこれを本

方に利用できたときにこそ本来のあれを發揮して

すばらしいものになつていくんだと。

しかし、そういう情報を自分で選択できない、より正しい判断がなかなか難しい子供たちは、やはりこれは大人や親が守つてやらないといけない

う認識を私も持つています。

しかし、そういう情報を自分で選択できない、

ですから、諸外国で見られるようなVチップ制、

親が子供への情報というものを選択できるような

仕組みですか、そういうものは今後具体的に

検討していくなくちゃいけないんじやないか。特

にネットにつきましても、テレビの有害シーン、

残酷シーン、そういうものの対してだけではなく

くて、ネットに關しても私はそういう気持ちを

しかし、今は、いわゆるマニアの人を初めとして、ごく一部の、私なんかは、パソコンはブランドタッチなんてできませんので、全然初心者状態ですけれども、まだまだそれに入つていていられない人もたくさんいるんですが、しかし、マニアの人を初めとして一部の人にとって、これはもう、今のことをお聞きになつておわかりだと思つてくださいましたね、これがあれば、これが将来にわたつて明らかにそなうだということがわかれれば、そういう答弁を今まで私は聞いたことがないので、とてもよかつたかなと思うんです。

そういう仕組みをつくつたり、あるいは、将来にわたつてこれはだめだというような判断といふのは、やはりこれは判決の際に、司法の場で、裁

判所が、裁判官が何かしらというのが私は一つの方法だと思うんですけど、先ほど、大臣から御答弁で、電話加入権は無体物だ、有体物には入らないのでという現在の裁判の、刑事の制度のところでこれまで非常に大きい壁がありますの

で、でも、今の御答弁をもとに、ぜひ私自身もまた検討していきたい。

これは有価証券扱いであります。そうすると、まことにいろ考え方が違つてくるのかな、無体物、有体物との関係で。何か検討の余地があるのでないかと思いますので、きょうは踏み込みませんけれども、今の御答弁をもとに、またずっと取り組んでいきたいと思いますので、ぜひ皆様方におかれましても、まだまだこれは根が断たれていない、そして、これでもうけている一部の大人がいるということをごぞいますので、ぜひ、大臣初め皆様、御認識のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この件は、以上にしたいと思うんですけど、ずつと今前半やつてきましたのは通話というか、

今ITがとにかく私たちの生活にどんどんどんどん入り込んで、これはもう、やはり将来にわざつと欠かせないことだと思うんですね。

民主党的仲間の議員が言つていましたが、情報

というのは、寝たきりの御老人ですか障害を持つ

関係者の方々ですか、そういう方がこれを本

方に利用できたときにこそ本来のあれを發揮して

すばらしいものになつていくんだと。

持つておりますので、そういう意見を述べさせて

いただきたい、そこにとどめたいと思います。

残りは、今回の刑法の改正につきまして質問を

させていただきたいと思います。

先週の金曜日に、民主党の各議員が一日かけて

質問バッターに立ちまして、さまざまな論点から

政府の方々とやりとりをして、大体気になる論点

は、それぞれ皆様御自身の御意見も含めてやりと

りの中で述べられていたのではないかというふう

な思いを持って聞いていました。

改めてこの週末思つたのは、刑法とは何だろう

と。刑法とは何だろうと思ったときに、刑法の意

味するところ、刑法が持つ意義、そういったもの

というのは、人類の歴史をさかのぼって、どんな

ところからどんなふうになつてているんだろうとい

う、物すごく、金曜日の質疑を聞いた結果、もつ

ともつと素朴なところに私の場合立ち返つてしまつたところがあるんです。

刑法とは何ぞやということを考えたときに、一

番最初に思いましたのは、いわゆる裁判ですとか

司法ですとか、そういつたものが日本の教育の現

場で初めて出てくるのは中学校なかららと。息

子の中学校二年の教科書を振り返つたり、あるい

は高校生の息子の中学校時代を思い出したりしてい

ろいろ考えたりしたんですね、中学校のときだつたかなと思うんですけども、刑法とは、それか

ら、いわゆる世界で最古の法典と言われている、

いつも言葉が出てこない……。(発言する者あり)

ハムラビではないんですね、実は。ウルナンム

法典。私もハムラビ法典だと思っていたんですよ、

目には目を、歯には歯をの。ところが実際には、

ウルナンム法典というのが一般的には世界最古だ

というふうに言われているんです。

そういうものを教育の現場でどういうふうに

子供たちに伝えられているでしょうか。文科省の

御答弁をお願いします。

○山中政府参考人 学校教育においてどのような

形で司法等について教えられているかということ

でございますけれども、子供たちが、小学校、中

学校、高等といった発達段階に応じまして、法律の意義でありますとか司法の仕組みといったもの

を理解するということが重要であるということ

で、例えば中学校三年生でございますと、社会科

の公民的分野というのがござりますけれども、こ

の中で、社会生活における取り決め的重要性、あ

るいはそれを守ることの意義、刑法を含めました

法の意義とか、法に基づく公正な裁判の保障、こ

ういうことについて指導しているところでござい

ます。

具体的に幾つか教科書がござりますけれども、

ある例では、権利を侵害された場合には裁判所を

通じて権利を回復したり、法に違反した者を裁ぐ

のが裁判所の役割である、あるいは、裁判所は権

利を守り、社会の秩序を維持する上で重要な役割

を担つてゐる、といったようなことが記述されて

いるところでございます。

あと、私は、ハムラビ法典の方を昨日の質問の

方で聞きましたもので、高校の世界史の教科書な

どでは、メソポタミア文明といいますか、オリエ

ント文明というようなところの中でハムラビ法典

というようなものが取り上げられているというと

ころは調べてきたところでございますが、もう一

つの先生今おっしゃられたものについては調べて

ございませんでしたので、ちょっとそれは恐縮で

ございますが、後でまた御連絡させていただきた

いと存じます。

○鎌田委員 大変すばらしく御指導いただきてい

る。しかし、実際にうちの子供なんかを見ると、

教わる方がだめなんですね、きっとそういうもの

が伝わっていないんですね、子供には余り。

でも、今御答弁の中にありましたように、権利

の存否、回復等について裁判所が、それから社会

の秩序を守るために裁判所がということがござい

ました。そういうふうに司法の入り口のと

ころでは子供たちに伝えられている。やはり教育

の現場で子供たちにそう教えてている、子供らが教

わっていることに、今回の刑法の改正の議論です

とか中身ですか、堂々と説明できる、決して、

えつ、教育現場でみんなふうに教えているのに、

今回も法改正はこうなのということであつては絶

対いけないと思うんですよね。

それで、やはり今の御答弁を聞くにつけ、今回

の法改正のお仕事ぶりというのは、気を悪くした

ら済みません、やつつけ仕事でないかなというふ

うな気持ちを持たざるを得ないんですね。刑法の改

正をやつつけ仕事でやつてしまふあたりが、さすがに頭のいい官僚の皆様。しかし、それでは

いけないぞという思いを込めて、ちょっと質問を

いたします。

前回の金曜日の委員会で、うちの党の松本議員

が政府の皆さんに資料要求をいたしました。その資

料を昨日いたしましたので、御説明をいただきまし

た。確認をさせていただきますが、松本議員が先

週質問いたしました国民の規範意識の変化、これ

を裏づけるものとしてのデータに値するもの、こ

れはきのういたいたこの資料でよろしいんです

ね。これをもつてそだとおっしゃるということ

で、よろしいんですね。

○大林政府参考人 十分と言えるかどうかは別と

いたしまして、まとめられるものを提出させてい

ただいた次第でござります。

○鎌田委員 いや、だから、そういう御答弁をさ

れると、またそこで、ああ言えばこう言うで、十

分じゃない、百年ぶりの刑法改正で、大改正を十

分でないって言わないでよと思いたくなるんです

ね。そちらはそちらの立場で、自信を持つて十分

だと言つたついで私は思うんですよ。そこで

議論が成り立っていくと思うんですよ。それを十

分じゃないと言うと、じゃ十分なのを出せよ、こ

うなるので。いいんです、いいんです。

それで、中身についてはまた触れていただき

と思うんですけども、先ほどのにちょっと立ち返

りたいと思うんです、もともとの。刑法の目的、

それを改めて、これは大臣もしくは政治家の方に

お伺いをしたいと思います。刑法の目的とは何ぞ

やと。

ますとなかなか言いづらい点があるんでございま

すけれども、基本的には、要するに、社会の規範

を刑法という形で示す、こういうことが一つある

うかと思うんです。

それで、やはり今の御答弁を聞くにつけ、今回

の法改正のお仕事ぶりというのは、気を悪くした

ら済みません、やつつけ仕事でないかなというふ

うな気持ちを持たざるを得ないんですね。刑法の改

正をやつつけ仕事でやつてしまふあたりが、さすがに頭のいい官僚の皆様。しかし、それでは

いけないぞという思いを込めて、ちょっと質問を

いたします。

そのからもう一つは、やはり、この有名な言葉

のよう、目にには目をということが因果応報の基

本と言われていますけれども、基本は、そういう

ことを社会として規範として示しながら、なおか

つ過剰な反応をしないようにといふことがある

ことがあります。目をやられて命まではとりませ

んよ、こういう抑制的な、難しい言葉で言えば何

か違う言葉があるようでございます、謙抑的とい

うようなことをおっしゃいますけれども、そういう

ことなどを社会として規範として示しながら、なおか

つ過剰な反応をしないようにといふことがある

した。

文言の中には、各議員がもう取り上げているとおり、国民の正義感が強まっている、それから規範意識の向上、そういうものにこたえるかのごとくの今回の刑法の改正になつて、いる節が多々見られるんですよね。こうなりますと、私は、本来の刑法が持つ目的と非常にそこを来すんではないか、違うんじゃないのと。本来持つてある刑法の目的はどこに行っちゃつたのと。いわゆる専門家、プロの皆様方がこの刑法の改正をつくり上げるに当たつて、本来の目的はどこにやつたのよ。どうたつて、この提案理由説明を見れば、国民のそういうものの感情に流されてしまつて、私は、この国民のそういう正義感の向上ですとか国民規範意識の変化というものを否定しているものじやありません。非常に強く関連していると思います。しかし、そういう感情の面と、それと、もともとの、それに流されないバランスといふものが非常に大事だと思うんですけど、今回はそのバランスが非常に悪い。素人の私から見てもそのように感じざるを得ないんです。

その点について、刑法はそういうものに、国民の正義感あるいは規範意識にこたえる刑法なのかという疑問を抱きましたけれども、それに対して御答弁ありましたら、お願いします。

○滝副大臣 基本的には、いわば法定刑の上限を決めるのに余りにも安易じゃないか、こういうようないな御指摘だろうと思うのでございます。

ただ、昔から言われておりますのは二つあると思いますね。

一つは、無期刑と有期刑の落差が相当現実にはあるということはかねて指摘されているわけですね。できるだけ、有期刑の上限をもうちょっと上げて、無期刑との差をなくすべきだ、こういうようなことが指摘されているわけでございまして、それを今回、そういうような基本原則、昔から指摘されていることの一つの解決として出てきたのが今回の有期刑の上限の引き上げということにながつていると思います。

文言の中には、各議員がもう取り上げているとおり、国民の正義感が強まっている、それから規範意識の向上、そういうものにこたえるかのごとくの今回の刑法の改正になつて、いる節が多々見られるんですよね。こうなりますと、私は、本来の刑法が持つ目的と非常にそこを来すんではないか、違うんじゃないのと。本来持つてある刑法の目的はどこに行っちゃつたのと。いわゆる専門家、プロの皆様方がこの刑法の改正をつくり上げるに当たつて、本来の目的はどこにやつたのよ。どうたつて、この提案理由説明を見れば、国民のそういうものの感情に流されてしまつて、私は、この国民のそういう正義感の向上ですとか国民規範意識の変化というものを否定しているものじやありません。非常に強く関連していると思います。しかし、そういう感情の面と、それと、もともとの、それに流されないバランスといふものが非常に大事だと思うんですけど、今回はそのバランスが非常に悪い。素人の私から見てもそのように感じざるを得ないんです。

その点について、刑法はそういうものに、国民の正義感あるいは規範意識にこたえる刑法なのかという疑問を抱きましたけれども、それに対して御答弁ありましたら、お願いします。

○鎌田委員 副大臣のお立場、あるいは副大臣として常に持つていらっしゃる法務、司法に対する信念がやはりそういうお気持ち、そういう御答弁につながるんだろうと思つてお聞きをいたしました。

しかし、さきのう提示していただきて説明をいたしました国民規範意識の変化の根拠となる資料を見ましたのも、とにかくこの大改正に値するだけの根拠、裏づけとなる、私はこの提案理由説明とつながっているようにはとてもこの資料は思えません。ただ、今副大臣もおっしゃったように、いわゆる上限下限を、言葉は悪いですが、いじるというか、選択の幅がある意味広がっていますので、私は、現在の裁判の制度のもとで訓練されたプロの裁判官が選択をしておりますのは、犯罪を訴追するに際して、被害者の報復感情等に偏ることなく、犯罪の社会的影響、犯人の個別の事情等をも考慮し、公平公正な立場からこれをを行うことが相當だという考え方方に基づきまして、こういうことによって人権を擁護しつつ、事件の真相を究明して具体的正義を実現する、これを可能にする趣旨であります。

このような観点等から、我が国におきましては、刑事事件に関しては私人による訴えの提起を認めで、本当にこれは、裁判員制度の兼ね合いを考えると、裁判員ははつきり言つて素人ですから、それで訴訟する、裁判員ははつきり言つて素人ですから、そういう意味で社会的にこういう制度を

成していく、いう問題。
それからもう一つは、この委員会でもしばしば御指摘されてはいるのでござりますけれども、下限についても、基本的に起訴猶予という問題を念頭に置きながら、そういうものをもう少し透明性のあるような判決が出せるように、こういうことで下限についても修正をした。

こういうような三點があるわけでございました。では私は、そういう意味では、先生の御指摘はされておりますけれども、基本的に、単なる正義感とか異なる因果応報とか、そういうものでは必ずしも今回の改正はないというふうに思つております。

○鎌田委員 副大臣のお立場、あるいは副大臣として常に持つていらっしゃる法務、司法に対する信念がやはりそういうお気持ち、そういう御答弁につながるんだろうと思つてお聞きをいたしました。
しかし、さきのう提示していただきて説明をいたしました国民規範意識の変化の根拠となる資料を見ましたのも、とにかくこの大改正に値するだけの根拠、裏づけとなる、私はこの提案理由説明とつながっているようにはとてもこの資料は思えません。ただ、今副大臣もおっしゃったように、いわゆる上限下限を、言葉は悪いですが、いじるというか、選択の幅がある意味広がっていますので、私は、現在の裁判の制度のもとで訓練されたプロの裁判官が選択をしておりますのは、犯罪を訴追するに際して、被害者の報復感情等に偏ることなく、犯罪の社会的影響、犯人の個別の事情等をも考慮し、公平公正な立場からこれをを行うことが相当だという考え方方に基づきまして、こういうことによって人権を擁護しつつ、事件の真相を究明して具体的正義を実現する、これを可能にする趣旨であります。

このような観点等から、我が国におきましては、刑事事件に関しては私人による訴えの提起を認めで、本当にこれは、裁判員制度の兼ね合いを考えると、裁判員ははつきり言つて素人ですから、そういう意味で社会的にこういう制度を

すとか、そういうものを忌避の段階で選別されたとしても、やはり素人として訓練されていない者が加わっていくと、これは重くなったり安くならないという懸念はどうしても出てくると思うんですね。ですから、評価できる面と非常に不安を残す点あるなど、なにかとも申し上げておきたいたいと思うんです。

どうしても、提案理由の説明で、これでは刑法の本来持つてある目的に沿つて今回改正をしていくの本來持つてある目的に沿つて今回改正をしていくというふうには、私は、今の御答弁をお聞きしましたけれども、なかなかそういう思いには至れませんでござりますね。それは改めてまた申し上げておきたいと思うんです。

今、副大臣の御答弁にもありました、先ほどの答弁は別な方でしたでしょうか、私の応報、私的復讐を禁止して、いわゆる刑罰権を国家に集中させておきたいと思うんです。

だから、私は、私的復讐を認めない、禁止をしておきたいと思うんです。

だから、私は、私的復讐を認めない、禁止をすますけれども、なかなかそういう思いには至れませんでござりますね。それは改めてまた申し上げておきたいと思うんです。

今、副大臣の御答弁にもありました、先ほどの答弁は別な方でしたでしょうか、私の応報、私的復讐を禁止して、いわゆる刑罰権を国家に集中させておきたいと思うんです。

しかし、これから裁判員制度が入つてきますの難しいお言葉も大分あつたんですけども、つまりは、恨みの連鎖を続かせない、恨みの連鎖を断ち切る。私的な心報、私的復讐はやはり恨みの連鎖を生むだけ、それを国家がかわって取り上げる、そして国家に刑罰権を集中させて、正当な公正な客観的な判断でもつてその人の違法性、結果の重大性、有責性等、そういう観点から認定していくということだと思います。

だから、私は、私的復讐を認めない、禁止をすますけれども、なかなかそういう思いには至れませんでござりますね。それは改めてまた申し上げておきたいと思うんです。

今、副大臣の御答弁にもありました、先ほどの答弁は別な方でしたでしょうか、私の応報、私的復讐を禁止して、いわゆる刑罰権を国家に集中させておきたいと思うんです。

しかし、さきのう提示していただきて説明をいたしました国民規範意識の変化の根拠となる資料を見ましたのも、とにかくこの大改正に値するだけの根拠、裏づけとなる、私はこの提案理由説明とつながっているようにはとてもこの資料は思えません。ただ、今副大臣もおっしゃったように、いわゆる上限下限を、言葉は悪いですが、いじるというか、選択の幅がある意味広がっていますので、私は、現在の裁判の制度のもとで訓練されたプロの裁判官が選択をしておりますのは、犯罪を訴追するに際して、被害者の報復感情等に偏ることなく、犯罪の社会的影響、犯人の個別の事情等をも考慮し、公平公正な立場からこれをを行うことが相当だという考え方方に基づきまして、こういうことによって人権を擁護しつつ、事件の真相を究明して具体的正義を実現する、これを可能にする趣旨であります。

このように観点等から、我が国におきましては、刑事事件に関しては私人による訴えの提起を認めで、本当にこれは、裁判員制度の兼ね合いを考えると、裁判員ははつきり言つて素人ですから、そういう意味で社会的にこういう制度を

だと思ふんです。

ですから、私は、やはり国家として刑法を、特に、あるいはいわば起訴独占主義をとるというのには、それなりの法徳国として強い覚悟を持たなければいけないと思ひます。国によつては、今でも起訴を国家が独占せずに私的に附帶的に認める國もございますけれども、少なくとも日本は起訴独占主義でやつてゐるわけでござりますから、それなりの覚悟で日本はこの刑法に臨んできたということは言えると思います。

○鎌田委員 ありがとうございました。

共通の認識ということを確認させていただきました。

今回の法案の提案理由の説明にもあります国民の規範意識の変化、これが背景となつて改正にもつながつてゐるということは、これはどうしたつて、それはそれとして認めざるを得ないと思うんですけれども、この資料を見ますと、設問の仕方がどうい、明らかに誘導的だというふうに言わざるを得ないのかな。刑罰が軽過ぎるというふうに答えるんじやなくて、刑罰が軽過ぎると思つてゐる人は手を挙げてというものですから、中にあるアンケートは。

それから、あと、具体的な犯罪に関して、一部、法務調査研究所ですか、そちらでやつてゐるのは、具体的な犯罪について触れてゐるものもありますけれども、しかし、これだつて、このアンケートに答えてゐる方々は、犯罪の中身あるいは裁判の判決の中身、熟知した上で殺人等は軽過ぎると思つてゐるとかそういうふうに答えていたとは、これは決してそうではないと思うんですよ。いわゆる、すごく広く一般的なところでの、殺人等、強盗等、どう思つていう状況だと思うんです。どういう事情が背景にあつて、どういうふうに裁判が進んでとかといふのはわかっていないと思うんですよ。そこで軽過ぎると思つてゐるのが八一・三%だからと。

具体的な犯罪の罪種についても触れてゐるアンケートがありますからというふうなきのうの説明

だつたんですけれども、やはりこれでは、百年にしての大改正の、しかも提案理由の一つに挙げられてゐる国民規範意識の変化、そしてそれを裏づけるデータということには、これは到底私は値しないと思いますが、いかがですか。

〔委員長退席、田村(憲)委員長代理着席〕
○大林政府参考人 御案内のとおり、意識調査は、確かに今委員御指摘のとおり、調査の仕方によつて数字が上がつてくるものもあります。先日、私が答弁する際になかなかお答えできなかつた、結局、計数的な処理というのが非常に難しいという、そういう調査自体のいろいろな問題点はあるうかと思います。

ただ、いろいろな面、計数にできない、私ども

がいろいろな方、それは議員の先生方もいますし、報道機関の方々もおられますし、被害者団体の人

方もおられます。そういう方からいろいろな意見を聞いたことによって、あるいは治安の情勢、今の統計的なものもあつて、そういうもので総合

的にこのような形で改正の動きが出てきたという

ことでござりますので、おつしやられるその調査の云々ということは私どもも理解できますし、それはいろいろな形で検証しなければならないとは思ひますけれども、今回の改正は、そういういろいろな総合的な判断からなされたということで御理解いただきたいと思います。

○鎌田委員 これはこれとして参考にしたとおっしゃるのであればそれでいいんです。

ここにあるものと同時に、今回、結果としてさまざま数字が動きましたけれども、それに関して、防圧の効果、両方あわせての検証というのはなさいましたか。

○大林政府参考人 今おつしやられている防圧の

いうのが出てくるんじやないか、このように考えております。

○鎌田委員 しかし、刑法の本来の形成しているところの目的、意義のところで、やはり防圧と応酬するところの根柢だと思つてますよ。これは両方、やはりちゃんとバランスよく検証しないと、私は、今回の上限をどうする下限をどうするという法案を提出するところの根柢になつてない。その根柢がなつていないのであれば、何でこんなものを出すのと、私は素人ですけれども、単純に、純粹に、素朴にそう思つてますよ。どうしても応報の、そちらの方に流されてしまうのが答弁する際になかなかお答えできなかつた、結構なことばかり言つて恐縮ですけれども、何かそう

いう国民の私的な感情ですか、それはそれで認められる。しかし、もう一方で、きちんと防圧の方の検証といふものもなされないと私はいけないのでないかなと思うんですね。

今回、数字がいろいろ動きました。適切に数字があらわれたところもあれば、いや、違うんじゃないのということは、ずっと委員会の議論の経過で知ることができますけれども、私は、いわゆる刑罰の法定刑を上げたりとすることは、言つてみれば、いわゆる犯罪を繰り返し起こす人、それから刑務所に送られる人、入つている人、これは、はつきり言え、極端な言い方をすればどうしようもない人もられません、はつきり言つて。しかし、そういうどうしようもない人を、さらに刑務所に入れておけ、さらにはじき出しておけ、さらにはどこかに囮んでおけ、そういう社会風潮、そういう社会文化、私は、それを増殖させていつてしまふことにつながるおそれがあるとあると感じてゐるんですね。

しかし、もともと刑法が、さつきから言つてはりますとおり、私的なそういうものを禁止して國家がそれをかわつてする。逆に、私たちがつくらなきやいけない、再構築をしなければいけない文化、意識といふものは、そういうどうしようもない人を温かく受け入れて、そして一日も早く社会復帰できるように、更生できるように、そういう文化をつくり上げていくことの方が私は大事だと思う

んですね。うなずいていただいて大変ありがたいんですけど、そこにつながる刑法の改正であつてほ

しい、あるいは刑法改正の論拠になつてほしい。

しかし、論拠を見ても、提案理由の説明を聞いても、あるいはこの内容を見ても、そういう文化を再構築するようにはつながつていかないんじやないか。逆に、そういう人をどんどんどこかに閉じ込めておけ、死ぬまで病院に入れておけ、極端なことばかり言つて恐縮ですけれども、何かそういう文化を醸成していくてしまうような気がして、非常に私は心配でならないんですね。その点について、大臣あるいは副大臣、御答弁ありますたら、どうぞ。

○滝副大臣 これは大事な問題ですから、最後に法務大臣からも御意見あらうかと思うんですけれども、私は、今の先生の御指摘は、まさしくそれ

が法務省のこの問題に携わる者の基本的な認識だと思います。

既に、この問題は、少し懲役刑がふえてきたと

いうことの中で、刑務所のあり方、これについて

今みんなが、関係者が真剣になつて考へてゐるの

は、余りにも今の懲役刑の労働ということにとら

われ過ぎてきたという思いがみんなあるわけです

ね。ですから、一日八時間労働というものを少し

考へ直して、一日七時間にしてでも少し矯正教育

の方に力を入れるべきじゃないか、あるいは反省の時間がつくり出す、こういうような試みを今テ

ストケースとして始めているわけです。

したがつて、懲役刑の方がふえてくればふえてくるほど、やはり総合的な観点から、更生という

ことにもう少し力を入れていこうというのが今の

法務省全体の意気込みでございますので、私は先

生の御指摘のとおりだと思います。

○鎌田委員 ありがとうございました。

私、先ほど文化と申し上げましたけれども、私が申し上げた、そういう文化をつくつていかなくちやいけないという思いの根底にあるのは、そういう人をはじき出さない、つまりじきにしておかなければいけないという文化の例えは認知件数が減るとかいうことでありますから、それが大きな効果ではないと思います。先生方の御指摘のとおり、いろいろな犯罪対策をあわせ考えてそういう効果と

てきしたら何をするかわからないから閉じ込めておけ、そういう文化じゃなくというふうに申し上げました。

ここで文化をまたきちんと再構築して変えていく必要性が私はあると思うんですけれども、その姿勢が最も大事だと思います。それでこそ、國民に向けての文化をつくり上げていくということを言えるのかなと思うんです。

それで、政府はうそをつかない、政治は詭弁を弄さないということが大事だと私は思うんです。特に、例えばイラクにおいて、今治安が悪くなっているが、決して戦闘状態ではありませんとか、いかにも実態はそうじゃないのに詭弁を弄する。はつきり言えば、どれだけうそを並べればいいんだろうというくらいに感じるようなそういう政治、政府の姿というものからしてえていかないと、私が先ほど申し上げた、文化をつくりかえていくということにはならないというふうに思いました。

問題の本質の解決につなげていくためには、單に法定刑をいじればいいという話ではないんだといふことをぜひ共通の御理解をいただければなと思います。どんなに凶悪な犯罪を繰り返す人でも、持つて生まれたときのDNAあるいは遺伝子、これも生まれたときから凶悪な遺伝子を持つて生まれてくる人はいないわけで、子供たちの少年犯罪を見たって、子供の犯罪がどんなに低年齢化したって、子供が持つて生まれるときのDNAはどんなに時代が変わったって変わらないんですよ。子供はやはり子供らしく、すばらしいDNAを持って生まれてくる。

しかし、さまざまな犯罪も、あるいは非行にして、社会がつくり出してしまつ。そう

いう犯罪を社会がつくり出してしまつにもかかわらず、犯罪を犯した人をまた社会がつまはじきにしてしまつ。そういう文化にだけは絶対にここで文化をまたきちんと再構築して変えていく必要性があると思うんですけども、その姿勢が最も大事だと思います。それでこそ、國民に向けての文化をつくり上げたいのは、文化を変えるということについては、まずは政府、まずは政治、こちらの方が絶対うそをつかない、そういう姿勢が最も大事だと思います。それでこそ、國民に向けての文化をつくり上げていくということを言えるのかなと思うんです。

それで、政府はうそをつかない、政治は詭弁を弄さないということが大事だと私は思うんです。特に、例えばイラクにおいて、今治安が悪くなっているが、決して戦闘状態ではありませんとか、いかにも実態はそうじゃないのに詭弁を弄する。はつきり言えば、どれだけうそを並べればいいんだろうというくらいに感じるようなそういう政治、政府の姿というものからしてえていかないと、私が先ほど申し上げた、文化をつくりかえていくということにはならないというふうに思いました。

○南野国務大臣 先生が今おっしゃられたこと、これについては大変意味深長であろうかなと、うふうにも思っております。先生の御理解してからされた部分についても賛同する部分もございま

すが、今回の改正は、治安回復のための基盤整備、それについての重要な問題点であります。さらにまた追加して、今までの法案になかったプラスの法案で、集団的な強姦、そういうような問題点もこの中に新しくつくり入れたものでございます。单に罰則を強化するだけでは治安の回復を図るのに十分であるとは考えておりません。政府は、法改定がすぐ根が深くて、問題が大きくて、問題の本質の解決につなげていくためには、單に法定刑をいじればいいという話ではないんだといふことをぜひ共通の御理解をいただければなと思います。

昨日十二月、犯罪対策閣僚会議におきまして、総合的な犯罪対策として、犯罪に強い社会、それの実現のために行動計画を策定しております。現在、例えば平穡な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止のために、地域連帯の再生等の各種施策を推進していくところでありまして、今後とも、この行動計

画の実施に全力をあげて取り組み、我が国の治安の回復を図っていきたいと思っておりますので、ぜひこの法案については御理解いただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○鎌田委員 質疑時間が終了です。それとも、大臣就任について、大臣は、治安が悪化している

大臣就任について、大臣は、治安が悪化している

大臣就任について、大臣は、治安が悪化している

ました。そのとき、私がびっくりしてちょっと危惧したのは、治安の悪化、だから治安対策を強化する、犯罪に強い日本をつくると。それと関連しているかどうかわかりませんが、一番最初、この委員会が始まつたときに、民主党の山内議員が人権に対する大臣の意識を問うている場面がありました。私はこっちの方がいいんじゃないでしょうかと申し上げた、そういう文化につなげていく努力を、まず政府、政治みずからがつくつけていけると申します。そこで私が今おっしゃ上げました。その考え方、大臣のお考えをお聞きしたいと思

います。

私は、今申し上げましたように、質問の中でも続けてきましたように、治安対策、治安の不安を払拭していくということは非常に重要なテーマだ

と思います。安心して暮らしていけるような社会をつくる。しかし、やはり問題の本質は、犯罪が起きない安全な、安心な社会をつくり出していく、そちらの方に、本当の本質のところに目を向けて

いかないと、そこそこさつきのピンクチラシと同じです。刑罰を上げれば済んでいくのか。そしてまた、もしかしたら何年後かにやはり下げてしまうかと。上げましょうか、下げましょうかの繰り返しではとんでもない話でございまして、そんな簡単な話ではない。やはり問題の本質にしつかりと目を向けて、そして、大きな刑法というものを改正するに当たっては、しっかりと論理、裏づけがあつて成り立つていくものだと思います。

最終的に採決、きょう予定ございますけれども、賛成すべき点も往々ござりますので、きっと賛成で立っているのかなと思いつつも、しかし、刑法の改正、やはり正直申し上げて、まだまだ議論の時間が足りなかつたんじやないか、やつつけ仕事だったんじやないかという疑問はぬぐい切れませんと、いうことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○南野国務大臣 先生、きのう、大阪御視察、御苦労さまでございました。私も東京の方に前回訪問させていただきました。

先生が思つておられる御不安と私が感じた不安は一緒だな、本当に、個室へ入つていただきたい方があつたんじやないかという疑問はぬぐい切れませんと、いうことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

先生が思つておられる御不安と私が感じた不安は一緒だな、本当に、個室へ入つていただきたい方が二人部屋になつたりする、そういう情報を得ておりますので、そういう事柄についても早くに考えていかなければならないというふうには思つております。

このたびの法改正によってどの程度の人員が増加するかということを予測することは、もう先生も御存じのようだに大変困難なことであろうかなとうふうに思つておりますが、刑務所の拡充を含めた所要の措置を、本当に先生方とともに、一緒にやつていただきたいというふうに思つております。

○樽井委員 当然 犯罪を減らすということも大事ですし、そして、外国人の方、特に四五%を中國の方々が占められていて、そういった方が日本で犯罪を犯された場合、例えば二十年の懲役に

それから、一般的な刑務所の中の教育につきましては、さまざまございますけれども、大きく分けて、生活指導というようなこと、それから教化教育、勉強ですね、そういうこともしておられますし、それから職業訓練、これは委員会のうもごらんになっておりますが、職業訓練とかさまざまなことを常時やつておりますが、社会復帰を失うことのないように努めていますし、今後も努めてまいります。

○櫻井委員 実際には、そういう中で、社会に復帰できずに就職先も決まらない、そういう受刑者がほとんどだと思います。

そんな中で、やはり、刑務所の中から例えば担当者を決めて、チユーターミみたいにずっと世話をして、外に出たときも、きちんと就職先が決まるまでちゃんと面倒を見るとか、何かあつたらおれのところに相談してこいよみたいな、そういうた相当者の方も必要だと思います。

また、就職にしても、なかなか決まらないものですから、例えばグレーゾーンの働く場ですね、刑務所の中ではないんだけども、服役、そういう懲役は終わつたんだけれども、一日に一回ぐらいた懲役を受けたりとか、あるいは一週間に一回指導を受けながら、そこには監視の方がいて、刑務所の外にでも、そういう受け入れがたい方が、ちょっとほかの工場よりは安いぐらいの給料でもいいから、きちんと雇つてあげられて管理できるような、刑務所ではない、完全に外ではない、真ん中のグレーゾーンの期間をもうちょっと設けないと、なかなか生活に戻ることができないと思うんです。それは堺の刑務所の職員の方も実際おつしゃつていたことなんですか、その辺はいかがですか。

○津田政府参考人 受刑者の釈放後のケアということでありますかと存じますので、保護局の方からお答え申し上げます。

委員御案内のとおり、仮釈放という制度もございまして、これは、刑期満了前に釈放されまして、早い段階で保護観察に移行させた上で社会内での

復帰を図るという制度でございます。そのようにしては、ことで再犯を防止することをやつております。我が国における刑事政策上、非常に重要な制度でござりますけれども、この仮釈放後におきましては、保護観察官と保護司が一緒になりまして、仮釈放者のケアというもの、今おっしゃいましたように努めているところでございます。

また、特に長期から仮釈放、仮釈放になつた等の場合におきまして、更生保護施設という施設もございますので、そこで一定期間、社会復帰のために居住する、あるいはそこで就職等も探すとい

うようなことをやつております。

○櫻井委員 刑に服しているときは全く自由度がゼロで、それで出たらいきなり自由になる、そういう変化ではなくて、途中に、例えば五年の刑期ならば、三年刑務所にいたら二年ぐらいいは、半分ぐらいいの管理下に置いて、外にも出られるよう

思います。

それで、ちょっと時効のお話に行きたいと思いますが、十五年の時効が二十年になる。そんな中でお

伺いしたいんですが、例えば時効のぎりぎりぐらに検挙される、この可能性というのは大体何%

○岡田政府参考人 時効ぎりぎりで検挙される事例というのは、恐らく罪種なり手口なりによって異なる部分もあると思いますが、何%という数字は必ずしもとつておりませんけれども、殺人事件などですと、年に、あるいは一年に一件程度、犯行後十五年ほどした時点で検挙されるという事案が見られております。

○櫻井委員 延ばしても、小説なんかでも、大体文筆家なんかは締め切り日に仕上がるんですね。例えば十五年を二十年にしたら、十五年の近づくになつたときに緊張感を持つべつと一気に捜査するというのがかなり大きなモチベーションを占めていると思うんです。

実際に、この法律、例えば、被害者の厳罰化を求める意識というのがかなり大きなモチベーションを占めていると思うんです。それから、自分の

ちょっとあやふやになつて伸びてしまう。それはそんなことはないよといつても、潜在意識の中では何となくまだ時間があるやと思つたらほんやりしてしまうというようなことがありますから

伺つたんです。

これは検挙率を上げないと、やはり同一犯がなかなか捕まらないものだから、例えば婦女暴行なんかにしても、捕まるまで次から次へ犯罪を犯していくわけですね。そんな中で、検挙率を上げないと、といけない。

何か検挙率を上げるための努力とかシステムとか、そういうものはあるんでしょうか。

○岡田政府参考人 まさに、私ども、少なくとも刑事警察の領域におきましては、犯罪を検挙するということは最重点の仕事でございます。

検挙率という概念で申し上げますと、犯罪の認知を減らして検挙をふやせば検挙率が上がるわけ

でございます。検挙率を上げるというか、検挙実績を上げるために今委員御指摘ありましたように、私ども、重点といたしますのは、犯罪と

行われるということが大変重視されるわけでござります。

そのために、日々新たに申しますか、あるいは

体系的にも、昨年は、犯罪に強い社会の実現のための行動計画などもつくられておりますが、そうした中で、組織や人員の効率的な運用ですとか

力はどう強化するか、外部の機関との連携強化を

どうするかといったことについて、日々努力をして

いるところでございます。

○櫻井委員 捜査については、ちょっと後でもまた詳しく、時間があれば追求していきたいと思う

ことです。
○南野国務大臣 調書をとられた事実ということについては、私の母が死亡しましたとき、通夜を済ませて、葬式を済ませて家に帰つてしまふことがあります。が、大臣は警察に調書をとられたことはございません。

○櫻井委員 調書のとり方なんですか、ど

うんです。

それがモチベーションなんですが、捜査状況に関しても、当然、被害者は、説明を受けたりケアがなければ、大きなショックを受けただけでなく、警察からもう一回、いろいろな面で一度ショックを受けることになると思うんです。

厳罰化だけでなく、被害者の意識を何とかしてあげようというのであれば、被害者のケア、説明、こういったものも必要なんではないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○岡田政府参考人 今の問題につきましては、委員御指摘のとおりであろうかと思います。私どもも被害者に対してどのように対応していくかといふのはかなり重大なテーマでございまして、特にここ十年ほど前から、被害者対策、被害者に対し

てどのようにいろいろな説明をするか、あるいは被害者に対する対応における心配りといふことに

ついで、被害者対策要綱といつたものをつくりましたり、あるいは捜査員のための被害者対応マニュアルを各都道府県につくらせたりいたしまして、さまざまな施策を講じているところでございま

ます。

○櫻井委員 さまざまなものでございますが、それでも、結果が伴わなければどうしようもないんですね。

ここでちょっと大臣に登場してほしいんですけど、大臣は警察に調書をとられたことはございません。

○南野国務大臣 については、私の母が死亡しましたとき、通夜を

が、大臣は警察に調書をとられたことはございません。

が、私は妹の方にその家を預け

がラスが壊されていて、もう二階から何から大変

だつたわけです。今、私は妹の方にその家を預け

ているのですから、妹がいろいろと聴取を受けたという事実はござります。

ういうふうに感じられましたか。

○南野國務大臣 先生の御質問があると思いまして、ゆうべ、妹に早速聞いてみました。妹に聞いてみましたら、いろいろとやりとりがあつて淡々と済ませたけれども、丁寧に聽取はされた、だけれども、ピッキングなんか泥棒さんなんかわかりませんが、その方がまだ捕まっていないので、その方を早く捕まえてほしいなという話がございました。一人で寝のも怖いからセコムにしようとした。

○櫻井委員 大臣以外にも調書をとられた方はいらっしゃいませんか。——ああ、どうぞ、ちょっと同じように聞かせてください。

○富田大臣政務官 平成四年だったと思いますが、ちょうど今ごろ、経営しておりました法律事務所に空き巣が入りまして、二十万円盗まれて、机をいろいろ壊されました。被害届を出しましたので警察の方に呼ばれまして、事情聽取を受けて、十本の指紋を全部とられて非常に不愉快な思いをしたことがあります。

○櫻井委員 私はもう何回というぐらい、空き巣に遭つたりバイクを盗まれたり、いろいろなことで警察の方に呼ばれ、何度も調書をとられたことがあります。

そんな中で、被害者への配慮を叫ぶ割には実際に被害者への配慮ができるのかというのを、言わわれるのは、こういうことをやっています、あいうのをやっていますと言ふうですけれども、実際にそれを受けた被害者がどう感じるかというところなんですね。取り調べ中、横柄な態度をとられたり、倒くさそうに、気だるそうに調書をとるわけですよ。あるいは、怒りやショックからまだ立ち直つていないのに、僕が強姦に遭われた方から聞いたんですが、そんなところに行くから、おまえ、強姦に遭つたりするんだよとか、そんな言い方をされたと。

実際に、被害者の方、今回重罰化することによつてある程度の配慮をするという中で、警察自体が

そういう配慮をしておつたらだめだと思うんです

ね。例えば、強姦に遭われた被害者がいたら、女性の優しい取り調べ官が出てきて、どうしたんでもういいことになつて大変ですねというようませんが、その方がまだ捕まっていないので、その方を早く捕まえてほしいなという話がございました。

○岡田政府参考人 どうも、そうした御指摘をいたくことというのは、私ども、しばしばあると思つております。

ただ、犯罪捜査をしてまいる際に、被害者の方から、お話ししたくない、被害者の立場に立てば話したくないというようなことはたくさんあるわけでございます。しかし、私ども、真相を解明していくために、お話ししたくないことについても、詳しく述べてお聞きしなければならないこともあります。

それから聞き方も、大変上手な者もありますし、コロボンのように大変うまくやつてくれる刑事もいますし、なかなか不器用な警察官もおります。

○櫻井委員 ただ、一般論であえて若干の弁解を申し上げさせていただきますと、我が国のお警察というのは非常に丁寧に事情聽取をすると私は思いますが、本当に日本に比べまして。

そうしたことのプラス面もあるのではないかと考えておりますが、ただ、御指摘にありました性犯罪の被害者の方などというのは、特に男性警察官である場合には本当の心の内側がなかなかわからないというようなことも多々あるのではないかと思います。そうした反省も踏まえて、事情聽取をする警察官が、女性ができるようにということ

が来て、できぱきとやるんですが、何か、これが怪しいじゃないかと言つてもそこを無視していたり、勝手に、どうでもいいところから指紋をとつたり、例えば車上荒らしなんかされていても、あんなものは高精度のカメラでぱしゃっと撮れば、被害状況というのは写つているわけです。それをわざわざ汚い絵をかいておるんですよ。

ガラスが割れていますとかいつて、矢印を書いて。それを、だれが見て、どう判断して犯人を捕まえるのか。全く不効率きわまりないわけです。

被害届などの書類作成が本当に遅いんですよ。例えばカードを盗まれるなんというのは、最近ちょっとちゅうなんですよ。それで、カードを盗んで、その後、すぐ近くの店とか、コンビニであればローソンであるとか、あるいは紳士服のところとかで即座に使われ始めているんですね。それなのに、では、どこでとられましたか、それは何時ですか、確かに書かれてますよ。しかも近所ですよ。

あんなもの、素人目から見ても、例えばそこで

でしたね。もう十中八九、ちょっとひどい対応だったわけです。実際に、あの捜査官なり調書をとつた方を例えれば私が自分の会社で雇うかというと、絶対雇いませんね。あなたの、スーパーマークエットだったら一発で首になると思います。

そういう対応をとらないと、さらに被害者の傷が深くなつていく、そういうことが考えられるんですが、そういう思いやりとか、そういう部分ではどうな対応をとらないと、な対応をとらないと、さらには被害者の傷が深くなつて大変ですねというようですが、こんな対応をとらないと、な対応をとらないと、さらには被害者の傷が深くなつて大変ですねというようですが、

○岡田政府参考人 どうも、そうした御指摘をいたくことというのは、私ども、しばしばあると思つております。

ただ、犯罪捜査をしてまいる際に、被害者の方から、お話ししたくない、被害者の立場に立てば話したくないというようなことはたくさんあるわけでございます。しかし、私ども、真相を解明していくために、お話ししたくないことについても、詳しく述べてお聞きしなければならないこともあります。

それから聞き方も、大変上手な者もありますし、コロボンのように大変うまくやつてくれる刑事もいますし、なかなか不器用な警察官もおります。

○櫻井委員 ただ、一般論であえて若干の弁解を申し上げさせていただきますと、我が国のお警察というのは非常に丁寧に事情聽取をすると私は思いますが、本当に日本に比べまして。

そうしたことのプラス面もあるのではないかと考えておりますが、ただ、御指摘にありました性犯罪の被害者の方などというのは、特に男性警察官である場合には本当の心の内側がなかなかわからないというようなことも多々あるのではないかと思います。そうした反省も踏まえて、事情聽取をする警察官が、女性ができるようにということ

が来て、できぱきとやるんですが、何か、これが怪しいじゃないかと言つてもそこを無視していたり、勝手に、どうでもいいところから指紋をとつたり、例えば車上荒らしなんかされていても、あんなものは高精度のカメラでぱしゃっと撮れば、被害状況というのは写つているわけです。それをわざわざ汚い絵をかいておるんですよ。

ガラスが割れていますとかいつて、矢印を書いて。それを、だれが見て、どう判断して犯人を捕まえるのか。全く不効率きわまりないわけです。

被害届などの書類作成が本当に遅いんですよ。例えばカードを盗まれるなんというのは、最近ちょっとちゅうなんですよ。それで、カードを盗んで、その後、すぐ近くの店とか、コンビニであればローソンであるとか、あるいは紳士服のところとかで即座に使われ始めているんですね。それなのに、では、どこでとられましたか、それは何時ですか、確かに書かれてますよ。しかも近所ですよ。

あんなもの、素人目から見ても、例えばそこで

犯罪があつたんなら、ぱつと今監視カメラに映つた人をだれかチェックするとか、すぐ捜査官が走つてやらないと捕まらない。それをしないと、次の被害者が同じところでも同じような車上荒らしに遭つたりするんですよね。

それなのに、全然そいつたことが不効率で、例えれば現代の技術を使えば、カードを盗まれたのだったら、そのカードの番号をぱぱぱと警察が打つたら、カード会社と連携していて、一瞬で使用者が犯罪者に対する怒りを感じながら、捜査中にその警察官に対しても怒りを感じながら、二重に憤りを感じながらいかないといけないという状態は、国としてはもう絶対に回避しないといけないと思うんです。

そういった中で、いろいろな対処をしていかなければなりません。実際に捜査のやり方も本当に非効率きわまりないから、そいつた面に対しても怒りを感じずにはおれないというのが、私なんかも、多々実感としてわいたんだです。

例えば現場での証拠収集なんかにいたしまして、それがなくなります。実際には、捜査のやり方も本当に非効率きわまりないから、そいつた面に対しても怒りを感じずにはおれないというのが、私なんかも、多々実感としてわいたんだです。

ただ、一般論であえて若干の弁解を申し上げさせていただきますと、我が国のお警察というのは非常に丁寧に事情聽取をすると思いまます、外国に比べまして。

そうしたことのプラス面もあるのではないかと考えておりますが、ただ、御指摘にありました性犯罪の被害者の方などというのは、特に男性警察官である場合には本当の心の内側がなかなかわからないというようなことも多々あるのではないかと思います。そうした反省も踏まえて、事情聽取をする警察官が、女性ができるようにといふ

ことができるのか、そういうふうに思ふんです。

そういう対応をとらないと、な対応をとらないと、さらには被害者の傷が深くなつて大変ですねというようですが、

○岡田政府参考人 どうも、そうした御指摘をいたくことというのは、私ども、しばしばあると思つております。

ただ、犯罪捜査をしてまいる際に、被害者の方から、お話ししたくない、被害者の立場に立てば話したくないというようなことはたくさんあるわけでございます。

それから聞き方も、大変上手な者もありますし、コロボンのように大変うまくやつてくれる刑事もいますし、なかなか不器用な警察官もおります。

○櫻井委員 ただ、一般論であえて若干の弁解を申し上げさせていただきますと、我が国のお警察というのは非常に丁寧に事情聽取をすると私は思いますが、本当に日本に比べまして。

そうしたことのプラス面もあるのではないかと考えておりますが、ただ、御指摘にありました性犯罪の被害者の方などというのは、特に男性警察官である場合には本当の心の内側がなかなかわからないというようなことも多々あるのではないかと思います。そうした反省も踏まえて、事情聽取をする警察官が、女性ができるようにといふ

ことができるのか、そういうふうに思ふんです。

そういう対応をとらないと、な対応をとらないと、さらには被害者の傷が深くなつて大変ですねというようですが、

○岡田政府参考人 どうも、そうした御指摘をいたくことというのは、私ども、しばしばあると思つております。

ただ、犯罪捜査をしてまいる際に、被害者の方から、お話ししたくない、被害者の立場に立てば話したくないというようなことはたくさんあるわけでございます。

それから聞き方も、大変上手な者もありますし、コロボンのように大変うまくやつてくれる刑事もいますし、なかなか不器用な警察官もおります。

○櫻井委員 ただ、一般論であえて若干の弁解を申し上げさせていただきますと、我が国のお警察というのは非常に丁寧に事情聽取をすると私は思いますが、本当に日本に比べまして。

そうしたことのプラス面もあるのではないかと考えておりますが、ただ、御指摘にありました性犯罪の被害者の方などというのは、特に男性警察官である場合には本当の心の内側がなかなかわからないというようなことも多々あるのではないかと思います。そうした反省も踏まえて、事情聽取をする警察官が、女性ができるようにといふ

ことができるのか、そういうふうに思ふんです。

そういう対応をとらないと、な対応をとらないと、さらには被害者の傷が深くなつて大変ですねというようですが、

○岡田政府参考人 どうも、そうした御指摘をいたくことというのは、私ども、しばしばあると思つております。

ただ、犯罪捜査をしてまいる際に、被害者の方から、お話ししたくない、被害者の立場に立てば話したくないというようなことはたくさんあるわけでございます。

それから聞き方も、大変上手な者もありますし、コロボンのように大変うまくやつてくれる刑事もいますし、なかなか不器用な警察官もおります。

○櫻井委員 ただ、一般論であえて若干の弁解を申し上げさせていただきますと、我が国のお警察というのは非常に丁寧に事情聽取をすると私は思いますが、本当に日本に比べまして。

そうしたことのプラス面もあるのではないかと考えておりますが、ただ、御指摘にありました性犯罪の被害者の方などというのは、特に男性警察官である場合には本当の心の内側がなかなかわからないというようなことも多々あるのではないかと思います。そうした反省も踏まえて、事情聽取をする警察官が、女性ができるようにといふ

ことができるのか、そういうふうに思ふんです。

そういう対応をとらないと、な対応をとらないと、さらには被害者の傷が深くなつて大変ですねというようですが、

○岡田政府参考人 どうも、そうした御指摘をいたくことというのは、私ども、しばしばあると思つております。

ただ、犯罪捜査をしてまいる際に、被害者の方から、お話ししたくない、被害者の立場に立てば話したくないというようなことはたくさんあるわけでございます。

それから聞き方も、大変上手な者もありますし、コロボンのように大変うまくやつてくれる刑事もいますし、なかなか不器用な警察官もおります。

○櫻井委員 ただ、一般論であえて若干の弁解を申し上げさせていただきますと、我が国のお警察というのは非常に丁寧に事情聽取をすると私は思いますが、本当に日本に比べまして。

そうしたことのプラス面もあるのではないかと考えておりますが、ただ、御指摘にありました性犯罪の被害者の方などというのは、特に男性警察官である場合には本当の心の内側がなかなかわからないというようなことも多々あるのではないかと思います。そうした反省も踏まえて、事情聽取をする警察官が、女性ができるようにといふ

接して進めていくような気があるのかどうか。そういうった施策も、今はできていなくても、将来的にはe-Japanの中ではやろうと思つてゐるのか。その辺、ちょっとお伺いしたいのです。

○岡田政府参考人 そうした工夫を含めて、さまざま改善しなければならないことはあるんだろうと思います。

私どもの反省としても、いささか完璧主義的過ぎる、満点主義的過ぎる仕事の仕方があるのじゃないかと私自身も思つてゐるところもありますし、私も今スローガンの一つとして掲げているのは、より速く仕事をするということであろうかと思います。

ただ、パソコンですとか、そういう機械類の使用というのは順次進めておりますが、若干過渡期みたいなところがござります。若い人は大分能率よくやつてゐるんですけども、年のいった人がそれをやると、かえつて一本一本でこんなことをやつて、そんなことをしないで手書きでさつさと書いてくれよというような苦情も来たりしておりますので、そういうこともさまざま踏まえながら対応してまいりたい、このようと思つております。

○樽井委員 例えば、自転車一台とられて二時間以上にわたつて調書をとられたら、こんなもの、本当に不効率きわまりないので、その辺の改善というものは国を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

実際に小泉総理大臣も、民営化するといふのは、姿勢としてはそういうことだと思うんですね。例えば、公務員でやつてゐるんだといふんじゃなくて、日本警察株式会社なんだ。そして、犯罪者を捕まえたら、凶悪犯を捕まえたら幾らとかいつてもうかるんだ。それで、被害者自体がお客さんなんだ。それを考へたときも、こんな検査をするんですかということなんですよ。例えば民間に警察があつたら、もっと効率よく、もっと最新の機器を使って、さらに検査率を上げるようなやり方を開発したりとか、そういうことに取り組ん

でいくと思うんですね。

そういう部分をぜひやつていかないと、被害者が犯罪者に對して怒りを感じてゐるんならともかくしていかないと、かなり問題だと思いますし、また、そういう信頼感が國と国民との間には必要なんだ、そういうふうに認識をしておりますの

で、ぜひ、警察の対応、そして捜査のスピード化、効率化、こういったものに尽力していただきたい、そういうことを意見として申し上げさせていただきます。

ちょうど厳しいことを言つて申しわけありませんでしたが、実際に近々私も車上荒らしに遭いました、何と選挙用のたすきまで盗まれておるんまでしたが、被害状況を説明しに行つたら、忙しいのに、物すごくのんびり調書をとられて、それで、あなたは何やかんやと偉そうに言つておきながら、職業は何ですかと言つて、一応衆議院議員なんですねけれどもと言つたらいきなり態度が変わつて、違う人が、上司っぽい人が来て、いきなり調書をとり始める。一般的の市民だったらその対応なんですから、そういうこともさまざま踏まえながら対応してまいりたい、このよう思つております。

そういうふうに思います。（発言する者あり）よくあるパターンですね。

そういうことなく、信頼関係、警察も、何やかんや言つてもあんなんやないかというのがないよう

うに、警察はばらしいんだ、そういうふうに思つ

ります。

○大林政府参考人 まず、罰金の金額の引き上げについて今どうなつてゐるかということについて御説明いたしますと、罰金刑の額につきましては、経済事情の変動等に伴い、昭和二十三年の罰金等臨時措置法、それから昭和四十七年の同法の改正及び平成三年の罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律により、順次引き上げてゐるところでございます。

平成三年の場合は、昭和四十七年から平成三年までの消費者物価上昇率が一六八%ということです、これを改定したものでございます。その後、平成三年から最近までは、刑法自体の罰金は全般には上がつていません。これは、消費者物価上昇率が二三%とどまつてゐることもありました。

思うわけです。

実際に、殺人犯の場合でしたら、謝られようが、どんな裁判になろうが、無期懲役になろうが、うちの息子は帰つてこないよ、そういう風いもあるわけですから、五千万詐欺に遭つた方というのは、五千万戻つてきたら戻つてきたんですか。

実際におかしいのは、詐欺師が、あるいは詐欺とかした財産犯の犯人が物すごくゴージャスな家に住んでいて、ベンツに乗つていて、被害に遭われた方が借家住まい、ちょっとお金來月支払ひ、子供の授業料困つてゐるんだとか言いながら、被害に遭つたのに、その方は、刑務所に行くのはいいんだけれども一円も返つてこないとか、こればかりはちょっとおかしいと思うんですね。

そういういた状況の中で、やはり財産犯というのもつと罰金を、被害額に達するぐらいまで罰金を取つて、保険はそのときに調整したらいいんですけど、やはり被害者に返すべきだ。例えば五千万だまし取つたんだつたら、その犯人の家を売つても五千万返す、なくなるまでやるんだ、もうそぞれぐらいの意気込みで、意気込みというか法律があつてもいいんじゃないかと思うんです。

そういうところこそ厳罰化でもいいと思うんですが、罰金に関しての見識なり所見なり、いかがでしょうか。

○大林政府参考人 まず、罰金の金額の引き上げについて今どうなつてゐるかということについて御説明いたしますと、罰金刑の額につきましては、経済事情の変動等に伴い、昭和二十三年の罰金等臨時措置法、それから昭和四十七年の同法の改正及び平成三年の罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律により、順次引き上げてゐるところでございます。

それから、もう一つ御指摘があつたものは、罰金刑により國家が得た金銭を被害者に返還すべきではないかという御指摘がありました。

これは、今申し上げるようによつと陥路がございまして、一般国民が被害に遭うことの多い窃盜や詐欺といった犯罪には罰金刑の定めがなく、一方で、酒気帯び運転や速度超過などの道路交通法違反や薬物犯罪などの特別法違反といつた、直接の被害者がいない犯罪に罰金刑が定められていました。

これは、そのときのインフレあるいはデフレ、こういった率も考慮して、貨幣価値を踏まえた金額に変動すべきじゃないかと思つております。

それから、もう一つ御指摘があつたものは、罰

昇率が三%とどまつてゐることもあります。

ただ、財産犯等における罰金刑のあり方等については今後の検討課題であるというふうに私ども認識しております。

それから次に、窃盜や詐欺などの財産犯について罰金刑を科すべきではないかというお尋ねがございました。

かく、警察にも頭にきたよなんという、それはなかなかしていかないと、かなり問題だと思いますし、また、そういう信頼感が國と国民との間には必ず改

善しなければならないことはあるんだろうと思います。

私は、この問題を解決するためには、現行制度では非常に今のところは難しい。

しかしながら、今御指摘のように、財産犯自体に罰金を設けること、あるいは被害者に対する賠償のあり方といいますか、それをどうやつていかということについては、これはいろいろな角度から今議論されているところでございまして、そういう御指摘も踏まえて、今後さらに検討していきたいと考えております。

○櫻井委員 例え物でありますとかそういった場合、単純な話なんですが、車でもスクーターでも、とされたら、それが見つかって返ってくるわけです、本人のところへ。ある程度改造されていたりはするかもしれません。お金の場合に関しては、とられているのに、ああ、返つてこないよ。これはちょっとおかしいと思うんですね。

その犯罪をした本人がお金を持っているんだつたら、それは当然、詐欺で稼いだお金なんだから被害者に返すべきだと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○大林政府参考人 それは御指摘のとおりだと思います。

実態としては、例えば、刑事裁判になる、あるいは捜査中であつても、被害弁償をして、刑を輕くする、あるいは不起訴にするという事例が少なからずあります。ですから、間々そういう不合理な事態が起こる事象もありますけれども、それは今の制度で弁償されている事例も少なからずあるんじゃないかなというふうに思つております。

○櫻井委員 大体、窃盗とか、被害に遭われた方のものに物が返つてこない、お金が返つてこない、それで初めて被害者になるというわけでありまして、やはり一たん被害に遭わっても、全部返つてきたら、被害者の方も大分落ちつきますし、それでもう構わないということになると思うんですね。

この辺、ずっと詐欺とかで蓄財している犯人からは、やはり被害者のもとに返す。債権取り立て屋じやないでされども、もういろいろなものにぱつと、被害に遭われた方のもので買つているん

だから、一たんとつて国が管理して、被害者に還元する、それぐらいのことをしてしかるべきだと思います。

実際に犯罪に遭われた方は、ある意味で国が保護してやれなかつた、そういうた責任もあるわけだから、ある程度の保険的な部分で、その罰金を返してあげるべきだと私は思いますので、その辺も十分検討していただきたいと思います。

それで、私、弁護士会の方もこれは書いていますが、罪にも、事情や責任のあり方、人間性、これを考慮されるべきだ。

実際にちょっと気に入らないのは、懲役があれども、それは、悪いやつはどんどん悪いやつになりますから、ある程度わかるのですが、下限があれども、その辺の判断基準というのは、やはり裁判とかそういうたところで、どういった形式というか、過去の事例とかで決めていくとということになります。

○大林政府参考人 御指摘のとおり、殺人罪をとつてもいろいろなケースがあると思います。情状において同情すべきもの、そうでないもの、これは、例えば検察でいえば、当然それは多数の事件を扱つていますからそれなりの蓄積がありますし、裁判所においてもやはりそれはそうだと思つます。ですから、そういう過去の事例等も参考にしながら判断しているものだというふうに思つております。

○櫻井委員 例え、最低の懲役が三年から五年になつた場合、過去のを踏まえたら、当然これは、本当だつたら二年や一年でもいいだけれども三年ぐらいになつてたものが、五年になつたから、もう五年だから仕方ないや、五年にしようというふうなことになるんですか。過去の事例を見て判断するんだつたら、当然、二年や三年だと思われるぐらいいの罪の場合、これは五年に上がつてしまふよね。そういうときは情状酌量になるのか、それとも、もう五年になつてしまふのか。五年といふ最低は初めてなわけですから、その最低に合わせるということになるんですか。

○大林政府参考人 個別の事件、いろいろありますけれども、酌量減輕の判断を経た上で執行猶予に付しては、

した方が国民からもわかりやすい司法判断のあり方ではないか、こういうふうに思うところでございまして、酌量減輕によって執行猶予を付すことが可能な範囲で法定刑の下限を引き上げることにしたものでございます。

○櫻井委員 その判断基準はどういつたことになりますか。執行猶予は懲役三年までつけられますので、二年半から三年までの刑を選んで執行猶予に付するという形にならうかと思います。

○大林政府参考人 そうした複雑な人間性も考えられるべきだと思いますので、私は、何回言つても、やはり上限は上がつても下限を上げるべきではない、強くそのことは申し上げておきたいと思います。

実際に、この後、採決ということになつてそういうふうに決まつてしましますと、もうこれは実行してしまうわけですが、それも、ずっと後々経緯を見て、これはおかしいんじやないかと思ったら早急に判断してまたもとに戻す、現行法のままの方がよかつたんじやないかといえばそういうふうに改善していただきたい、この辺も強くお願ひいたします。

それで、ちょっと話は戻るんですが、きのう施設を見て説明を受けたんですが、大阪刑務所で受刑者が二千八百二十九人収容されている。これは、十年前より千人ぐらいふえているらしいんですよ。なのに、職員の方が二十人しかふえていないんだと。

これは質問通告はしていないんですけども、職員が本当にわざかしかふえずに、受刑者がふえていつている状態であつて、休みがもうほとんどないんですよ、これを何とかしてくれませんかといふ話をきのう伺つたんですが、職員の今後の処遇なりそういうた対応なり、御検討しているのであればその辺をお聞かせください。

○横田政府参考人 お答えいたします。

おつしやるように、被収容者の数は激増していると言つてよいと思います。それに対して、それの伸びに応じて職員の数がふえていることではありません。委員もきのうごらんになりましたよう

に、職員は大変厳しい状況の中で一生懸命頑張つて、とにかく誠実に職務を執行しているというのが実情でございます。

私どももいたしましても、このような状況にありますので、これまでも、過剰収容に対しましては、収容能力の拡充と、そしてもう一つ、やはり要員の確保ということを大きな柱としてまいりまして、過剰収容に対しまして、大変な負担の軽減に努めてまいりました。

○椿井委員 職員の方が、はやいていたということはないでけれども、休みが例えば月一日だから、そんなレベルになつていてる。私たち国会議員もそれに負けないんですが、それでも、それは公務員として考えた場合、当然、規定としてはおかしいので、改善すべきだと思うんです。その辺は、もしそういうふうな訴えがちゃんとあって、今度人員がふえてきてこういう状態だと、いう報告があれば、それに対する改善をちゃんととしていただけるんでしょうか。

○横田政府参考人 先ほども触れましたけれども、職員の厳しい勤務状況というのは私どもも十分承知しているつもりでございます。したがいまして、その軽減、緩和にこれからも努めてまいりたいとございます。

○椿井委員 職員の方も充実していただきないと、その刑務所の職員だけはかなり過酷なんだといふのもちょっとまた筋が違うんじゃないかと思つております。

それで、外国人対応の職員、これも本当に少なかつたんですね。実際に、外国人犯罪者の方が来たらいろいろ通訳される方がいるんですけども、それも本当に人数が足らなくて、十人ぐらいで、毎日激務だという状態なんですか。この辺は調査的にはどうなつておりますか。

○横田政府参考人 お答えいたします。

外国人の被収容者も大変ふえてきております。

それにつきましては、先ほど申し上げましたように、やはり要員の確保、もちろん職員の確保とりまして、三十、四十といった大きな数になつておられます。そこで、通訳人もつきますし、職員もそれだけは、この法律が通つたら確実だと思うんです。しかし、それに、職務過重負担になつてることは事実でございます。

やつております。そこで、やつておられましては、これにつきまして、これにつきましては、今後ともそういう面で拡充いたしまして、職員の負担を少しでも軽くしたいと考えております。

○椿井委員 実際の中のシステムを見ますと、本來何個かはネットワークでつながっているんです。が、要するに、暇な刑務所もあるわけです。そんな中で、外国人の犯罪者の数が違うところに服役された外国人の犯罪者がいたら、そこでネットで通じて、テレビ電話でもいいからちゃんと通訳できるシステム、これを国を挙げて構築すべきだと思います。

どこに犯罪者の方が来ても、例えば国の中枢部分で物すごく翻訳能力のある方が待機されていて、その会話を聞きながら同時通訳でどんどんと送り込んでいくというようなシステムの必要性を感じましたが、その辺は所見の方はありますか。

○横田政府参考人 委員がきのうごらんになります。した大阪刑務所は、府中刑務所と並んで、いわゆるF級といいまして、日本語の能力、会話といふのを理解できない人、本当に外国の言葉しかわからないとか、そういう人たちが集中しております。ほかのところにもよく言語がわかられない人もいますけれども、それにつきましては、府中と、きのうごらんになりました大阪につきましては、国際対策室というのがございまして、そこで、ほかの十分な言語対応力がない者につきましては、この法律で受刑している日本国民あるいは日本で受刑している外国人につきましては、国際的な協力のもので、その本国にそれぞれ移送しまして、そして刑の執行の共助をする、そういう制度ができ上がつております。

○横田政府参考人 お答えいたします。

外国人の被収容者も大変ふえてきております。

○椿井委員 これから、こういったシステムに対応でいろいろな受刑者へ対応していくのか。最初の話に戻りますけれども、例えば、人員がふえるのは、この法律が通つたら確実だと思うんです。刑期がふえるわけですから。

そんな中で、建物をふやすということは考慮されているのか。今あるところにすし詰めにしていくことなのか、それとも、新たにこういうのをつくる計画があるということなのか、その辺、ちょっとお伺いしたいんです。

○横田政府参考人 お答えいたします。

いわゆる収容増に対しましては、いろいろな対処策がありますけれども、それは建物の中を改造するということもありますし、増築するということもあります。それから刑務所を新設するということもあります。現在、私どもは、いろいろな方法で収容能力の拡充に努めているところでござります。

○椿井委員 そういいたところもちゃんと改正していかなければならぬと思います。

実際に、落としどころと言いましたらちょっとあれなんですが、今回のこの法律が通つて、刑務所の中を考えた場合、堺の場合ですが、現在外国人が一六%収容されている。これを日本が受け持つのか、それとも、半分ぐらいは当然その国に帰つていただくようななちゃんとした対応、手続できるような条約なり結んでいかなければならぬ、こう思ひます。

○椿井委員 これである程度人員を減らさなければならないと思うんですが、条約的に、ほかの国と、相手の國の國民がこっちで犯罪を犯した場合、どういうふうなことで対応しているんですか。

○横田政府参考人 お答えいたします。

昨年の六月から施行している法律で、国際受刑者移送法というものがございます。これは、外国人で受刑している日本国民あるいは日本で受刑している外国人につきましては、国際的な協力のもので、その本国にそれぞれ移送しまして、そして刑の執行の共助をする、そういう制度ができ上がり

ております。

ただ、これもきのう御説明を受けたかもしませんけれども、この国際移送法というのは、現在適用がありますが、これは欧州評議会の国際移送条約というものに加盟しているものについて適用されることになつております。

それであります中国あるいはイランという国が加盟しておりますので、現在、その人たちについて移送ができないという状況にございますので、これにつきましては、私ども何とかそついた移送ができるようにしていきたいところでございます。

○椿井委員 この法律が施行されたときはどちらも言つておりますように、個人的な見解ですが、ちゃんとしたグレーゾーンの機会を、完全に刑に服してくるのは目に見えているんですから、そういう間の、刑務所にたまに、一週間に一回ぐらい研修を受けに、状況を報告しに来ればいいというよ

うな期間も設けて、なるべく、長いこと刑務所にずっと対応も迅速にしていただいて、先ほどからも言つておりますように、個人的な見解ですが、これがいつた対応も迅速にしていただけます。そこで、刑務所にたまに、一週間に一回ぐらい研修を受けに、状況を報告しに来ればいいというような期間も設けて、なるべく、長いこと刑務所にずっと対応も迅速にしていただけます。そこで、刑務所にたまに、一週間に一回ぐらい研修を受けに、状況を報告しに来ればいいというような期間も設けて、なるべく、長いこと刑務所にずっと対応も迅速にしていただけます。そこで、刑務所にたまに、一週間に一回ぐらい研修を受けに、状況を報告しに来ればいいというような期間も設けて、なるべく、長いこと刑務所にずっと対応も迅速にしていただけます。

実際には、服役した後、更生されなければ全く意味がないと思っております。人間というものは、基本的に、こいつはやからだとか、そんなふうな目で見られたり、ずっとそういうことを言い続けられていると、やはりそれなりに、ぐれると言えば言葉は悪いですけれども、すんぐくるようなところがありますので、そういうた部分でも改正が必要なんじゃないか、こう思いました。

きのう見て、例えば音楽なんかでも好きなのを聞くようなこともできない。クラシックとか聞いてるうちに精神的に落ちついて反省するというような部分もあると思いますので、そういういろいろな科学的な見地とか心理学の面から見ても、ただただ刑期を長くすれば犯罪が減るだろ

うとか、あるいはそうすべきだとかというのじやなくて、人間としての、ちゃんと更生させてあげるんだという強い気持ちを持ってこの法が施行された後もやつていただきたいと思いますので、その辺を強く強調して、時間が来ましたので、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○塩崎委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○塩崎委員長 これより討論に入りますが、その申し出がありましたので、直ちに採決に入ります。

○塩崎委員長 内閣提出、刑法等の一部を改正する法律案について採決いたしました。

○塩崎委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○塩崎委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、田村憲久君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○塩崎委員長 提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。伴野豊君。

○伴野委員 刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

○塩崎委員長 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

○塩崎委員長 お諮りいたします。

○塩崎委員長 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

二 強盗等の罰則については、近年の犯罪情勢等を踏まえ、財産犯の一部の罪に罰金刑を選択刑として新設するなど、他の財産犯に係る罰則の在り方も含め、さらに検討に努めることがあります。

三 有期刑の法定刑及び処断刑の上限が引き上げられたことにかんがみ、長期受刑者の処遇については、社会復帰を円滑に進め、仮にも否定的な影響を与えることのないよう、十分に配慮すること。

四 性的自由の侵害に係る罰則の在り方については、強盗罪等の法定刑の適正化を図りつつ、それらとの權衡を考慮し、さらに検討に努めること。

以上であります。

○塩崎委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げました。

○塩崎委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○塩崎委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○塩崎委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げました。

○塩崎委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○塩崎委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○塩崎委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○塩崎委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○塩崎委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔報告書は附録に掲載〕

○塩崎委員長 次に、内閣提出、参議院送付、民法の一部を改正する法律案及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。南野法務大臣。

○塩崎委員長 民法の一部を改正する法律案、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○南野国務大臣 まず、民法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

○塩崎委員長 中小企業が融資を受ける際には、経営者等が保証人となつて、継続的に発生する不特定の融資債務を保証する根保証契約がしばしば結ばれております。そして、現行法においては、根保証契約の内容について何ら規制もないため、保証の限度額や保証期間の定めのない、いわゆる包括根保証契約が結ばれることも少なくありません。しかし、現在の厳しい経済情勢のもとで、個人の保証人が予想を超える過大な責任の追及を受ける事案が多発しております。根保証契約の内容を適正なものとするための措置を講ずる必要があるとの指摘がされております。

また、明治二十九年に制定された民法のうち、第一編から第三編までの財産法部分は、片仮名、文語体の表記のまま現在に至つておりますが、古めかしい用語表現も多数残されていることから、わかりやすい現代語に早急に改めるべきであるとの指摘もされております。

この法律案は、これらの指摘にこたえるため、民法の見直しを行ふものであります。この法律案の要点を申し上げますと、第一は、貸金債務等について個人の包括根保証を禁止するなど、根保証契約の内容に合理的な規制を加え、

根保証をした個人の保証人が予想を超える過大な責任を負うことがないようにしていることあります。すなわち、貸金等根保証契約において、極度額の定めのないものは無効とし、元本の確定すべき期日についても、契約締結の日から五年を経過する日より後の日を定めたときは、その定めを無効とするとともに、その定めがない場合には、契約の締結の日から三年を経過する日に元本が確定するものとしております。さらに、主たる債務者または保証人が債権者から差し押さえを受けたとき、破産手続開始の決定を受けたとき、または死亡したときも、貸金等根保証契約における元本が確定するものとしております。

第二に、民法を現代語化することです。民法の第一編から第三編までの片仮名、文語体で表記された条文を平仮名、□語体にするとともに、現状では一般に用いられることのない用語を他の適当なものに置きかえております。これらの措置によって、国民生活と密接な関係にある民法を、表現や形式の面でも身近でわかりやすいものに改めることにしております。

○塩崎委員長 以上が、この法律案の趣旨であります。

○塩崎委員長 次に、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

○塩崎委員長 近時、企業金融のあり方について、不動産担保や個人保証に過度に依存した資金調達手法を見直す必要があると指摘されており、企業資産のうちこれまで十分に活用されてこなかつた不動産以外の資産、具体的には、動産や債権を担保目的または流動化目的で譲渡することによって資金を調達する方法が注目を集めております。しかしながら、現行法のもとでは、動産や債権を担保目的または現行法のもとでは、動産の譲渡を第三者に公示する制度が不十分であるという問題があります。また、債権を活用して資金を調達する方法についても、現行の債権譲渡登記制度においては、債務者の特定期に将来債権の譲渡を登記することができないという問題があります。

そこで、この法律案は、法人がする動産及び債務者の特定していない将来債権の譲渡についても、登記によってその譲渡を公示することができます。こととして、動産や債権を活用した企業の資金調達の円滑化を図るうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一に、法人が動産を譲渡した場合には、動産譲渡登記ファイルに動産譲渡登記をすることによって、対抗要件を具備することによっておりま

す。第二に、動産譲渡登記について、その申請手続や登記事項の開示方法等の登記手続を整備しております。

第三に、法人が債務者の特定していない将来債権を譲渡し、または当該債権を目的として質権を設定した場合にも、債権譲渡登記ファイルに債権譲渡登記または質権設定登記をすることによって、債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備することができます。

なお、この法律の制定に伴い、政省令の制定等所要の手続が必要となりますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○塙崎委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わ

りました。

○塙崎委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

ただいま議題となつております両案審査のため、来る十九日金曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取ることとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塙崎委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

次回は、明十七日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十五分散会

第三節 条件及び期限(第百二十七条→第
四节 代理(第九十九条→第百十八条)
第五节 無効及び取消し(第百十九条→第
百二十六条)

第六章 地役権(第二百八十条→第二百九
四节 四条)
第七章 留置権(第二百九十五条→第三百二
一条)

民法の一部を改正する法律案

民法の一部を改正する法律

民法の一部を改正する法律案

第六章 地役権(第二百八十条→第二百九
四节 四条)
第七章 留置権(第二百九十五条→第三百二
一条)

民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を
次のように改正する。

題名及び目次(明治三十一年法律第九号におい
て付されたものを含む。)を削る。

次の題名及び目次を付する。

民法

目次

第一章 総則(第一条→第二条)

第二章 人

第一節 権利能力(第三条)

第二節 行為能力(第四条→第二十一条)

第三節 住所(第二十二条→第二十四条)

第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣
告(第二十五条→第二十二条)

第五節 同時死亡の推定(第二十二条の二)

第六章 法人

第一節 法人の設立(第三十三条→第五十
一条)

第二節 法人の管理(第五十二条→第六十
七条)

第三節 法人の解散(第六十八条→第八十
三条)

第四節 法人の清算(第八十一条→第八十
二条)

第五節 罰則(第八十四条の三)

第六節 補則(第八十四条・第八十四条的
二)

第七節 契約(第八十五条→第八十九条)

第八節 法律行為(第九十条→第九十二条)

第九節 総則(第九十三条→第九十八条)

第十節 意思表示(第九十三条→第九十八
九条)

第十一節 法律行為(第九十九条→第九十
九条)

第十二節 意思表示(第九十三条→第九十八
九条)

第三編 物権

第一節 総則(第一百七十五条→第一百七
九条)

第二節 占有権

第三節 占有権の取得(第一百八十条→第
一百八十七条)

第四節 占有権の効力(第一百八十八条→第
一百八十七条)

第五節 占有権の消滅(第二百三十三条→第
二百四十二条)

第六節 準占有(第二百五十五条→第二百
五十四条)

第七節 所有権

第八節 所有権の内容及び範囲(第二百
六条→第二百八条)

第九節 相隣関係(第二百九十三条→第二百
三十八条)

第十節 所有权の取得(第二百三十九条→第
二百三十八条)

第十一節 抵当権

第十二節 総則(第三百六十九条→第三百七
十二条)

第十三節 抵当権の消滅(第三百九十六条→
第三百九十五条)

第十四節 抵当権の効力(第三百七十三条→
三百九十五条)

第十五節 抵当権の消滅(第三百九十六条→
第三百九十八条)

第十六節 不動産質(第三百五十六条→第三
百六十一条)

第十七節 権利質(第三百六十二条→第三百
六十八条)

第十八節 担保の範囲(第三百六十九条→第三
百六十八条)

第十九節 担保の効力(第三百七十三条→第三
百九十五条)

第二十節 担保の消滅(第三百九十六条→第三
百九十五条)

第二十一節 根抵当(第三百九十八条→第三
百九十九条)

第二十二節 三百九十八条の二十二(第三百九
八条)

第二十三節 三百九十八条の二十二(第三百九
八条)

第二十四節 三百九十八条の二十二(第三百九
八条)

第二十五節 三百九十八条の二十二(第三百九
八条)

第二十六節 三百九十八条の二十二(第三百九
八条)

第二十七節 三百九十八条の二十二(第三百九
八条)

第二十八節 三百九十八条の二十二(第三百九
八条)

第二十九節 三百九十八条の二十二(第三百九
八条)

第三十節 三百九十八条の二十二(第三百九
八条)

第三編 債権

第一節 総則(第三百九十九条→第三百九
十条)

第二節 債権の目的(第三百九十九条→第三百
九十条)

第三節 債権の行使(第三百九十九条→第三百
九十条)

第四節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第五節 債権の消滅(第三百九十九条→第三百
九十条)

第六節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第七節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第八節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第九節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第十節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第十一節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第十二節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第十三節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第十四節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第十五節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第十六節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第十七節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第十八節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第十九節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第二十節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第二十一節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第二十二節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第二十三節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第二十四節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第二十五節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第二十六節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第二十七節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第二十八節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第二十九節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第三十節 債権の譲渡(第三百九十九条→第三百
九十条)

第二節 債権の効力	第二款 契約の成立(第五百三十九条)	第四章 不當利得(第七百三十三条)
第一款 債務不履行の責任等(第四百十 二条—第四百二十二条)	第三款 契約の解除(第五百四十条—第 五百四十八条)	第五章 不法行為(第七百九条—第七百二十 四条)
第二款 債権者代位権及び詐害行為取消 權(第四百二十三条—第四百二 十六条)	第二節 贈与(第五百四十九条—第五百五 十四条)	第二編 親族
第三節 多数当事者の債権及び債務	第三款 総則(第五百五十五条—第五百 五十九条)	第一章 総則(第七百二十五条—第七百三十 三条)
第一款 総則(第四百二十七条)	第二款 売買	第二章 婚姻
第二款 不可分債権及び不可分債務(第 四百二十八条—第四百三十一 条)	第一款 総則(第五百五十五条—第五百 五十九条)	第一節 婚姻の成立
第三款 連帶債務(第四百三十二条—第 四百四十五条)	第二款 売買(第五百六十条—第五 五百七十八条)	第二節 後見の開始(第八百三十八条)
第四款 保証債務	第三款 買戻し(第五百七十九条—第五 百八十五条)	第三節 後見の機関
第一目 総則(第四百四十六条—第四 百六十五条)	第四款 交換(第五百八十六条)	第四節 後見の機関
第二目 貸金等根保証契約(第四百六 十五条の二—第四百六十五条)	第五節 消費貸借(第五百八十七条—第五 百九十二条)	第五節 後見の機関
第三目 貸金等根保証契約(第四百六 十六条—第四百六十六条)	第六節 使用貸借(第五百九十三条—第六 百条)	第六節 後見の機関
第四節 債権の譲渡(第四百六十六条—第 四百七十三条)	第七節 貸賃借	第七節 後見の機関
第五節 債権の消滅	第一款 総則(第六百一条—第六百四条)	第一章 総則(第七百二十五条—第七百三十 三条)
第一款 弁済	第二款 貸賃借の効力(第六百五条—第 六百十六条)	第二節 後見の開始(第八百三十九条—第八 百四十七条)
第一目 総則(第四百七十四条—第四 百九十三条)	第三款 貸賃借の終了(第六百十七条—	第三節 後見の機関
第二目 弁済の目的物の供託(第四百 九十四条—第四百九十八条)	第六節 使用貸借(第六百五十二条)	第四節 後見の終了(第八百七十七条—第八 百七十五条)
第三目 弁済による代位(第四百九十 九条—第五百四条)	第七節 雇用(第六百二十三条—第六百三 十二条)	第五節 後見の終了(第八百七十七条—第八 百七十五条)
第二款 相殺(第五百五条—第五百十二 条)	第九節 請負(第六百三十二条—第六百四 十二条)	第六節 保佐(第八百七十六条—第八百八 十六条の五)
第三款 更改(第五百十三条—第五百十 八条)	第十節 委任(第六百四十三条—第六百五 十六条)	第七章 扶養(第八百七十七条—第八百八 十六条)
第四款 免除(第五百十九条)	第十一節 寄託(第六百五十七条—第六百 六十六条)	第一節 保佐(第八百七十六条—第八百八 十六条)
第五款 混同(第五百二十条)	第十二節 組合(第六百六十七条—第六百 八十八条)	第二節 補助(第八百七十六条の六—第八 百七十六条の十)
第一節 総則	第十三節 終身定期金(第六百八十九条— 第六百九十四条)	第三節 後見の終了(第八百七十七条—第八 百七十五条)
第一款 契約	第十四節 和解(第六百九十五条—第六百 九十六条)	第四節 相続の効力
第五款 契約の成立(第五百二十一 条)	第五款 特別養子(第八百一十七条の二— 第八百一十七条の十二)	第一章 総則(第八百八十二条—第八百八 十五条)
第三章 事務管理(第六百九十七条—第七 百七十七条)	第六节 相続の承認及び放棄	第二節 総則(第八百九十六条—第八百九 十九条)
第一節 総則	第一節 総則(第九百十五条—第九百十九 条)	第三節 遺産の分割(第九百六条—第九百 九十五条)
第一款 総則	第二節 総則(第八百九十六条—第八百九 十九条)	第四節 相続の承認及び放棄
第五款 契約の成立(第五百二十一 条)	第三節 総則(第八百八十二条—第八百八 十五条)	第五節 相続の承認及び放棄

平等を旨として、解釈しなければならない。 (成年被後見人の法律行為)	
第二節 相続の承認	第二章 人 第一節 権利能力
第一款 単純承認(第九百二十一条・第九百二十二条)	第三条 私権の享有は、出生に始まる。
第二款 限定承認(第九百二十二条・第九百三十七条)	第三節 相続の放棄(第九百三十八条)
第五章 財産分離(第九百四十四条・第九百五十一条)	九百四十条
第六章 相続人の不存在(第九百五十五条)	九百四十五条
第七章 遺言(第九百五十九条)	九百五十九条
第一節 総則(第九百六十六条・第九百六十七条)	九百六十六条
第二節 遺言の方式	六条
第一款 普通の方式(第九百六十七条)	六条
第二款 特別の方式(第九百七十六条・第九百七十五条)	六条
第三節 遺言の効力(第九百八十五条・第九百八十六条)	六条
第四節 遺言の執行(第十四条・第十二十五条)	六条
第五節 遺言の撤回及び取消し(第十二十五条・第十二条)	六条
第八章 遺留分(第十二十八条・第十四十四条)	六条
附則	六条
第一章 通則	六条
(基本原則)	
第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。	
2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。	
3 権利の濫用は、これを許さない。	
(解釈の基準)	
第二条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的	
見人とし、これに成年後見人を付する。	
(成年被後見人の法律行為)	
第九条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。	
(後見開始の審判の取消し)	
第三条 私権の享有は、出生に始まる。	
第三節 相続の放棄(第九百三十八条)	
九百三十九条	
第六章 相続人の不存在(第九百五十五条)	
九百五十五条	
第七章 遺言(第九百五十九条)	
九百五十九条	
第一節 総則(第九百六十六条・第九百六十七条)	
九百六十六条	
第二節 行為能力	
(成年)	
第四条 年齢二十歳をもって、成年とする。	
(未成年者の法律行為)	
第五条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。	
2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。	
3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めないで処分を許した財産を处分するときも、同様とする。	
(未成年者の営業の許可)	
第六条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。	
2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人人は、第四編(親族)の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。	
(後見開始の審判)	
第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすること。	
3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。	
4 訴訟行為をすること。	
五 贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第一条第一項に規定する仲裁合意をいう。)をすること。	
六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。	
2 因がある者については、この限りでない。	
七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担贈与すること。	
八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。	
九 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。	
第十条 第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人(未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ)、後見監督人及び成年後見監督人をいう。以下同じ)又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。	
(保佐開始の審判)	
第十二条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。	
第十三条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。	
2 前項の場合において、未成年者は、成年後見人(未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ)の法定代理人は、第四編(親族)の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。	
(後見開始の審判)	
第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすること。	
2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。	
3 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。	
4 保佐人の同意を得なければならない行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないものには、取り消すことができる。	
(保佐開始の審判等の取消し)	
第十四条 第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、被保佐人、被保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。	
2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。	
(補助開始の審判)	
第十五条 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。	
2 ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原	
因がある者については、この限りでない。	
2 本人以外の者の請求により補助開始の審判を	
第八条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後	

するには、本人の同意がなければならない。

3 補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又は第八百七十六条の九第一項の審判とともにしなければならない。

(被補助人及び補助人)
第十六条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

(補助人の同意を要する旨の審判等)

第十七条 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならぬものとする

3 補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならぬものとする

3 前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第一項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

らない。

(審判相互の関係)

第十九条 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。

2 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときにについて準用する。

(制限行為能力者の相手方の催告権)

第二十条 制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の相手方は、その制限行為能力者が行為能力の制限を受けない者をいう。（以下同じ。）となつた後、その者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を制限受けるかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。ただし、法例（明治三十一年法律第十号）その他準拠法を定める法律に従いその者の住所地法によるべき場合は、この限りでない。

(住所)

第二十二条 各人の生活の本拠をその者の住所とする。

(居所)

第二十三条 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

2 日本に住所を有しない者は、その者が日本人又は外国人のいずれであるかを問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。ただし、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができる。

2 不在者の生死が明らかでない場合において、任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならない。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。

3 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。

(管理人の職務)

第二十六条 不在者が管理人を置いた場合において、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならない。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。

3 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。

(管理人の権限)

第二十七条 前二条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならない。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。

3 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができる。

(管理人の担保提供及び報酬)

第二十八条 管理人は、第一百三十三条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。

2 不在者の生死が明らかでない場合において、その行為を追認するか否かを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

(不在者の財産の管理)

第二十九条 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を立てさせることができ。

2 家庭裁判所は、管理人と不在との関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。

3 特別の方式を要する行為については、前二項の期間内にその方式を具備した旨の通知を發しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(失踪の宣告)

第二十五条 徒歩の住所又は居所を去った者（以下「不在者」という。）がその財産の管理人（以下この節において単に「管理人」という。）を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。本人の不在中に管理人の権限が消滅したときも、同様とする。

2 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その命令を取扱うべき旨の催告をすることができる。

3 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その命令を取扱うべき旨の催告をすることができる。

2 戰地に臨んだ者沈没した船舶の中に在った者その他の死亡の原因となるべき危難に遭遇した者は、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、

3 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その命令を取扱うべき旨の催告をすることができる。

2 戰地に臨んだ者沈没した船舶の中に在った者は、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、

3 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、

ないときは、その行為を取り消したものとみなす。

2 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、管理人を改任することができる。

3 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、管理人を改任することができる。

(失踪の宣告の効力)

第三十二条 前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第二項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡したものとみなす。

(失踪の宣告の取消し)
第三十二条 失踪者が生存すること又は前条に規定する時と異なる時に死亡したことの証明があつたときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならぬ。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない。

2 失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。

第五節 同時死亡の推定

第三十二条の二 数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらは、同時に死亡したものと推定する。

第三章 法人

第一節 法人の設立

(法人の成立)

第三十三条 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。

(公益法人の設立)

第三十四条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

(名称の使用制限)

第三十五条 社団法人又は財団法人でない者は、その名称中に社団法人若しくは財団法人という文字又はこれらと誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(外国法人)

第三十六条 外国法人は、國、國の行政区画及び

商事会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。

2 前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外人が享有することのできる権利及び法律又は条約中に特別の規定がない権利については、この限りでない。

(定款)
第三十七条 社団法人を設立しようとする者は、定款を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 遺言で寄附行為をしたときは、寄附財産は、は、寄附財産は、法人の設立の許可があった時から法人に帰属する。

2 遺言で寄附行為をしたときは、寄附財産は、遺言が効力を生じた時から法人に帰属したものとみなす。

2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、変更をもつて第三者に対抗することができない。

2 遺言で寄附行為で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(法人的能力)
第四十三条 法人は、法令の規定に従い、定款又は寄附行為で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(法人的不法行為能力等)

第四十四条 法人は、理事その他の代理人がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 法人の目的の範囲を超える行為によって他人に損害を加えたときは、その行為に係る事項の決議に賛成した社員及び理事並びにその決議を履行した理事その他の代理人は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。

(法人の設立の登記等)

第四十五条 法人は、その設立の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。

2 法人の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

(事務所の移転の登記)

第四十六条 第四十五条第一項及び前条の規定による登記をしなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(登記の期間の計算)

第四十七条 第四十五条第一項及び前条の規定により登記すべき事項であつて、官庁の許可を要するものは、その許可書が到達した時から登記の期間を起算する。

(事務所の登記)

第四十八条 法人が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第四十六条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 法人が主たる事務所以外の事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に登記をしなければ足りる。

(設立の登記の登記事項及び変更の登記等)

3 法人の設立後に新たに事務所を設けたときは、その事務所の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。

(贈与又は遺贈に関する規定の準用)

第四十九条 法人の設立の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
1 目的
2 名称

定を準用する。

2 遺言で寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。

(寄附財産の帰属時期)
第四十一条 生前の処分で寄附行為をしたときは、寄附財産は、法人の設立の許可があった時から法人に帰属する。

2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、変更をもつて第三者に対抗することができない。

三 事務所の所在地

四 設立の許可の年月日

五 存立時期を定めたとき

六 資産の総額

七 出資の方法を定めたときは、その方法

八 理事の氏名及び住所

九 事務所の登記

十 設立の登記

十一 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

十二 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

十三 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

十四 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

十五 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

十六 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

十七 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

十八 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

十九 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

二十 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

二十一 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

二十二 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

二十三 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

二十四 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

二十五 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

二十六 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

二十七 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

二十八 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

二十九 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

三十 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

三十一 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

三十二 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

三十三 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

三十四 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

三十五 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

三十六 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

三十七 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

三十八 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

三十九 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

四十 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

四十一 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

四十二 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

四十三 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

四十四 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

四十五 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

四十六 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

四十七 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

四十八 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

四十九 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

五十 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

三 事務所の所在地

四 設立の許可の年月日

五 存立時期を定めたとき

六 資産の総額

七 出資の方法を定めたときは、その方法

八 理事の氏名及び住所

九 事務所の登記

十 設立の登記

十一 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

十二 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

十三 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

十四 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

十五 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

十六 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

十七 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

十八 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

十九 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

二十 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

二十一 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

二十二 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

二十三 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

二十四 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

二十五 設立の登記の登記事項及び変更の登記等

二十六 設立の登記の登記事項

前条の規定は、外国法人が日本に事務所を設ける場合について準用する。ただし、外国において生じた事項については、その通知が到達した時から登記の期間を起算する。

2 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、その法人の成立を否認することができる。

(法人の住所)

第五十条 法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(財産目録及び社員名簿)

第五十一条 法人は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

2 ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

(理事)

第五十二条 法人には、一人又は数人の理事を置かなければならない。

2 理事が数人ある場合において、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、法人の事務は、理事の過半数で決する。

(法人の代表)

第五十三条 理事は、法人のすべての事務について、法人を代表する。ただし、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反することはできず、また、社団法人にあっては総会の決議に従わなければならない。

(理事の代理権の制限)

第五十四条 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の代理行為の委任)

第五十五条 理事は、定款、寄附行為又は総会の

決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができます。

（総会の招集）

第六十二条 総会の招集の通知は、会日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(仮理事)

第五十六条 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第五十七条 法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合には、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第五十八条 法人には、定款、寄附行為又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第五十九条 監事の職務は、次のとおりとする。

一 法人の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告すること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(通常総会)

第六十条 社団法人の理事は、少なくとも毎年一回、社員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第六十一条 社団法人の理事は、必要があると認めると、いつでも臨時総会を招集することができる。

(法人の業務の監督)

第六十七条 法人の業務は、主務官庁の監督に属する。

(法人の業務)

第六十八条 主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命令を出すことができる。

2 主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査することができる。

(第三節 法人の解散)

第六十九条 解散した法人の財産は、定款又は寄附行為で指定した者に帰属する。

(法人の解散事由)

第七十条 法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 定款又は寄附行為で定めた解散事由の発生

二 法人の目的である事業の成功又はその成功の不能

三 破産手続開始の決定

四 設立の許可の取消し

2 社団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 社員が欠けたこと。

(法人の解散の決議)

第六十九条 社団法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(法人についての破産手続の開始)

第七十条 法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしてしなければならない。

(法人の設立の許可の取消し)

第七十一条 法人がその目的以外の事業をし、又は設立の許可を得た条件若しくは主務官庁の監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき行為をした場合において、他の方法により監督の目的を達することができないときは、主務官庁は、その許可を取り消すことができる。正当な事由なく引き続き三年以上事業をしないときも、同様とする。

(残余財産の帰属)

第七十二条 解散した法人の財産は、定款又は寄附行為で指定した者に帰属する。

2 定款又は寄附行為で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事は、主務官庁の許可を得て、その法人の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、社団法人にあつては、総会の決議を経なければならぬ。

3 前二項の規定により処分されなければならない庫に帰属する。

(清算法人)

第七十三条 解散した法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第七十四条 法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第七十五条 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第七十六条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人及び解散の登記及び届出)

第七十七条 清算人は、破産手続開始の決定及び設立の許可の取消しの場合を除き、解散後主たる事務所の所在地においては二週間以内に、そ

の他の事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を主務官

庁に届け出なければならない。

2 清算中に就職した清算人は、就職後主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所の登記をし、かつ、これらの事項を主務官庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

3 前項の規定は、設立の許可の取消しによる解散の際に就職した清算人について準用する。

(清算人の職務及び権限)

第七十八条 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うため必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第七十九条 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をするべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは、その債権は清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

(期間経過後の債権の申出)

第八十条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対するのみ、請求をすることができる。

(清算法人についての破産手続の開始)

第八十一条 清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

(清算中の法人が破産手続開始の決

定を受けた場合において、破産管財人にその債務を引き継いだときは、その任務を終了したも

のとする。

2 清算人は、清算中の法人が破産手続開始の決

定を受けた場合において、破産管財人にその債務を引き継いだときは、その任務を終了したも

のとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の法人

が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

(裁判所による監督)

第八十二条 法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

一 現務の結了

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必

要な検査ができる。

(清算結果の届出)

第八十三条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を主務官庁に届け出なければならない。

第四節 補則

(主務官庁の権限の委任)

第八十四条 この章に規定する主務官庁の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を国に所属する行政庁に委任することができる。

(都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理)

第八十五条 前項の場合において、主務官庁は、政令で定めるところにより、法人に対する監督上の命令又は設立の許可の取消しについて、都道府県の執行機関に対し指示をすることができる。

2 前項の場合において、主務官庁は、政令で定めるところにより、法人に対する監督上の命令又は設立の許可の取消しについて、都道府県の執行機関に対し指示をすることができる。

3 第一項の場合において、主務官庁は、都道府県の執行機関がその事務を処理するに当たつてによるべき基準を定めることができる。

4 主務官庁が前項の基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

第五節 罰則

2 不動産以外の物は、すべて動産とする。

3 無記名債権は、動産とみなす。

(主物及び従物)

第八十六条 土地及びその定着物は、不動産とする。

(不動産及び動産)

第八十七条 物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に属する他の物をこれに附属させたときは、その附屬させた物を従物とする。

(天然果実及び法定果実)

第八十八条 物の用法に従い收取する産出物を天然果実とする。

2 従物は、主物の処分に従う。

(天然果実及び法定果実)

第八十九条 天然果実は、その元物から分離する

時に、これを收取する権利を有する者に帰属す

(果実の帰属)

2 物の使用の対価として受けるべき金銭その他

(法定果実)

3 第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定による主務官庁、その権限の委任を受けた國に所属する行政庁若しくはその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関又は裁判所の検査を妨げたとき。

4 第六十七条第二項の規定による主務官庁又

はその権限の委任を受けた國に所属する行政

庁若しくはその権限に属する事務を処理する

都道府県の執行機関の監督上の命令に違反したとき。

五 官庁、主務官庁の権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関又は総会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

六 第七十一条第二項又は第八十二条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

七 第七十九条第一項又は第八十二条第一項の公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

八 第三十五条の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第四章 物

(定義)

第七十五条 この法律において「物」とは、有体物をいう。

(定義)

第七十六条 土地及びその定着物は、不動産とする。

(主物及び従物)

第八十七条 物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に属する他の物をこれに附属させたときは、その附屬させた物を従物とする。

(天然果実及び法定果実)

第八十八条 物の用法に従い收取する産出物を天然果実とする。

2 従物は、主物の処分に従う。

(天然果実及び法定果実)

第八十九条 天然果実は、その元物から分離する

時に、これを收取する権利を有する者に帰属す

(果実の帰属)

2 物の使用の対価として受けるべき金銭その他

(法定果実)

3 第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定による主務官庁、その権限の委任を受けた國に所属する行政庁若しくはその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関又は裁判所の検査を妨げたとき。

(法定果実)

4 第六十七条第二項の規定による主務官庁又

はその権限の委任を受けた國に所属する行政

庁若しくはその権限に属する事務を処理する

都道府県の執行機関の監督上の命令に違反したとき。

に応じて、日割計算によりこれを取得する。

第五章 法律行為

第一節 総則

(公序良俗)

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

(任意規定と異なる意思表示)

第九十一条 法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従う。

(任意規定と異なる慣習)

第九十二条 法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う。

第二節 意思表示

(心裡留保)

第九十三条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知つたときであっても、そのためその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

(虚偽表示)

第九十四条 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

(誤認)

第九十五条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があつたときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があつたときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

(詐欺又は強迫)

第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

第九十七条 法院の行為の当事者が詐欺を行つた場合には、相手方がその事実を知つたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。
第九十七条 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。
2 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであつても、そのためにその効力を妨げられない。
（公示による意思表示）
第九十八条 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によつてすることがあります。

2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があつたことを官報に少なくとも一回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。
（代理行為の要件及び効果）
第九十九条 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。
2 前項の規定は、第三者が代理人に対しても意思表示について準用する。
（本人のためにすることを示さない意思表示）

第三節 代理
（代理行為の要件及び効果）
第九十九条 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。
2 前項の規定は、第三者が代理人に対しても意思表示について準用する。
（代理人の選任）

第四節 復代理人
（任意代理人による復代理人の選任）
第一百四条 委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。
（復代理人を選任した代理人の責任）
第一百五条 代理人は、前条の規定により復代理人を選任したときは、その選任及び監督について、本人に対してその責任を負う。
（法定代理人による復代理人の選任）
第一百六条 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、その代理人が、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨を本人に通知しなければ、復代理人を選任することは、この限りでない。
（復代理人の権限）
第一百七条 復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表する。
2 復代理人は、本人及び第三者に対して、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。
（代理人の行為能力）
第一百八条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。
（代理権授与の表示による表見代理）
第一百九条 第三者に対する他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内において、その他の第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかつたときは、この限りでない。
（権限外の行為の表見代理）

第一百十条 前条本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信すべき正当な理由があるときについて準用する。

(代理権の消滅事由)

第一百十一条 代理権は、次に掲げる事由によつて消滅する。

一 本人の死亡

二 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたこと。

三 委任による代理権は、前項各号に掲げる事由のほか、委任の終了によつて消滅する。

(代理権消滅後の表見代理)

第一百十二条 代理権の消滅は、善意の第三者に対する抗辯ができない。ただし、第三者が過失によつてその事實を知らなかつたときは、この限りでない。

二 追認又はその拒絶は、相手方に對してしなければ、その相手方がその事實を知つたときは、こ

れども、その相手方がその事實を対抗することができない。

三 本人に対してもその効力を生じない。

四 委任による代理権は、本人がその追認をしなければ、本人に対してもその効力を生じない。

五 本人の死後、委任の終了によつて消滅する。

(無権代理)

第一百十三条 代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してもその効力を生じない。

二 追認又はその拒絶は、相手方に對してしなければ、その相手方がその事實を対抗することができない。

三 本人に対してもその効力を生じない。

四 委任による代理権は、本人がその追認をしなければ、本人に対してもその効力を生じない。

五 本人の死後、委任の終了によつて消滅する。

(無権代理の相手方の催告権)

第一百十四条 前条の場合において、相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなす。

(無権代理の相手方の取消権)

第一百十五条 代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができる。ただし、契約の時において代理権を有しないことを相手方が知つていたときは、この限りでない。

(無権代理行為の追認)

第一百二十二条 取り消された行為は、初めから無

効であつたものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によつて現に利益を受けてい

る限度において、返還の義務を負う。

(無権代理人の責任)

第一百二十三条 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明することができず、か

つ、本人の追認を得ることができなかつたときは、相手方の選択に従い、相手方に対しても履行

又は損害賠償の責任を負う。

二 前条の規定は、他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知つていたとき、若しくは過失によつて知らなかつたとき、又は他人の代理人として契約をした者が

行行為能力を有しなかつたときは、適用しない。

(単独行為の無権代理)

第一百二十三条 単独行為については、その行為の時において、相手方が、代理人と称する者が代理権を有しないで行為をすることに同意し、又は

その代理権を争わなかつたとき限り、第一百三十三条から前条までの規定を準用する。代理権を有しない者に対しその同意を得て単独行為をしたときも、同様とする。

第四節 無効及び取消し

(無効な行為の追認)

第一百二十四条 無効な行為は、追認によつても、そ

の効力を生じない。ただし、当事者がその行為の無効であることを知つて追認をしたときは、

新たな行為をしたものとみなす。

(取消権者)

第一百二十五条 行為能力の制限によつて取り消すことができる行為は、制限行為能力者又はその代

理人、承継人若しくは同意をできる者に限り、取り消すことができる。

二 詐欺又は強迫によつて取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。

三 假想又は誤認によつて取り消すことができる行為は、誤認をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。

四 強制執行

五 取り消すことができる行為によつて取得した権利の全部又は一部の譲渡

六 強制執行

七 強制執行

八 強制執行

九 強制執行

十 強制執行

十一 強制執行

十二 強制執行

十三 強制執行

十四 強制執行

十五 強制執行

十六 強制執行

十七 強制執行

十八 強制執行

十九 強制執行

二十 強制執行

二十一 強制執行

二十二 強制執行

二十三 強制執行

二十四 強制執行

二十五 強制執行

二十六 強制執行

二十七 強制執行

二十八 強制執行

二十九 強制執行

三十 強制執行

三十一 強制執行

三十二 強制執行

三十三 強制執行

三十四 強制執行

三十五 強制執行

三十六 強制執行

三十七 強制執行

三十八 強制執行

三十九 強制執行

四十 強制執行

四十一 強制執行

四十二 強制執行

四十三 強制執行

四十四 強制執行

四十五 強制執行

四十六 強制執行

四十七 強制執行

四十八 強制執行

四十九 強制執行

五十 強制執行

五十一 強制執行

五十二 強制執行

五十三 強制執行

五十四 強制執行

五十五 強制執行

五十六 強制執行

五十七 強制執行

五十八 強制執行

五十九 強制執行

六十 強制執行

六十一 強制執行

六十二 強制執行

六十三 強制執行

六十四 強制執行

六十五 強制執行

六十六 強制執行

六十七 強制執行

六十八 強制執行

六十九 強制執行

七十 強制執行

七十一 強制執行

七十二 強制執行

七十三 強制執行

七十四 強制執行

七十五 強制執行

七十六 強制執行

七十七 強制執行

七十八 強制執行

七十九 強制執行

八十 強制執行

八十一 強制執行

八十二 強制執行

八十三 強制執行

八十四 強制執行

八十五 強制執行

八十六 強制執行

八十七 強制執行

八十八 強制執行

八十九 強制執行

九十 強制執行

九十一 強制執行

九十二 強制執行

九十三 強制執行

九十四 強制執行

九十五 強制執行

九十六 強制執行

九十七 強制執行

九十八 強制執行

九十九 強制執行

一百 強制執行

一百一 強制執行

一百二 強制執行

一百三 強制執行

一百四 強制執行

一百五 強制執行

一百六 強制執行

一百七 強制執行

一百八 強制執行

一百九 強制執行

一百十 強制執行

一百一十一 強制執行

一百一十二 強制執行

一百一十三 強制執行

一百一十四 強制執行

一百一十五 強制執行

一百一六 強制執行

一百一七 強制執行

一百一八 強制執行

一百一九 強制執行

一百二十 強制執行

一百二十一 強制執行

一百二十二 強制執行

一百二十三 強制執行

一百二十四 強制執行

一百二十五 強制執行

一百二十六 強制執行

一百二十七 強制執行

一百二十八 強制執行

一百二十九 強制執行

一百三十 強制執行

一百三十一 強制執行

一百三十三 強制執行

一百三十五 強制執行

一百三十七 強制執行

一百三十九 強制執行

一百四十 強制執行

一百四十一 強制執行

一百四十二 強制執行

一百四十三 強制執行

一百四十四 強制執行

一百四十五 強制執行

一百四十六 強制執行

一百四十七 強制執行

一百四十八 強制執行

一百四十九 強制執行

一百五十 強制執行

一百五十一 強制執行

一百五十二 強制執行

一百五十三 強制執行

一百五十四 強制執行

一百五十五 強制執行

一百五十六 強制執行

一百五十七 強制執行

一百五十八 強制執行

一百五十九 強制執行

一百六十 強制執行

一百六十一 強制執行

一百六十二 強制執行

一百六十三 強制執行

一百六十四 強制執行

一百六十五 強制執行

一百六十六 強制執行

一百六十七 強制執行

一百六十八 強制執行

一百六十九 強制執行

一百七十 強制執行

一百八十一 強制執行

一百八十二 強制執行

一百八十三 強制執行

一百八十四 強制執行

一百八十五 強制執行

一百八十六 強制執行

一百八十七 強制執行

一百八十八 強制執行

一百八十九 強制執行

一百九十一 強制執行

一百九十二 強制執行

一百九十三 強制執行

一百九十四 強制執行

一百九十五 強制執行

一百九十六 強制執行

一百九十七 強制執行

一百九十八 強制執行

一百九十九 強制執行

一百二十 強制執行

一百二十ー 強制執行

一百二十ニ 強制執行

らない間は、第百二十八条及び第百二十九条の規定を準用する。

(不法条件)

第百三十二条 不法な条件を付した法律行為は、無効とする。不法な行為をしないことを条件とするものも、同様とする。

第百三十三条 不能の停止条件を付した法律行為は、無効とする。

2 不能の解除条件を付した法律行為は、無条件とする。

(隨意条件)

第百三十四条 停止条件付法律行為は、その条件が單に債務者の意思のみに係るときは、無効とする。

(期限の到来の効果)

第百三十五条 法律行為に始期を付したときは、その法律行為の履行は、期限が到来するまで、これを請求することができない。

2 法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に消滅する。

(期限の利益及びその放棄)

第百三十六条 期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによつて相手方の利益を害することはできない。

(期限の利益の喪失)

第百三十七条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

1 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

2 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。

3 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

(期間の計算の通則)

第百三十八条 期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律

行為に別段の定めがある場合を除き、この章の規定に従つ。

(期間の起算)

第百三十九条 時間によつて期間を定めたときは、その期間は、即時から起算する。

第百四十条 日、週、月又は年によつて期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

(期間の満了)

第百四十二条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に規定する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

第百四十三条 週、月又は年によつて期間を定めたときは、その期間は、暦に従つて計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によつて期間を定めた場合において、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

第七章 時効

第一節 総則

(時効の効力)

第百四十四条 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

(時効の援用)

第百四十五条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによつて裁判をすることができるない。

(時効の利益の放棄)

第百四十六条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(時効の中断事由)

第百四十七条 時効は、次に掲げる事由によつて中断する。

一 請求

二 差押え、仮差押え又は仮処分

三 承認

第百四十八条 前条の規定による時効の中斷は、その中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

(裁判上の請求)

第百四十九条 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中斷の効力を生じない。

(支払督促)

第百五十条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第三百九十二条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中斷の効力を生じない。

(和解及び調停の申立て)

第百五十二条 和解の申立て又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)若しくは家事審判法(昭和二十二年法律第二百五十二号)による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、一箇月以内に訴え提起しなければ、時効の中斷の効力を生じない。

(破産手続参加等)

第百五十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加は、債務者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中斷の効力を生じない。

(催告)

第百五十四条 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加は、債務者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中斷の効力を生じない。

2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に對して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となつた時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

(夫婦間の権利の時効の停止)

第百五十五条 夫婦の一方が他の一方に対しても権利について、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(相続財産に関する時効の停止)

第百六十条 相続財産に関する場合は、相続人が確定した時、管轄人が選任された時又は破産手続開始の決定があつた時から六箇月を経過するまで

第百五十四条 差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中斷の効力を生じない。

第百五十五条 差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に對してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中斷の効力を生じない。

第百五十六条 時効の中斷の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。

(承認)

第百五十七条 時効の中斷の効力を生ずべき承認が終了した時から、新たにその進行を始める。

2 裁判上の請求によつて中斷した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。

(未成年者又は成年被後見人と時効の停止)

第百五十八条 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人が死亡したときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となつた時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に對して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となつた時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

(夫婦間の権利の時効の停止)

第百五十九条 夫婦の一方が他の一方に対しても権利について、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(相続財産に関する時効の停止)

第百六十条 相続財産に関する場合は、相続人が確定した時、管轄人が選任された時又は破産手続開始の決定があつた時から六箇月を経過するまで

第一百八十四条 代理人によつて占有をする場合に

おいて、本人がその代理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ、その第三者がこれを承諾したときは、その第三者は、

占有権を取得する。

(占有の性質の変更)

第一百八十五条 権原の性質上占有者に所有の意思がないものとされる場合には、その占有者が、自己に占有をさせた者に対して所有の意思があることを表示し、又は新たな権原により更に所有の意思をもつて占有を始めるのでなければ、

占有の性質は、変わらない。

(占有の性質等に関する推定)

第一百八十六条 占有者は、所有の意思をもつて、善意で、平穩に、かつ、公然と占有をするものと推定する。

2 前後の両時点において占有をした証拠があるときは、占有は、その間継続したものと推定する。

(占有の承継)

第一百八十七条 占有者の承継人は、その選択に従い、自己の占有のみを主張し、又は自己の占有に前の占有者の占有を併せて主張することができる。

(占有権の効力)

(占有物について行使する権利の適法の推定)

第一百八十八条 占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定する。(善意の占有者による果実の取得等)

第一百八十九条 善意の占有者は、占有物から生ずる果実を取得する。

2 善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴したときは、その訴えの提起の時から悪意の占有者とみなす。

(恶意の占有者による果実の返還等)

第一百九十条 悪意の占有者は、果実を返還し、か

つ、既に消費し、過失によつて損傷し、又は收

取を怠つた果実の代価を償還する義務を負う。

前項の規定は、暴行若しくは強迫又は隠匿によつて占有をしている者について準用する。

(占有者による損害賠償)

第一百九十二条 占有物が占有者の責めに帰すべき事由によつて滅失し、又は損傷したときは、その回復者に対し、恶意の占有者はその損害の全部の賠償をする義務を負い、善意の占有者はその滅失又は損傷によつて現に利益を受けている限度において賠償をする義務を負う。ただし、

所有の意思のない占有者は、善意であるときであつても、全部の賠償をしなければならない。

(即時取得)

第一百九十三条 取引行為によつて、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。

(盗呑又は遺失物の回復)

第一百九十四条 前条の場合において、占有物が盜品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盜難又は遺失の時から二年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。

(占有の訴え)

第一百九十五条 占有者がその占有を妨害されたときは、占有保持の訴えにより、その妨害の停止及び損害の賠償を請求することができる。

(占有保持の訴え)

第一百九十六条 占有者がその占有を妨害されるときは、占有保持の訴えにより、その妨害の停止及び損害の賠償を請求することができる。

(占有保全の訴え)

第一百九十七条 占有者は、次条から第二百二十三条までの規定に従い、占有の訴えを提起することができる。他人のために占有をする者も、同様とする。

(占有の訴え)

第一百九十八条 占有者がその占有を妨害されたときは、占有保持の訴えにより、その妨害の停止及び損害の賠償を請求することができる。

(占有の訴え)

第一百九十九条 占有者がその占有を妨害されるときは、占有保全の訴えにより、その妨害の予防又は損害賠償の担保を請求することができる。

(占有回収の訴え)

第二百条 占有者がその占有を奪われたときは、占有回収の訴えにより、その物の返還及び損害の賠償を請求することができる。

(占有の提起期間)

第二百一条 占有回収の訴えは、占有を侵奪した者の特定承継人に対して提起することができない。ただし、その承継人が侵奪の事實を知っていたときは、この限りではない。

(占有による費用の償還請求)

第一百九十五条 家畜以外の動物で他人が飼育していたものを占有する者は、その占有の開始の時に善意であり、かつ、その動物が飼主の占有を離れた時から一箇月以内に飼主から回復の請求を受けなかつたときは、その動物について行使する権利を取得する。

(所有者による費用の償還請求)

第一百九十六条 占有者が占有物を返還する場合に受けなかつたときは、その動物について行使する権利を取得する。

る。ただし、占有者が果実を取得したときは、通常の必要費は、占有者の負担に帰する。

その他の有益費については、その価格の増加が現存する場合に限り、回復者の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。

(本権の訴えとの関係)

第二百二条 占有の訴えは本権の訴えを妨げず、また、本権の訴えは占有の訴えを妨げない。

2 占有の訴えについては、本権に関する理由にて相当の期限を許与することができる。

(本権の訴え)

第二百二十三条 占有者は、次条から第二百二十三条までの規定に従い、占有の訴えを提起することができる。他人のために占有をする者も、同様とする。

(占有権の消滅事由)

第二百三十三条 占有権は、占有者が占有の意思を放棄し、又は占有物の所持を失うことによつて消滅する。ただし、占有者が占有回収の訴えを提起したときは、この限りでない。

(代理占有権の消滅事由)

第二百四十四条 代理人によつて占有をする場合は、占有権は、次に掲げる事由によつて消滅する。

2 占有権は、占有を失つたこと。

一 本人が代理人に占有をさせる意思を放棄したこと。

二 代理人が本人に対して以後自己又は第三者のために占有物を所持する意思を表示したこ

と。

三 代理人が占有物の所持を失つたこと。

2 占有権は、代理権の消滅のみによつては、消滅しない。

(占有の訴え)

第二百五十五条 この章の規定は、自己のために対する意思をもつて財産権の行使をする場合について準用する。

(所有権の内容)

第二百五十六条 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分する権利を有する。

第一節 所有权の限界

第一款 所有权の内容及び範囲

第二百五十七条 所有権の内容及び範囲

第三章 所有权

第一節 所有权の限界

第二百五十八条 所有権の内容及び範囲

第二百五十九条 所有権の内容及び範囲

(土地の所有権の範囲)

第一百七条 土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。

第一百八条 削除

(隣地の使用請求) 相隣関係

第二百九条 土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができる。ただし、隣人の承諾がなければ、その住家に立ち入ることはできない。

2 前項の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

(公道に至るための他の土地の通行権)

第二百十条 他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる。

2 池沼、河川、水路若しくは海を通らなければ公道に至ることができないとき、又は崖があつて土地と公道とに著しい高低差があるときも、前項と同様とする。

2 前項の場合には、通行の場所及び方法は、同条の規定による通行権を有する者のために必要であり、かつ、他の土地のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

2 前条の規定による通行権を有する者は、必要があるときは、通路を開設することができる。

第二百十一条 前条の場合には、通行の場所及び方法は、同条の規定による通行権を有する者のために必要であり、かつ、他の土地のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

2 前条の規定による通行権を有する者は、必要があるときは、通路を開設することができる。

第二百十二条 第二百十条の規定による通行権を有する者は、その通行する他の土地の損害に対して償金を支払わなければならない。ただし、通路の開設のために生じた損害に対するものを除き、一年ごとにその償金を支払うことができない。

2 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一

(部を譲り渡した場合について準用する。)

(自然水流に対する妨害の禁止)

第二百十四条 土地の所有者は、隣地から水が自然に流れで来るのを妨げてはならない。

(水流の障害の除去)

第二百十五条 水流が天災その他避けることのできない事態により低地において閉塞したときは、高地の所有者は、自己の費用で、水流の障害を除去するため必要な工事をすることができます。

(水流に関する工作物の修繕等)

第二百十六条 他の土地に貯水、排水又は引水のために設けられた工作物の破壊又は閉塞により、自己の土地に損害が及び、又は及ぶおそれがある場合には、その土地の所有者は、当該他の土地の所有者に、工作物の修繕若しくは障害の除去をさせ、又は必要があるときは予防工事をさせることができる。

(費用の負担についての慣習)

第二百十七条 前二条の場合において、費用の負担について別段の慣習があるときは、その慣習に従う。

(雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止)

第二百十八条 土地の所有者は、直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根その他の工作物を設けてはならない。

(水流の変更)

第二百十九条 溝、堀その他の水流地の所有者は、対岸の土地が他人の所有に属するときは、その水路又は幅員を変更してはならない。

2 両岸の土地が水流地の所有者に属するときは、その所有者は、水路及び幅員を変更することができる。

(境界標の設置)

第二百二十一条 土地の所有者は、隣地の所有者と共同の費用で、境界標を設けることができる。

(境界標の設置及び保存の費用)

第二百二十二条 境界線に設けた境界標、隣壁、塀等の共有の推定

2 対岸の土地の所有者は、水流地の一部がその所有に属するときは、前項の堰を使用することができる。

3 前条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

(境界標の設置)

第二百二十三条 土地の所有者は、隣地の所有者と共同の費用で、境界標を設けることができる。

(境界標の設置及び保存の費用)

第二百二十四条 境界標の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担する。ただし、測量の費用は、その土地の広狭に応じて分担する。

(隣壁の設置)

第二百二十五条 二棟の建物がその所有者を異にするため、他の分割者の所有地のみを通行することができる。この場合においては、償金を支払うことを要しない。

2 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一において、自然の水路に戻さなければならない。

2 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一

くは農工業用の余水を排出するため、公の水流又は下水道に至るまで、低地に水を通過させることができる。この場合においては、低地のために損害が最も少ない場所及び方法を選ばなければならない。

(通水用工作物の使用)

第二百二十六条 前条の隣壁の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担する。

(相隣者の一人による隣壁の設置)

第二百二十七条 相隣者の一人は、第二百二十五条第二項に規定する材料より良好なものを用い、又は同項に規定する高さを増して隣壁を設けることができる。ただし、これによつて生ずる費用の増加額を負担しなければならない。

(隣壁の設置等に関する慣習)

第二百二十八条 前三条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

(境界標等の共有の推定)

第二百二十九条 境界線上に設けた境界標、隣壁、塀等の共有に属するものに属するときであつても、その堰を対岸に付着させて設けることができる。ただし、これによつて生じた損害に対し、償金を支払わなければならぬ。

(堰の設置及び使用)

第二百三十二条 水流地の所有者は、堰を設ける必要がある場合には、対岸の土地が他人の所有に属するときであつても、その堰を対岸に付着させて設けることができる。ただし、これによつて生じた損害に対し、償金を支払わなければならぬ。

(堰の設置)

第二百三十三条 水流地の一部がその所有に属するときは、前項の堰を使用することができる。

(境界標の設置)

第二百三十四条 一棟の建物の一部を構成する境界線上の障壁については、前条の規定は、適用しない。

(線路上の障壁)

第二百三十五条 一棟の建物の一部を構成する境界壁の高さが、低い建物の高さを超えるときは、その障壁のうち低い建物を超える部分についても、前項と同様とする。ただし、防火障壁については、この限りでない。

(共有の障壁の高さを増す工事)

第二百三十六条 相隣者の一人は、共有の障壁の高さを増すことができる。ただし、その障壁がその工事に耐えないとときは、自己の費用で、必要な工作を加え、又はその障壁を改築しなければならない。

2 前項の規定により障壁の高さを増したときは、その高さを増した部分は、その工事をした者の単独の所有に属する。

第二百三十七条 前条の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

2 当事者間に協議が調わないとときは、前項の囲

一一八

(竹木の枝の切除及び根の切取り)

第二百三十三条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

(境界線付近の建築の制限)

第二百三十四条 建物を築造するには、境界線から五十センチメートル以上の距離を保たなければならない。

2 前項の規定に違反して建築をしようとする者がいるときは、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができる。ただし、建築に着手した時から一年を経過し、又はその建物が完成した後は、損害賠償の請求のみをすることができない。

第二百三十五条 境界線から一メートル未満の距離において他人の宅地を見通すことのできる窓又は縁側(ベランダ)を含む。次項において同じ。を設ける者は、目隠しを付けなければならぬ。

2 前項の距離は、窓又は縁側の最も隣地に近い点から垂直線によって境界線に至るまでを測定して算出する。

(境界線付近の建築に関する慣習)

第二百三十六条 前二条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

第二百三十七条 井戸、用水だめ、下水だめ又は肥料だめを掘るには境界線から一メートル以上、池、穴蔵又はし尿だめを掘るには境界線から一メートル以上の距離を保たなければならぬ。

2 導水管を埋め、又は溝若しくは堀を掘るには、境界線からその深さの二分の一以上の距離を保たなければならぬ。ただし、一メートルを超えることを要しない。

(境界線付近の掘削の制限)

第二百三十八条 境界線の付近において前条の工

事をするときは、土砂の崩壊又は水若しくは汚液の漏出を防ぐため必要な注意をしなければならない。

第一節 所有权の取得

(無主物の帰属)

第二百三十九条 所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。

2 所有者のない不動産は、国庫に帰属する。

(遺失物の拾得)

第二百四十条 遺失物は、遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の定めるところに従い公告をした後六箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。

(埋蔵物の発見)

第二百四十二条 埋蔵物は、遺失物法の定めるところに従い公告をした後六箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを発見した者がその所有権を取得する。ただし、他人の所有する物の中から発見された埋蔵物については、これを発見した者及びその他人が等しい割合でその所有権を取得する。

(不動産の付合)

第二百四十二条 不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を附屬させた他人の権利を妨げない。

(動産の付合)

第二百四十三条 所有者を異にする数個の動産が、付合により、損傷しなければ分離することができなくなつたときは、その合成功物の所有権は、主たる動産の所有者に帰属する。分離するのに過分の費用を要するときも、同様とする。

(付合、混和又は加工に伴う償金の請求)

第二百四十八条 第二百四十二条から前条までの規定によつて損失を受けた者は、第七百三十三条及び第七百四条の規定に従い、その償金を請求することができる。

(第三節 共有)

(共有物の使用)

第二百四十九条 各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる。

(共有物の割合の推定)

第二百五十一条 各共有者の持分は、相等しいもの

第二百四十五条 前二条の規定は、所有者を異なる物が混和して識別することができなくなつた場合について準用する。

と推定する。
(共有物の変更)

第二百五十二条 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができる。

(共有物の管理)

第二百五十三条 各共有者は、その持分に応じ、管理の費用を支払い、その他共有物に関する負担を負う。

2 共有者が一年以内に前項の義務を履行しないときは、他の共有者は、相当の償金を支払つてその者の持分を取得することができる。

(共有物についての債権)

第二百五十四条 共有者の一人が共有物について他の共有者に対する債権は、その特定承継人に対しても行使することができる。

(持分の放棄及び共有者の死亡)

第二百五十五条 共有者の一人が、その持分を放棄したとき、又は死亡して相続人がないときは、その持分は、他の共有者に帰属する。

(共有物の分割請求)

第二百五十六条 各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる。ただし、五年を超えない期間内は分割をしない旨の契約をする

(超えること)を妨げない。

2 前項ただし書の契約は、更新することができない。ただし、その期間は、更新の時から五年を超えることができない。

(超えること)を妨げない。

(裁判による共有物の分割)

第二百五十七条 前条の規定は、第二百一十九条に規定する共有物については、適用しない。

第二百五十八条 共有物の分割について共有者間に協議が調わないときは、その分割を裁判所に請求することができる。

2 前項の場合において、共有物の現物を分割することができないとき、又は分割によつてその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所は、その競売を命ずることができる。

(共有に関する債権の弁済)

第二百五十九条 共有者の一人が他の共有者に対して共有に関する債権を有するときは、分割に際し、債務者に帰属すべき共有物の部分をもつて、その弁済に充てることができる。

2 債権者は、前項の弁済を受けるため債務者に帰属すべき共有物の部分を売却する必要があるときは、その売却を請求することができる。

(共有物の分割への参加)

第二百六十条 共有物について権利を有する者及び各共有者の債権者は、自己の費用で、分割に参加することができる。

2 前項の規定による参加の請求があつたにもかかわらず、その請求をした者を参加させないで分割をしたときは、その分割は、その請求をした者に対する抗することができない。

(分割における共有者の担保責任)

第二百六十二条 各共有者は、他の共有者が分割によつて取得した物について、売主と同じく、その持分に応じて担保の責任を負う。

(共有物に関する証書)

第二百六十二条 分割が完了したときは、各分割者は、その取得した物に関する証書を保存しなければならない。

2 共有者の全員又はそのうちの数人に分割した物に関する証書は、その物の最大の部分を取得した者が保存しなければならない。

3 前項の場合において、最大の部分を取得した者がないときは、分割者間の協議で証書の保存者を定める。協議が調わないときは、裁判所がこれを指定する。

4 証書の保存者は、他の分割者の請求に応じて、その証書を使用させなければならない。

(共有の性質を有する入会権)

第二百六十三条 共有の性質を有する入会権につ

いては、各地方の慣習に従うほか、この節の規定を適用する。

(準共有)

第二百六十四条 この節の規定は、数人で所有権以外の財産権を有する場合について準用する。

ただし、法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

(第四章 地上権)

第二百六十五条 地上権者は、他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用する権利を有する。

(地代)

第二百六十六条 第二百七十四条から第二百七十六条までの規定は、地上権者が土地の所有者に定期的の地代を支払わなければならぬ場合について準用する。

2 地代については、前項に規定するもののほか、その性質に反しない限り、賃貸借に関する規定を準用する。

(相隣関係の規定の準用)

第二百六十七条 前章第一節第一款(相隣関係)の規定は、地上権者又は地上権者と土地の所有者との間にについて準用する。ただし、第二百二十九条の規定は、境界線上の工作物が地上権の設定後に設けられた場合に限り、地上権者について準用する。

(地上権の存続期間)

第二百六十八条 設定行為で地上権の存続期間を定めなかつた場合において、別段の慣習がないときは、地上権者は、いつでもその権利を放棄することができる。ただし、地代を支払うべきことができる。ただし、地代を支払うべきときは、一年前に予告をし、又は期限の到来していなければならぬ。

2 地上権の存続期間を定めたときであつても、その期間は、五十年とする。

3 設定行為で永小作権の存続期間を定めたときは、その期間は、別段の慣習がある場合を除き、三十年とする。

4 地上権者が前項の規定によりその権利を放棄しないときは、裁判所は、当事者の請求により、二十年以上五十年以下の範囲内において、工作物又は竹木の種類及び状況その他地上権の設定

当時の事情を考慮して、その存続期間を定める。

(工作物等の収去等)

第二百六十九条 地上権者は、その権利が消滅した時に、土地を原状に復してその工作物及び竹木を取去すことができる。ただし、土地の所有者が時価相当額を提供してこれを買取る旨を通知したときは、地上権者は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

2 前項の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

(地下又は空間を目的とする地上権)

第二百六十九条の二 地下又は空間は、工作物を使用する権利を有する。

(地代)

第二百六十六条 第二百七十四条から第二百七十六条までの規定は、地上権者が土地の所有者に定期的の地代を支払わなければならぬ場合について準用する。

2 前項の地上権は、第三者がその土地の使用又は所有することができる。この場合においては、設定行為で、地上権の行使のためにその土地の使用に制限を加えることができる。

3 前項の地上権は、第三者がその土地の使用又は所有することができる。この場合においても、その権利又はこれを目的とする権利を有するすべての者の承諾があるときは、設定することができます。この場合において、土地の使用又は収益を有する権利を有する者は、その地上権の行使を妨げることができない。

(第五章 永小作権)

第二百七十六条 永小作人は、引き続き三年以上小作料の支払を怠つたときは、土地の所有者は、永小作権の消滅を請求することができる。

(第六章 永小作権の存続期間)

第二百七十七条 第二百七十二条から前条までの規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

(永小作権の消滅請求)

第二百七十八条 永小作権の存続期間は、二十年以上五十年以下とする。設定行為で五十年より長い期間を定めたときであつても、その期間は、五十年とする。

2 永小作権の設定は、更新することができる。

3 設定行為で永小作権の存続期間を定めなかつたときは、その期間は、別段の慣習がある場合を除き、三十年とする。

4 設定行為で永小作権の存続期間を定めたときは、その存続期間は、更新の時から五十年を超えることができない。

(第七章 地役権の内容)

第二百七十九条 第二百六十九条の規定は、永小作権について準用する。

(第六章 地役権)

第二百八十条 地役権者は、設定行為で定めた目

の章の規定及び設定行為で定めるものほか、その性質に反しない限り、賃貸借に関する規定を準用する。

(小作料の減免)

第二百七十五条 永小作人は、不可抗力により収益について損失を受けたときであつても、小作料の免除又は減額を請求することができない。

(永小作権の放棄)

第二百七十六条 永小作人は、不可抗力により収益を引き続き三年以上全く収益を得ず、又は五年以上小作料より少ない収益を得たときは、その権利を放棄することができる。

(永小作権の消滅請求)

第二百七十七条 永小作人が引き続き三年以上小作料の支払を怠つたときは、土地の所有者は、永小作権の消滅を請求することができる。

(永小作権の存続期間)

第二百七十八条 永小作権の存続期間は、二十年以上五十年以下とする。設定行為で五十年より長い期間を定めたときであつても、その期間は、五十年とする。

2 永小作権の設定は、更新することができる。

3 設定行為で永小作権の存続期間を定めなかつたときは、その期間は、別段の慣習がある場合を除き、三十年とする。

4 設定行為で永小作権の存続期間を定めたときは、その存続期間は、更新の時から五十年を超えることができない。

(第八章 地役権の内容)

第二百七十九条 第二百六十九条の規定は、永小作権について準用する。

(第六章 地役権)

第二百八十条 地役権者は、設定行為で定めた目

する権利を有する。ただし、第三章第一節（所
有権の限界）の規定（公の秩序に関するものに
限る。）に違反しないものでなければならない。

（地役権の付従性）
第二百八十二条 地役権は、要役地（地役権者の
土地であつて、他人の土地から便益を受けるも
のをいう。以下同じ。）の所有権に従たるもの
として、その所有権とともに移転し、又は要役
地について存する他の権利の目的となるものと
する。ただし、設定行為に別段の定めがあると
きは、この限りでない。

2 地役権は、要役地から分離して譲り渡し、又
は他の権利の目的とすることができない。
（地役権の不可分性）

第二百八十三条 土地の共有者の一人は、その持
分につき、その土地のために又はその土地につ
いて存する地役権を消滅させることができな
い。

2 土地の分割又はその一部の譲渡の場合には、
地役権は、その各部のために又はその各部につ
いて存する。ただし、地役権がその性質により
土地の一部のみに関するときは、この限りでな
い。

（地役権の時効取得）

第二百八十三条 地役権は、継続的に行使され、
かつ、外形上認識することができるものに限り、
時効によって取得することができる。

第二百八十四条 土地の共有者の一人が時効に
よつて地役権を取得したときは、他の共有者も、
これを取得する。

2 共有者に対する時効の中斷は、地役権を行使
する各共有者に対してしなければ、その効力を
生じない。

3 地役権を行使する共有者が数人ある場合に

は、その一人について時効の停止の原因があつ
ても、時効は、各共有者のために進行する。

（用水地役権）

第二百八十五条 用水地役権の承役地（地役権者
以外の者の土地であつて、要役地の便益に供さ

れるものをいう。以下同じ。）において、水が
要役地及び承役地の需要に比して不足するとき
は、その各土地の需要に応じて、まずこれを生
活用に供し、その残余を他の用途に供するもの
とする。ただし、設定行為に別段の定めがある
ときは、この限りでない。

2 同一の承役地について数個の用水地役権を設
定したときは、後の地役権者は、前の地役権者
の水の使用を妨げてはならない。
（承役地の所有者の工作物の設置義務等）

第二百八十六条 設定行為又は設定後の契約によ
り、承役地の所有者が自己の費用で地役権の行
使のために工作物を設け、又はその修繕をする
義務を負担したときは、承役地の所有者の特定
承継人も、その義務を負担する。

第二百八十七条 承役地の所有者は、いつでも、
地役権に必要な土地の部分の所有権を放棄して
地役権者に移転し、これにより前条の義務を免
れることができる。

（承役地の所有者の工作物の使用）

第二百八十八条 承役地の所有者は、地役権の行
使を妨げない範囲内において、その行使のため
に承役地の上に設けられた工作物を使用するこ
とができる。

2 前項の場合には、承役地の所有者は、その利
益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保
存の費用を分担しなければならない。

（承役地の時効取得による地役権の消滅）

第二百八十九条 承役地の占有者が取得時効に必
要な要件を具備する占有をしたときは、地役権
は、これによって消滅する。

第二百九十条 前条の規定による地役権の消滅時
効は、地役権者がその権利を行使することに

妨げる事実が生じた時から起算する。

第二百九十二条 要役地が数人の共有に属する場
合において、その一人のために時効の中断又は
停止があるときは、その中断又は停止は、他の
共有者のためにも、その効力を生ずる。

第二百九十三条 地役権者がその権利の一部を行
使しないときは、その部分のみが時効によつて
消滅する。

（共有の性質を有しない入会権）

第二百九十四条 共有の性質を有しない入会権に
つては、各地方の慣習に従うほか、この章の
規定を準用する。

第七章 留置権

（留置権の内容）

第二百九十五条 他人の物の占有者は、その物に
関して生じた債権を有するときは、その債権の
弁済を受けるまで、その物を留置することができます。
ただし、その債権が弁済期にないときは、
この限りでない。

2 前項の規定は、占有が不法行為によつて始
まった場合には、適用しない。

（留置権の不可分性）

第二百九十六条 留置権者は、債権の全部の弁済
を受けるまでは、留置物の全部についてその権
利を行使することができる。

（留置権者による果実の收取）

第二百九十七条 留置権者は、留置物から生ずる
果実を收取し、他の債権者に先立つて、これを
自己の債権の弁済に充当することができる。

（留置権者による果実の收取）

第二百九十八条 留置権者は、留置物から生ずる
お残余があるときは元本に充當しなければなら
ない。

（留置権者による留置物の保管等）

第二百九十八条 留置権者は、善良な管理者の注
意をもつて、留置物を占有しなければならない。
2 留置権者は、債務者の承諾を得なければ、留
置物を使用し、賃貸し、又は担保に供すること
ができる。ただし、その物の保存に必要な使
用をすることは、この限りでない。

（物上代位）

第二百九十九条 先取特権は、その目的物の売却、賃
貸、滅失又は損傷によつて債務者が受けるべき
金銭その他の物に対しても、行使することができる。
他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受け
る権利を有する。

3 留置権者が前二項の規定に違反したときは、
債務者は、留置権の消滅を請求することができる。

（留置権による費用の償還請求）

第二百九十九条 留置権者は、留置物について必
要費を支出したときは、所有者にその償還をさ
せることができる。

2 留置権者は、留置物について有益費を支出し
たときは、これによる価格の増加が現存する場
合に限り、所有者の選択に従い、その支出した
金額又は増価額を償還させることができる。た
だし、裁判所は、所有者の請求により、その償
還について相当の期限を許与することができ
る。

（留置権の行使と債権の消滅時効）

第二百九十九条 留置権の行使は、債権の消滅時効の進
展を妨げない。

（担保の供与による留置権の消滅）

第二百九十九条 債務者は、相当の担保を供して、留
置権の消滅を請求することができる。

（占有の喪失による留置権の消滅）

第二百九十九条 第二項の規定により留置物を貸貸
し、又は質権の目的としたときは、この限りで
ない。

（留置権の消滅による留置物の返却）

第二百九十九条 第二項の規定により留置物を貸貸
し、又は質権の目的としたときは、この限りで
ない。

（先取特権の内容）

第二百九十九条 先取特権者は、この法律その他の法
律の規定に従い、その債務者の財産について、
他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受け
る権利を有する。

（先取特権による留置物の保管等）

第二百九十九条 留置権者は、善良な管理者の注
意をもつて、留置物を占有しなければならない。
2 留置権者は、債務者の承諾を得なければ、留
置物を使用し、賃貸し、又は担保に供すること
ができる。ただし、その物の保存に必要な使
用をすることは、この限りでない。

（物上代位）

第二百九十九条 先取特権は、その目的物の売却、賃
貸、滅失又は損傷によつて債務者が受けるべき
金銭その他の物に対しても、行使することができる。
他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受け
る権利を有する。

2 債務者が先取特権の目的物につき設定した物権の対価についても、前項と同様とする。

(先取特権の不可分性)

第三百五条 第二百九十六条の規定は、先取特権について準用する。

第二節 先取特権の種類

第一款 一般の先取特権

(一般の先取特権)

第三百六条 次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有する。

一 共益の費用

二 雇用関係

三 葬式の費用

四 日用品の供給

(共益費用の先取特権)

第三百七条 共益の費用の先取特権は、各債権者の共同の利益のためにされた債務者の財産の保存、清算又は配当に関する費用について存在する。

2 前項の費用のうちすべての債権者に有益でなかつたものについては、先取特権は、その費用によつて利益を受けた債権者に対してのみ存在する。

(雇用関係の先取特権)

第三百八条 雇用関係の先取特権は、給料その他債務者と使用者との間の雇用関係に基づいて生じた債権について存在する。

(葬式費用の先取特権)

第三百九条 葬式の費用の先取特権は、債務者のためにされた葬式の費用のうち相当な額について存在する。

(日用品供給の先取特権)

第三百十条 日用品の供給の先取特権は、債務者又はその扶養すべき同居の親族及びその家事使用人の生活に必要な最後の六箇月間の飲食料

品、燃料及び電気の供給について存在する。

(動産の先取特権)

第三百十一条 次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の特定の動産について先取特権を有する。

一 不動産の賃貸借

二 旅館の宿泊

三 旅客又は荷物の運輸

四 動産の保存

五 動産の売買

六 種苗又は肥料(蚕種又は蚕の飼養に供した桑葉を含む。以下同じ。)の供給

七 農業の労務

八 工業の労務

(不動産賃貸の先取特権)

第三百十二条 不動産の賃貸の先取特権は、その不動産の賃料その他の賃貸借関係から生じた債務の債務に関し、賃借人の動産について存在する。

(不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲)

第三百十三条 土地の賃貸人の先取特権は、その土地又はその利用のための建物に備え付けられた動産、その土地の利用に供された動産及び賃借人が占有するその土地の果実について存在する。

(不動産賃貸の先取特権)

第三百十四条 貸借権の譲渡又は転貸の場合には、貸借人の先取特権は、譲受人又は転借人の動産にも及ぶ。譲渡人又は転貸人が受けるべき金銭についても、同様とする。

(不動産賃貸の先取特権の被担保債権の範囲)

第三百十五条 貸借権の譲渡又は転貸の場合には、貸借人の先取特権は、前期、当期及び次期の賃料その他の債務並びに前期及び当期に生じた損害の賠償債務についてのみ存在する。

(日用品供給の先取特権)

第三百十六条 貸借人は、敷金を受け取っている

し、その労務によって生じた製作物について存在する。

(不動産の先取特権)

第三百二十五条 次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の特定の不動産についてのみ先取特権を有する。

2 債務によって生じた製作物について存在する。

(不動産の先取特権)

第三百二十六条 不動産の保存の先取特権は、不動産の保存のために要した費用又は不動産に関する権利の保存、承認若しくは実行のために要する荷物について存在する。

(不動産の工事の先取特権)

第三百二十七条 不動産の工事の先取特権は、工事の設計、施工又は監理をする者が債務者の不動産についてした工事の費用について存在する。

(不動産の売買の先取特権)

第三百二十八条 不動産の売買の先取特権は、不動産の代価及びその利息について存在する。

(不動産の賃貸の先取特権)

第三百二十九条 一般的の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、第三百六条各号に掲げる順序に従う。

(一般的の先取特権の順位)

第三百三十条 一般的の先取特権と特別の先取特権とが競合する場合には、特別の先取特権は、一般的の先取特権に優先する。ただし、共益の費用の先取特権は、その利益を受けたすべての債権者に対して優先する効力を有する。

(動産の先取特権)

第三百三十三条 農業の労務の先取特権は、その労務に從事する者の最後の一箇月間の賃金について存在する。

(農業労務の先取特権)

第三百三十四条 農業の労務の先取特権は、その労務に從事する者の最後の一箇月間の賃金について存在する。

(工業労務の先取特権)

第三百三十五条 工業の労務の先取特権は、その労務に從事する者の最後の三箇月間の賃金について存在する。

権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、次に掲げる順序に従う。この場合において、第二号に掲げる動産の保存の先取特権について数人の保存者があるときは、後の保存者が前の保存者に優先する。

一 不動産の賃貸、旅館の宿泊及び運輸の先取特権

二 動産の保存の先取特権

三 動産の売買、種苗又は肥料の供給、農業の労務及び工業の労務の先取特権

四 動産の保存の先取特権

2 前項の場合において、第一順位の先取特権者は、その債権取得の時において第二順位又は第三順位の先取特権者があることを知っていたときは、これらの者に対し優先権行使することができない。第一順位の先取特権者のために物を保存した者に対しても、同様とする。

3 果実に関する場合は、第一の順位は農業の労務に從事する者に、第二の順位は種苗又は肥料の供給者に、第三の順位は土地の貸借人に属する。

(不動産の先取特権の順位)

第三百三十一条 同一の不動産について特別の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、第三百二十五条各号に掲げる順序に従う。

2 同一の不動産について売買が順次された場合には、売主相互間における不動産売買の先取特権の優先権の順位は、売買の前後による。

(同一順位の先取特権)

第三百三十二条 同一の目的物について同一順位の先取特権者が数人あるときは、各先取特権者は、その債権額の割合に応じて弁済を受ける。

第四節 先取特権の効力

(先取特権と第三取得者)

第三百三十三条 先取特権は、債務者がその目的である動産をその第三取得者に引き渡した後は、その動産について行使することができない。

(先取特権と動産質権との競合)

第三百三十四条 先取特権と動産質権とが競合する場合には、動産質権者は、第三百三十条の規定による

定による第一順位の先取特権者と同一の権利を有する。

(一般の先取特権の効力)

第三百三十五条 一般的の先取特権者は、まず不動産以外の財産から弁済を受け、なお不足がある場合は、不動産から弁済を受けることがでなければ、不動産から弁済を受けることができない。

2 一般的の先取特権者は、不動産については、まず特別担保の目的とされていないものから弁済を受けなければならない。

3 一般的の先取特権者は、前二項の規定に従つて配当に加入することを怠ったときは、その配当加入をしたならば弁済を受けることができた額については、登記をした第三者に対してその先取特権行使することができない。

4 前三项の規定は、不動産以外の財産の代価に

先立つて不動産の代価を配当し、又は他の不動産の代価に先立つて特別担保の目的である不動産の代価を配当する場合には、適用しない。

(一般の先取特権の对抗力)

第三百三十六条 一般的の先取特権は、不動産について登記をしなくとも、特別担保を有しない債権者に対する抗辯ができる。ただし、登記をした第三者に対しては、この限りでない。

(不動産保存の先取特権の登記)

第三百三十七条 不動産の保存の先取特権の効力を保存するためには、保存行為が完了した後直ちに登記をしなければならない。

(不動産工事の先取特権の登記)

第三百三十八条 不動産の工事の先取特権の効力を保存するためには、工事を始める前にその費用の予算額を登記しなければならない。この場合において、工事の費用が予算額を超えるときは、先取特権は、その超過額については存在しない。

2 工事によって生じた不動産の増価額は、配当加入の時に、裁判所が選任した鑑定人に評価させなければならない。

(登記をした不動産保存又は不動産工事の先取特権と動産質権との競合)

第三百三十九条 前二条の規定に従つて登記をした先取特権は、抵当権に先立つて行使することができる。

(不動産売買の先取特権の登記)

第三百四十条 不動産の売買の先取特権の効力を保存するためには、売買契約と同時に、不動産の代価又はその利息の弁済がされていない旨を登記しなければならない。

(抵当権に関する規定の準用)

第三百四十二条 先取特権の効力については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、抵当権に関する規定を準用する。

特権

第三百三十九条 前二条の規定に従つて登記をした先取特権は、抵当権に先立つて行使することができる。

(転質)

第三百四十八条 質権者は、その権利の存続期間内において、自己の責任で、質物について、転質をすることができる。この場合において、転質をしたことによって生じた損失については、不可抗力によるものであっても、その責任を負う。

(質権による質物の処分の禁止)

第三百四十九条 質権設定者は、設定行為又は債務の弁済期前の契約において、質権者に弁済として質物の所有権を取得させ、その他法律に定める方法によらないで質物を处分させることを約することができない。

(質権の設定)

第三百四十二条 質権者は、その債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を占有し、かつ、その物について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

(質権の目的)

第三百四十三条 質権は、譲り渡すことができない物をその目的とすることはできない。

(質権の設定)

第三百四十四条 質権の設定は、債権者にその目的物を引き渡すことによつて、その効力を生ずる。

(質権設定者による代理占有の禁止)

第三百四十五条 質権者は、質権設定者に、自己に代わって質物の占有をさせることができない。

(質権の被担保債権の範囲)

第三百四十六条 質権は、元本、利息、違約金、質権の実行の費用、質物の保存の費用及び債務の不履行又は質物の隠れた瑕疵によって生じたわれたときは、占有回収の訴えによつてのみ、その質権をもつて第三者に対する抗辯することができない。

(質物の占有の回復)

第三百五十二条 動産質権者は、繼續して質物を占有しなければ、その質権をもつて第三者に対する抗辯することができない。

(動産質の对抗要件)

第三百五十三条 動産質権者は、質物の占有を奪われたときは、占有回収の訴えによつてのみ、その質物を回復することができる。

(動産質権の实行)

第三百五十四条 動産質権者は、その債権の弁済を受けないときは、正当な理由がある場合に限

の弁済を受けるまでは、質物を留置することができる。ただし、この権利は、自己に対して優先権を有する債権者に対抗することができない。

内において、自己の責任で、質物について、転質をすることができる。この場合において、転質をしたことによって生じた損失については、不可抗力によるものであっても、その責任を負う。

(質物の留置)

第三百四十八条 質権者は、その権利の存続期間内において、自己の責任で、質物について、転質をすることができる。この場合において、転質をしたことによって生じた損失については、不可抗力によるものであっても、その責任を負う。

(質物の占有の回復)

第三百五十二条 動産質権者は、繼續して質物を占有しなければ、その質権をもつて第三者に対する抗辯することができない。

(動産質の对抗要件)

第三百五十三条 動産質権者は、質物の占有を奪われたときは、占有回収の訴えによつてのみ、その質物を回復することができる。

(動産質権の实行)

第三百五十四条 動産質権者は、その債権の弁済を受けないときは、正当な理由がある場合に限

り、鑑定人の評価に従い質物をもつて直ちに弁済に充てることを裁判所に請求することができる。この場合において、動産質権者は、あらかじめ、その請求をする旨を債務者に通知しなければならない。

(動産質権の順位)
第三百五十五条 同一の動産について数個の質権が設定されたときは、その質権の順位は、設定の前後による。

第三節 不動産質

(不動産質権による使用及び収益)

第三百五十六条 不動産質権者は、質権の目的である不動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができる。

(不動産質権による管理の費用等の負担)

第三百五十七条 不動産質権者は、管理の費用を支払い、その他不動産に関する負担を負う。

(不動産質権による利息の請求の禁止)

第三百五十八条 不動産質権者は、その債権の利息を請求することができない。

(設定期行為に別段の定めがある場合等)

第三百五十九条 前三条の規定は、設定期行為に別段の定めがあるとき、又は担保不動産収益執行（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百八十条第二号に規定する担保不動産収益執行をいう。以下同じ。）の開始があつたときは、適用しない。

(不動産質権の存続期間)

第三百六十条 不動産質権の存続期間は、十年を超えることができない。設定行為でこれより長い期間を定めたときであつても、その期間は、十年とする。

2 不動産質権の設定の準用
第三百六十一条 不動産質権については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、次章（抵当権）の規定を準用する。

第四節 権利質

(権利質の目的等)

第三百六十二条 質権は、財産権をその目的とすることができる。

第三百六十三条 債権であつてこれを譲り渡すにはその証書を交付することを要するものを質権の目的とするときは、質権の設定は、その証書を交付することによって、その効力を生ずる。

(指名債権を目的とする質権の対抗要件)

第三百六十四条 指名債権を質権の目的としたときは、第四百六十七条の規定に従い、第三債務者がこれを承諾しなければ、これをもつて第三債務者の他の第三者に対抗することができない。

2 前項の規定は、株式については、適用しない。

(記名社債を目的とする質権の対抗要件)

第三百六十五条 記名社債を質権の目的としたときは、社債の譲渡に関する規定に従い、会社の帳簿に質権の設定を記入しなければ、これをもつて会社その他の第三者に対抗することができない。

(指図債権を目的とする質権の対抗要件)

第三百六十六条 指図債権を質権の目的としたときは、その証書に質権の設定の裏書をしなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(質権による債権の取立て等)

第三百六十七条 質権者は、質権の目的である債権を直接に取り立てることができる。

2 不動産質権の順位

第三百七十三条 同一の不動産について数個の抵当権が設定されたときは、その抵当権の順位は、登記の前後による。

(抵当権の順位の変更)

第三百七十四条 抵当権の順位は、各抵当権者の合意によって変更することができる。ただし、利害関係を有する者があるときは、その承諾を

する。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

第三百六十八条 削除
第一節 総則

(抵当権の内容)

第三百六十九条 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移転しないで債務の担保に供した不動産について、他の債権者に先立つて自己の債権の弁済として受けた権利を有する。

2 地上権及び永小作権も、抵当権の目的とすることができる。

(抵当権の効力の及ぶ範囲)

第三百七十条 抵当権は、抵当地の上に存する建物を除き、その目的である不動産（以下「抵当不動産」という。）に附加して一体となつている物に及ぶ。ただし、設定行為に別段の定めがある場合及び第四百二十四条の規定により債権者が債務者の行為を取り消すことができる場合は、この限りでない。

(抵当権の処分)

第三百七十六条 抵当権者は、その抵当権を他の債権の担保とし、又は同一の債務者に対する他の債権者の利益のためにその抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することができない。

(抵当権の処分の対抗要件)

第三百七十七条 前項の場合において、抵当権者が数人のためにその抵当権の処分をしたときは、その処分の利益を受ける者の権利の順位は、抵当権の登記にした付記の前後による。

(抵当権の処分の対抗要件)

第三百七十七条 前条の場合には、第四百六十七条の規定に従い、主たる債務者に抵当権の処分を通知し、又は主たる債務者がこれを承諾しなければ、これをもつて主たる債務者、保証人、抵当権設定者及びこれらの者の承継人に対抗することができない。

2 主たる債務者が前項の規定により通知を受け、又は承諾をしたときは、抵当権の処分の利益を受ける者の承諾を得ないでした弁済は、その受益者に対抗することができない。

(代価弁済)

第三百七十八条 抵当不動産について所有権又は得なければならない。

2 前項の規定による順位の変更は、その登記を行ななければ、その効力を生じない。

第三百七十五条 抵当権者は、利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となつた最後の二年分についてのみ、その抵当権を行使することができる。ただし、それ以前の定期金についても、満期後に特別の登記をしたときは、その登記の時からその抵当権を行使することを妨げない。

(抵当権の被担保債権の範囲)

第三百七十六条 前項の規定による順位の変更は、その登記を行ななければ、その効力を生じない。

(抵当権の被担保債権の範囲)

第三百七十七条 前項の規定による順位の変更は、その登記を行ななければ、その効力を生じない。

(抵当権の被担保債権の範囲)

第三百七十八条 前項の規定による順位の変更は、その登記を行ななければ、その効力を生じない。

地上権を買い受けた第三者が、抵当権者の請求に応じてその抵当権者にその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。

(抵当権消滅請求)

第三百七十九条 抵当不動産の第三取得者は、第三百八十三条の定めるところにより、抵当権消滅請求をすることができる。

第三百八十一条 主たる債務者、保証人及びこれらの者の承継人は、抵当権消滅請求をすることができない。

第三百八十二条 抵当不動産の停止条件付第三取得者は、その停止条件の成否が未定である間は、抵当権消滅請求をすることができない。

(抵当権消滅請求の時期)

第三百八十二条 抵当不動産の第三取得者は、抵当権の実行としての競売による差押えの効力が発生する前に、抵当権消滅請求をしなければならない。

(抵当権消滅請求の手続)

第三百八十三条 抵当不動産の第三取得者は、抵当権消滅請求をするときは、登記をした各債権者に対し、次に掲げる書面を送付しなければならない。

一 取得の原因及び年月日、譲渡人及び取得者の氏名及び住所並びに抵当不動産の性質、所在及び代価その他取得者の負担を記載した書面

二 抵当不動産に関する登記事項証明書(現に効力を有する登記事項のすべてを証明したものに限る。)

三 債権者が二箇月以内に抵当権を実行して競売の申立てをしないときは、抵当不動産の第三取得者が第一号に規定する代価又は特に指定した金額を債権の順位に従つて弁済し又は供託すべき旨を記載した書面

(債権者のみなし承諾)

第三百八十四条 次に掲げる場合には、前条各号に掲げる書面の送付を受けた債権者は、抵当不動産の第三取得者が同条第三号に掲げる書面に

記載したところにより提供した同号の代価又は金額を承諾したものとみなす。

一 その債権者が前条各号に掲げる書面の送付を受けた後二箇月以内に抵当権を実行して競売の申立てをしないとき。

二 その債権者が前号の申立てを取り下げたとき。

三 第一号の申立てを却下する旨の決定が確定したとき。

四 第一号の申立てに基づく競売の手続を取り消す旨の決定(民事執行法第百八十八条において準用する同法第六十三条第三項若しくは第六十八条の三第三項の規定又は同法第百八十三条第一項第五号の謄本が提出された場合における同条第二項の規定による決定を除く。)が確定したとき。

(競売の申立ての通知)

第三百八十五条 第三百八十三条各号に掲げる書面の送付を受けた債権者は、前条第一号の申立てをするときは、同号の期間内に、債務者及び抵当不動産の譲渡人にその旨を通知しなければならない。

(抵当権消滅請求の効果)

第三百八十六条 登記をしたすべての債権者が抵当不動産の第三取得者の提供した代価又は金額を承諾し、かつ、抵当不動産の第三取得者がその承諾を得た代価又は金額を払い渡し又は供託したときは、抵当権は、消滅する。

(抵当権者の同意の登記がある場合の賃貸借の対抗力)

第三百八十七条 登記をした賃貸借は、その登記前に登記をした抵当権を有するすべての者が同意をし、かつ、その同意の登記があるときは、その同意をした抵当権者に対抗することができる。

(共同抵当における代価の配当)

第三百八十八条 債権者が同一の債権の担保として数個の不動産につき抵当権を有する場合において、同時にその代価を配当すべきときは、その各不動産の価額に応じて、その債権の負担を按分する。

2 債権者が同一の債権の担保として数個の不動産につき抵当権を有する場合において、ある不動産の代価のみを配当すべきときは、抵当権者は、その代価から債権の全部の弁済を受けることができる。この場合において、次順位の抵当権者は、その弁済を受ける抵当権者が前項の規定

(法定地上権)

第三百八十八条 土地及びその上に存する建物が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建物につき抵当権が設定され、その実行により所有者を異にするに至ったときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。この場合において、地代は、当事者の請求により、裁判所が定める。

(抵当地の上の建物の競売)

第三百八十九条 抵当権の設定後に抵当地に建物が築造されたときは、抵当権者は、土地とともにその建物を競売することができる。ただし、その優先権は、土地の代価についてのみ行使することができる。

2 前項の規定は、その建物の所有者が抵当地を占有するについて抵当権者に対抗することができることができる。

(抵当不動産の第三取得者による買受け)

第三百九十条 抵当不動産の第三取得者は、その競売において買受人となることができる。

(抵当不動産の第三取得者による費用の償還請求)

第三百九十二条 抵当不動産の第三取得者は、その競売において買受人となることができる。

(共同抵当における代価の配当)

第三百九十三条 債権者が同一の債権の担保として数個の不動産につき抵当権を有する場合において、同時にその代価を配当すべきときは、その各不動産の価額に応じて、その債権の負担を按分する。

2 債権者が同一の債権の担保として数個の不動産につき抵当権を有する場合において、ある不動産の代価のみを配当すべきときは、抵当権者は、その代価から債権の全部の弁済を受けることができる。この場合において、次順位の抵当権者は、その弁済を受ける抵当権者が前項の規定

定に従い他の不動産の代価から弁済を受けるべき金額を限度として、その抵当権者に代位して抵当権を行使することができる。

(共同抵当における代位の付記登記)

第三百九十三条 前条第二項後段の規定により代位によって抵当権を行使する者は、その抵当権の登記にその代位を付記することができる。

(抵当不動産以外の財産からの弁済)

第三百九十四条 抵当権者は、抵当不動産の代価から弁済を受けない債権の部分についてのみ、他の財産から弁済を受けることができる。

2 前項の規定は、抵当不動産の代価に先立つて他の財産の代価を配当すべき場合には、適用しない。この場合において、他の各債権者は、抵当権者に同項の規定による弁済を受けさせるため、抵当権者に配当すべき金額の供託を請求することができる。

(抵当建物使用者の引渡しの猶予)

第三百九十五条 抵当権者に対抗することができない賃貸借により抵当権の目的である建物の使用又は収益をする者であつて次に掲げるものは、(次項において「抵当建物使用者」という。)は、

その建物の競売における買受人の買受けの時から六箇月を経過するまでは、その建物を買受人に引き渡すことを要しない。

1 競売手続の開始前から使用又は収益をする者

2 強制管理又は担保不動産収益執行の管理人が競売手続の開始後にした賃貸借により使用又は収益をする者

3 前項の規定は、買受人の買受けの時より後に同項の建物の使用をしたことの対価について、買受人が抵当建物使用者に対し相当の期間を定めてその一箇月分以上の支払の催告をし、その相当の期間内に履行がない場合には、適用しない。

(抵当権の消滅時効)

第三百九十六条 抵当権は、債務者及び抵当権設

定者に対する債権と同時でなければ、時効によって消滅しない。

(抵当不動産の時効取得による抵当権の消滅)

第三百九十七条 債務者又は抵当権設定者でない者が抵当不動産について取得時効に必要な要件を具備する占有をしたときは、抵当権は、これによつて消滅する。

(抵当権の目的である地上権等の放棄)

第三百九十八条 地上権又は永小作権を抵当権の目的とした地上権者は、その権利を放棄しても、これをもつて抵当権者に対抗することができない。

第四節 根抵当

(根抵当権)

第三百九十九条の二 抵当権は、設定行為で定めるところにより、一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するためにも設定することができる。

2 前項の規定による抵当権（以下「根抵当権」という。）の担保すべき不特定の債権の範囲は、債務者との特定の継続的取引契約によつて生ずるものその他債務者との一定の種類の取引によるものその他の債務者との間で定めた（根抵当権の範囲）

第三百九十九条の三 第一項の原因に基づいて債務者との間に継続して生ずる債権又は手形上若しくは小切手上の請求権は、前項の規定にかかわらず、根抵当権の担保すべき債権とすることができる。

3 特定の原因に基づいて債務者との間に継続して生ずる債権又は手形上若しくは小切手上の請求権は、前項の規定によつて生ずるものに限定して、定めなければならない。

3 特定の原因に基づいて債務者との間に継続して生ずる債権又は手形上若しくは小切手上の請求権は、前項の規定によつて生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度として、その根抵当権を使用することができる。

2 債務者との取引によらないで取得する手形上又は小切手上の請求権を根抵当権の担保すべき債権とした場合において、次に掲げる事由があつたときは、その前に取得したものについてのみ、その根抵当権を行使することができる。

第三百九十九条の三 根抵当権者は、確定した元本並びに利息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度として、その根抵当権を使用することができる。

3 第一項の期日は、これを定め又は変更した日から五年以内でなければならない。

4 第一項の期日の変更についてその変更前の期日より前に登記をしなかつたときは、担保すべき元本は、その変更前の期日に確定する。

(根抵当権の被担保債権の範囲)

第三百九十九条の四 地上権又は永小作権を抵当権の目的とした場合において、次に掲げる事由があつたときは、その前に取得したものについてのみ、その根抵当権を行使することができる。

3 第三百九十九条の四 第一項の変更をするには、後順位の抵当権者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。

2 前項の変更をするには、後順位の抵当権者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。

3 第三百九十九条の五 根抵当権の極度額の変更是、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができない。

(根抵当権の極度額の変更)

第三百九十九条の六 根抵当権の担保すべき元本については、その確定すべき期日を定め又は変更することができる。

(根抵当権の元本確定期日の定め)

第三百九十九条の七 第三百九十九条の四第二項の規定は、前二項の合意をする場合について準用する。

2 第三百九十九条の八 元本の確定前に根抵当権者について相続が開始したときは、根抵当権は、相続開始の時に存する債権のほか、相続人と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に取得する債権を担保する。元本の確定前にその債務者について相続が開始したときは、根抵当権は、相続開始後に存する債務のほか、根抵当権者と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に取得する債権を担保する。

3 第三百九十九条の九 元本の確定前に根抵当権者について合併があつたときは、根抵当権は、合併の時に存する債権のほか、合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に取得する債権を担保する。

2 元本の確定前にその債務者を分割する会社又は営業を承継した会社が分割後に取得する債権を担保する。

3 第三百九十九条の十 元本の確定前に根抵当権者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権は、分割の時に存する債権のほか、分割をした会社及び分割によって設立された会社又は営業を承継した会社が分割後に負担する債務を担保する。

2 元本の確定前にその債務者を分割する会社又は営業を承継した会社が分割後に取得する債権を担保する。

3 第三百九十九条の十一 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の十二 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十七条第二項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

3 第三百九十九条の十三 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の十四 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十七条第二項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

3 第三百九十九条の十五 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

(根抵当権の譲渡)

第三百九十九条の十六 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の十七 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十七条第二項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の十八 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の十九 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十七条第二項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の二十 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の二十一 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十七条第二項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の二十二 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の二十三 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十七条第二項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の二十四 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の二十五 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十七条第二項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の二十六 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

(根抵当権の譲渡)

第三百九十九条の二十七 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十七条第二項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の二十八 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の二十九 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十七条第二項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の三十 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の三十一 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十七条第二項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の三十二 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の三十三 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十七条第二項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の三十四 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の三十五 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十七条第二項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の三十六 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2 第三百九十九条の三十七 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十七条第二項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

(根抵当権の譲渡)

第三百九十九条の三十八 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができるない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

根抵当権を目的とする権利は、譲り渡した根抵当権について消滅する。

3 前項の規定による譲渡をするには、その根抵当権を目的とする権利を有する者の承諾を得なければならない。

(根抵当権の一部譲渡)

第三百九十八条の十三 元本の確定前においては、根抵当権者は、根抵当権設定者の承諾を得て、その根抵当権の一部譲渡(譲渡人が譲受人と根抵当権を共有するため、これを分割しないで譲り渡すことをいう。以下この節において同じ。)をることができる。

(根抵当権の共有)

第三百九十八条の十四 根抵当権の共有者は、それぞれその債権額の割合に応じて弁済を受けれる。ただし、元本の確定前に、これと異なる割合を定め、又はある者が他の者に先立つて弁済を受けるべきことを定めたときは、その定めに従う。

2 根抵当権の共有者は、他の共有者の同意を得て、第三百九十八条の十二第一項の規定によりその権利を譲り渡すことができる。

(抵当権の順位の譲渡又は放棄と根抵当権の譲渡又は一部譲渡)

第三百九十八条の十五 抵当権の順位の譲渡又は放棄を受けた根抵当権者が、その根抵当権の譲渡又は一部譲渡をしたときは、譲受人は、その順位の譲渡又は放棄の利益を受ける。

(共同根抵当)

第三百九十八条の十六 第三百九十二条及び第三百九十三条の規定は、根抵当権については、その設定と同時に同一の債権の担保として数個の不動産につき根抵当権が設定された旨の登記をした場合に限り、適用する。

(共同根抵当の変更等)

第三百九十八条の十七 前条の登記がされている根抵当権の担保すべき債権の範囲、債務者若しくは極度額の変更又はその譲渡若しくは一部譲渡は、その根抵当権が設定されているすべての

不動産について登記をしなければ、その効力を生じない。

2 前条の登記がされている根抵当権の担保すべき元本は、一個の不動産についてのみ確定すべき事由が生じた場合においても、確定する。

(累積根抵当)

第三百九十八条の十八 数個の不動産につき根抵当権を有する者は、第三百九十八条の十六の場合を除き、各不動産の代価について、各極度額に至るまで優先権行使することができる。

(根抵当権の元本の確定請求)

第三百九十八条の十九 根抵当権設定者は、根抵当権の設定の時から三年を経過したときは、担保すべき元本の確定請求することができる。

(根抵当権の元本の確定請求)

第三百九十八条の二十 担保すべき元本は、その請求の時から二週間を経過することによって確定する。

(根抵当権の極度額の減額請求)

第三百九十八条の二十一 元本の確定後においては、根抵当権設定者は、その根抵当権の極度額を、現存する債務の額と以後二年間に生ずべき利息その他の定期金及び債務の不履行による損害賠償の額とを加えた額に減額することを請求することができる。

(根抵当権の極度額の減額請求)

第三百九十八条の二十二 前項の規定は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、適用しない。

(根抵当権の元本の確定事由)

第三百九十八条の二十三に掲げる場合には、根抵当権の担保すべき元本は、確定する。

一 根抵当権者が抵当不動産について競売若しくは担保不動産収益執行又は第三百七十二条において準用する第三百四条の規定による差押えを申し立てたとき。ただし、競売手続若しくは担保不動産収益執行手続の開始又は差押えがあつたときに限る。

二 根抵当権者が抵当不動産に対して滞納処分による差押えをしたとき。

三 根抵当権者が抵当不動産に対する競売手続の開始又は滞納処分による差押えがあつたことを知った時から二週間を経過したとき。

四 債務者又は根抵当権設定者が破産手続開始の決定を受けたとき。

2 前項第三号の競売手続の開始若しくは差押え又は同項第四号の破産手続開始の決定の効力が消滅したときは、担保すべき元本は、確定しなかつたものとみなす。ただし、元本が確定したものとしてその根抵当権又はこれを目的とする権利を取得した者があるときは、この限りでない。

(根抵当権の極度額の減額請求)

第三百九十八条の二十二 元本の確定後においては、根抵当権設定者は、その根抵当権の極度額を、現存する債務の額と以後二年間に生ずべき利息その他の定期金及び債務の不履行による損害賠償の額とを加えた額に減額することを請求することができる。

2 第三百九十八条の十六の登記がされている根抵当権の極度額の減額については、前項の規定による請求は、そのうちの一箇の不動産についてすれば足りる。

(根抵当権の消滅請求)

第三百九十八条の二十二 元本の確定後において現存する債務の額が根抵当権の極度額を超えるときは、他人の債務を担保するためその根抵当権を設定した者又は抵当不動産について所有権、地上権、永小作権若しくは第三者に對抗することができる賃借権を取得した第三者は、その極度額に相当する金額を払い渡し又は供託して、その根抵当権の消滅請求をすることができるのである。この場合において、その払渡し又は供託は、弁済の効力を有する。

2 第三百九十八条の十六の登記がされている根抵当権は、一個の不動産について前項の消滅請求があつたときは、消滅する。

(金銭債権)

第三百九十八条の二十二 債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。

(金銭債権)

第三百九十八条の二十二 債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。

(債権の目的物)

第三百九十八条の二十二 債務者は、他の通貨で弁済をしなければならない。

2 債権の目的物である特定の種類の通貨が弁済期間に強制通用の効力を失つているときは、債務者は、他の通貨で弁済をしなければならない。

3 前二項の規定は、外国の通貨の給付を債権の目的とした場合について準用する。

第四百三条 外国との通貨で債権額を指定したときは、債務者は、履行地における為替相場により、日本の通貨で弁済をすることができる。

3 第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。

(利息の元本への組入れ)

第三百九十九条 債権は、金銭に見積もることが

できないものであつても、その目的とすることができる。

(特定物の引渡しの場合の注意義務)

第四百条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもつて、その物を保存しなければならない。

(債権の目的)

第四百一条 債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないとときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならない。

(債権の目的)

第四百二条 債権の目的物を種類のみで指定した場合において、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し、又は債務者の同意を得てその給付すべき物を指定したときは、以後その物を債権の目的物とする。

(債権の目的)

第四百三条 債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。

2 債権の目的物である特定の種類の通貨が弁済期間に強制通用の効力を失つているときは、債務者は、他の通貨で弁済をしなければならない。

3 前二項の規定は、外国の通貨の給付を債権の目的とした場合について準用する。

第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。

(法定利率)

第三百九十九条 債権は、金銭に見積もることが

を元本に組み入れることができる。

(選択債権における選択権の帰属)

第四百六条 債権の目的が数個の給付の中から選択によって定まるときは、その選択権は、債務者に属する。

(選択権の行使)

第四百七条 前条の選択権は、相手方に対する意思表示によって行使する。

2 前項の意思表示は、相手方の承諾を得なければ、撤回することができない。

(選択権の移転)

第四百八条 債権が弁済期にある場合において、相手方から相当の期間を定めて催告をしても、選択権を有する当事者がその期間内に選択をしないときは、その選択権は、相手方に移転する。

(第三者の選択権)

第四百九条 第三者が選択をすべき場合には、その選択は、債権者又は債務者に対する意思表示によつてする。

2 前項に規定する場合において、第三者が選択をることができず、又は選択をする意思を有しないときは、選択権は、債務者に移転する。

(不能による選択債権の特定)

第四百十条 債権の目的である給付の中に、初めから不能であるもの又は後に至つて不能となるものがあるときは、債権は、その残存するものについて存在する。

2 選択権を有しない当事者の過失によつて給付が不能となつたときは、前項の規定は、適用しない。

第四百十一条 選択は、債権の発生の時にさかのばつてその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

第二節 債権の効力

(選択の効力)

第四百十二条 債権は、債務の履行に付随する。ただし、債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。

(履行期と履行遅滞)

第四百十二条 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。

(債務不履行の責任等)

第四百十六条 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによつて通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

(損害賠償の範囲)

第四百十六条 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによつて通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

(債務不履行による損害賠償)

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従つた履行をしないときは、債務者は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によつて履行をすることができなくなつたときも、同様とする。

(損害賠償による代位)

第四百二十二条 債権者が、損害賠償として、その債権の目的である物又は権利の価額の全部の支払を受けたときは、債務者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する。

(債権者代位権)

第二款 債権者代位権及び詐害行為取消権

消權

ら遅滞の責任を負う。

2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知つた時から遅滞の責任を負う。

3 債務の履行について期限を定めなかつたときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

(受領遅滞)

第四百十三条规定 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないときは、その債権者は、履行の提供があつた時から遅滞の責任を負う。

(履行の強制)

第四百十四条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、その強制履行を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

(金銭債務の特則)

第四百十九条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によつて定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。

3 第一項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもつて抗弁とすることができない。

(賠償額の予定)

第四百二十条 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができます。この場合において、裁判所は、その額を増減することができない。

(不作為を目的とする債務については、債務者もつて債務者の意思表示に代えることができる。

2 第一項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもつて抗弁とすることができない。

(賠償行為の取消しの効果)

第四百二十五条 前条の規定による取消しは、すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる。

(詐害行為の取消しの効果)

第四百二十六条 第四百二十四条の規定による取扱いにおいて、債権者が取消しの原因を知つた時から二年間行使しないときは、時効によつて消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

3 違約金は、賠償額の予定と推定する。

4 前三項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

(債務不履行による損害賠償)

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従つた履行をしないときは、債務者は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によつて履行をすることができなくなつたときも、同様とする。

(分割債権による代位)

第四百二十二条 債権者が、損害賠償として、その債権の目的である物又は権利の価額の全部の支払を受けたときは、債務者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する。

(不可分債権)

第二款 不可分債権及び不可分債務

(分割債権及び分割債務)

第四百二十七条 数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う。

(第二款 不可分債権及び不可分債務)

第四百二十八条 債権の目的がその性質上又は当事者の意思表示によつて不可分である場合において、数人の債権者があるときは、各債権者は

すべての債権者のために履行を請求し、債務者はすべての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。

第四百二十九条 不可分債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があつた場合においても、他の不可分債権者は、債務の全部の履行を請求することができる。この場合においては、その

一人の不可分債権者がその権利を失わなければ、分配される利益を債務者に償還しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、不可分債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の不可分債権者に対する効力を生じない。

(不可分債権)

第四百三十一条 前条の規定及び次款(連帯債務)の規定(第四百三十四条から第四百四十条までの規定を除く)は、数人が不可分債務を負担する場合について準用する。

(可分債権又は可分債務への変更)

第四百三十二条 不可分債権が可分債権となつたときは、各債権者は自己が権利を有する部分についてのみ履行を請求することができ、不可分債務が可分債務となつたときは、各債権者はその負担部分についてのみ履行の責任を負う。

第三款 連帯債務

(履行の請求)

第四百三十二条 数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

(連帯債務者の一人についての法律行為の無効等)
第四百三十三条 連帯債務者の一人について法律行為の無効又は取消しの原因があつても、他の連帯債務者の債務は、その効力を妨げられない。(連帯債務者の一人に対する履行の請求)

第四百三十四条 連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる。

の配当に加入することができる。
(連帯債務者間の求償権)

第四百四十二条 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもつて共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。

2 前項の規定による求償は、弁済その他免責があつた日以後の法定利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を含む。

(通知を怠つた連帯債務者の求償の制限)

第四百四十三条 連帯債務者の一人が債権者から履行の請求を受けたことを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもつて共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対する抗ることができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもつてその免責を得た連帯債務者に対する抗ることができる。この場合において、相殺をもつてその免責を得た連帯債務者に対する抗したときは、過失のある連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

2 連帯債務者の一人が弁済をし、その他の自己の財産をもつて共同の免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠つたため、他の連帯債務者が善意で弁済をし、その他の弁償の行為をもつて免責を得たときは、その免責を得た連帯債務者は、自己の弁済その他の免責のためにして行為を有効であったものとみなすことができる。

(保証債務の範囲)

第四百四十七条 保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他の債務に從事するすべてのものを包含する。

2 保証人は、その保証債務についてのみ、違約金又は損害賠償の額を約定することができる。

(保証人の負担が主たる債務より重い場合)

第四百四十八条 保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。

2 保証人は、その保証債務についてのみ、違約金又は損害賠償の額を約定することができる。

(取り消すことができる債務の保証)

第四百四十九条 行為能力の制限によつて取り消すことができる債務を保証した者は、保証契約の時においてその取消しの原因を知つていたときは、主たる債務の不履行の場合又はその債務の取消しの場合においてこれと同一の目的を有する独立の債務を負担したものと推定する。

部分の分担)

第四百四十五条 連帯債務者の一人が連帯の免除を得た場合において、他の連帯債務者の中に弁済をする資力のない者があるときは、債権者は、その資力のない者が弁済をすることができない部分のうち連帯の免除を得た者が負担すべき部分を負担する。

第四款 保証債務

第一目 総則

(保証人の責任等)

第四百四十六条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

2 保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。

3 保証契約がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)によつてされたときは、その保証契約は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。

(保証債務の範囲)

第四百四十七条 保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他の債務に從事するすべてのものを包含する。

2 保証人は、その保証債務についてのみ、違約金又は損害賠償の額を約定することができる。

(保証人の負担が主たる債務より重い場合)

第四百四十八条 保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。

2 保証人は、その保証債務についてのみ、違約金又は損害賠償の額を約定することができる。

(取り消すことができる債務の保証)

第四百四十九条 行為能力の制限によつて取り消すことができる債務を保証した者は、保証契約の時においてその取消しの原因を知つていたときは、主たる債務の不履行の場合又はその債務の取消しの場合においてこれと同一の目的を有する独立の債務を負担したものと推定する。

(保証人の要件)

第四百五十条 債務者が保証人を立てる義務を負う場合には、その保証人は、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。

一 行為能力者であること。

二 保証人が前項第一号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えることを請求することができる。

3 前二項の規定は、債権者が保証人を指名した場合には、適用しない。

(他の担保の供与)

第四百五十二条 債務者は、前条第一項各号に掲げる要件を具備する保証人を立てることができないときは、他の担保を供してこれに代えることができる。

(催告の抗弁)

第四百五十二条 債權者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその行方が知れないとときは、この限りでない。

(検索の抗弁)

第四百五十三条 債權者が前条の規定に従い主たる債務者に催告をした後であっても、保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者は、まず主たる債務者の財産について執行をしなければならない。

(催告の抗弁及び検索の抗弁の効果)

第四百五十四条 保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担したときは、前一条の権利を有しない。

たにもかかわらず、債権者が催告又は執行をす

ることを怠つたために主たる債務者から全部の弁済を得られなかつたときは、保証人は、債権者が直ちに催告又は執行をすれば弁済を得ることができる限度において、その義務を免れる。

(数人の保証人がある場合)

第四百五六条 数人の保証人がある場合には、それらの保証人が各別の行為により債務を負担したときであつても、第四百一十七条の規定を適用する。

(主たる債務者について生じた事由の効力)

第四百五十七条 主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の中止は、保証人に對しても、その効力を生ずる。

(連帯保証人について生じた事由の効力)

第四百五十八条 第四百三十四条から第四百四十一条までの規定は、主たる債務者が保証人と連帯して債務を負担する場合について準用する。

(委託を受けた保証人の求償権)

第四百五十九条 保証人が主たる債務者の委託を受けたとき、主たる債務者の意思に反して保証をした者は、主たる債務者に代わって弁済をし、その他自己の財産をもつて債務を消滅させるべき行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対して求償権を有する。

2 第四百四十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(委託を受けた保証人の事前の求償権)

第四百六十条 保証人は、主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、次に掲げるとときは、主たる債務者に対して、あらかじめ、求償権を行使することができる。

(通知を怠つた保証人の求償の制限)

第四百六十三条 第四百四十三条の規定は、保証人について準用する。

(通知を怠つた保証人の求償の制限)

第四百六十四条 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、貸金等根保証契約における第一項に規定する極度額の定めについて準用する。

3 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、

貸金等根保証契約において、善意で弁済をし、その他自己の財産をもつて債務を消滅させるべき行為をしたときは、第四百四十三条の規定は、主たる債務者についても準用する。

2 債務者が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、善意で弁済をし、その他自己の財産をもつて債務を消滅させるべき行為をしたときは、第四百四十三条の規定は、主たる債務者についても準用する。

1 主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、ただし、保証契約の後に債権者が主たる債務者に許与した期

限は、保証人に対抗することができない。

し、その負担部分のみについて求償権を有する。

三 債務の弁済期が不確定で、かつ、その最長期をも確定することができない場合において、保証契約の後十年を経過したとき。

(共同保証人間の求償権)

第四百六十五条 第四百四十二条から第四百四十一条までの規定は、数人の保証人が、主たる債務が不可分であるため又は各保証人が全額を弁済すべき旨の特約があるため、その全額又は自らの負担部分を超える額を弁済したときについて準用する。

第四百六十二条 前二条の規定により主たる債務者が保証人に対して償還をする場合において、債権者が全部の弁済を受けない場合は、主たる債務者は、保証人に担保を供させ、又は保証人に對して自己に免責を得ざることを請求することができる。

2 前項に規定する場合において、主たる債務者は、供託をし、担保を供し、又は保証人に免責を得させて、その償還の義務を免れることができる。

3 前項に規定する場合において、主たる債務者は、供託をし、担保を供し、又は保証人に免責を得させて、その償還の義務を免れることができる。

(貸金等根保証契約の保証人の責任等)

第四百六十五条の二一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という)であつてその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務(以下「貸金等債務」という)が含まれるもの(保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という)の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に關する利息、違約金、損害賠償その他の債務に從たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

2 貸金等根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。

2 貸金等根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。

(貸金等根保証契約の元本確定期日)

第四百六十五条の三 貸金等根保証契約において主たる債務の元本の確定すべき期日(以下「元本確定期日」という)の定めがある場合におい

約の締結の日から五年を経過する日より後の日

と定められているときは、その元本確定期日の定

めは、その効力を生じない。

2 貸金等根保証契約において元本確定期日の定

めがない場合（前項の規定により元本確定期日

の定めがその効力を生じない場合を含む。）に

は、その元本確定期日は、その貸金等根保証契

約の締結の日から三年を経過する日とする。

3 貸金等根保証契約における元本確定期日の変

更をする場合において、変更後の元本確定期日

がその変更をした日から五年を経過する日より

後のことなるときは、その元本確定期日の変更

は、その効力を生じない。ただし、元本確定期

日の前二箇月以内に元本確定期日の変更をする

場合において、変更後の元本確定期日が変更前

の元本確定期日から五年以内の日となるとき

は、この限りでない。

4 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、

貸金等根保証契約における元本確定期日の定め

及びその変更（その貸金等根保証契約の締結の

日から三年以内の日を元本確定期日とする旨の

定め及び元本確定期日より前の日を変更後の元

本確定期日とする変更を除く。）について準用

する。

（貸金等根保証契約の元本の確定事由）

第四百六十五条の四 次に掲げる場合には、貸金

等根保証契約における主たる債務の元本は、確定

する。

一 債権者が、主たる債務者又は保証人の財産

について、金銭の支払を目的とする債権につ

いての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし、強制執行又は担保権の実行

の手続の開始があつたときに限る。

二 主たる債務者又は保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。

三 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。（保証人が法人である貸金等債務の根保証契約の求償権）

第四百六十五条の五 保証人が法人である根保証

契約であつてその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、第四百六十五条の

二第一項に規定する極度額の定めがないとき、

元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定

期日の定め若しくはその変更が第四百六十五条

の三第一項若しくは第三項の規定を適用すると

すればその効力を生じるものであるときは、

その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約（保証人が法人で

あるものを除く。）は、その効力を生じない。

（第四節 債権の譲渡）

第四百六十六条 債権は、譲り渡すことができる。

ただし、その性質がこれを許さないときは、こ

の限りでない。

2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示し

た場合には、適用しない。ただし、その意思表

示は、善意の第三者に対抗することができない。

（指名債権の譲渡の対抗要件）

第四百六十七条 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

（指名債権の譲渡の対抗要件）

第四百六十八条 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

（指名債権の譲渡の対抗要件）

第四百六十九条 指名債権の債務者は、その証書に債務者を指名する記載がされているが、その証書の所持人に弁済をすべき旨が付記されている場合について準用する。

（指名債権の譲渡における債務者の抗弁の制限）

第四百七十二条 指名債権の債務者は、その証書に記載した事項及びその証書の性質から当然に生ずる結果を除き、その指名債権の譲渡前の債務者に対抗することができた事由をもつて善意の譲受人に対抗することができない。

（無記名債権の譲渡における債務者の抗弁の制限）

第四百七十三条 前条の規定は、無記名債権について準用する。

（第五節 債権の消滅）

第一款 弁済

第一目 総則

（第三者の弁済）

第四百七十四条 債務の弁済は、第三者もするこ

とができる。ただし、その債務の性質がこれを許さないとき、又は当事者が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

（受取証書の持参人にに対する弁済）

第四百八十条 受取証書の持参人は、弁済を受領する権限があるものとみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知っていたとき、又は過失によつて知らなかつたときは、この限りでない。

（支払の差止めを受けた第三債務者の弁済）

第四百八十二条 支払の差止めを受けた第三債務者が自己の債権者に弁済をしたときは、差押債権者は、その受けた損害の限度において更に弁済をすべき旨を第三債務者に請求することができる。

2 前項の規定は、第三債務者からその債権者に

対する求償権の行使を妨げない。

（弁済として引き渡した物の取戻し）

第四百七十五条 弁済をした者が弁済として他人の物を引き渡したときは、その弁済をした者は、

（指図債権の譲渡の対抗要件）

第四百六十九条 指図債権の譲渡は、その証書に

譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

（指図債権の債務者の調査の権利等）

第四百七十一条 指図債権の債務者は、その証書の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、

その弁済は、無効とする。

（記名式所持人払債権の債務者の調査の権利等）

第四百七十二条 前条の規定は、債権に関する証書に債権者を指名する記載がされているが、その証書の所持人に弁済をすべき旨が付記されている場合について準用する。

（指図債権の譲渡における債務者の抗弁の制限）

第四百七十三条 前条の場合において、債権者が債務者として受領した物を善意で消費し、又は譲り渡したときは、その弁済は、有効とする。

（弁済として引き渡した物の消費の効力等）

第四百七十七条 前二条の場合において、債権者が

が弁済として受領した物を善意で消費し、又は譲り渡したときは、その弁済は、有効とする。

（弁済として引き渡した物の消費又は譲渡がされた場合の弁済の効力等）

この場合において、債権者が第三者から賠償の請求を受けたときは、弁済をした者に対して求償することを妨げない。

（債権の準占有者に対する弁済）

第四百七十八条 債権の準占有者に対してした弁

済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかつたときに限り、その効力を有する。

（受領する権限のない者に対する弁済）

第四百七十九条 前条の場合を除き、弁済を受領する権限を有しない者に対する弁済は、債権者がこれによって利益を受けた限度においてのみ、その効力を有する。

（受取証書の持参人にに対する弁済）

第四百八十二条 受取証書の持参人は、弁済を受領する権限があるものとみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知っていたとき、又は過失によつて知らなかつたときは、この限りでない。

（支払の差止めを受けた第三債務者の弁済）

第四百八十三条 支払の差止めを受けた第三債務者が自己の債権者に弁済をしたときは、差押債

権者は、その受けた損害の限度において更に弁

済をすべき旨を第三債務者に請求することができる。

（弁済として引き渡した物の取戻し）

第四百七十五条 弁済をした者が弁済として他人の物を引き渡したときは、その弁済をした者は、

更に有効な弁済をしなければ、その物を取り戻すことができない。

（第四百六十九条 指図債権の譲渡は、その証書に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。）

（第四百七十六条 譲渡につき行為能力の制限を受けた所有者が弁済をして物の引渡しをした場合において、その弁済を取り戻したときは、その所有者は、更に有効な弁済をしなければ、その物を取り戻すことができない。）

（第四百七十七条 前二条の場合において、債権者が

が弁済として引渡した物を善意で消費し、又は譲

り渡したときは、その弁済は、有効とする。）

（弁済として引渡した物の消費又は譲渡がされた場合の弁済の効力等）

この場合において、債権者が第三者から賠償の請求を受けたときは、弁済をした者に対して求償することを妨げない。

（債権の準占有者に対する弁済）

第四百七十八条 債権の準占有者に対してした弁

済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかつたときに限り、その効力を有する。

（受取証書の持参人にに対する弁済）

第四百八十二条 受取証書の持参人は、弁済を受領する権限があるものとみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知っていたとき、又は過失によつて知らなかつたときは、この限りでない。

（支払の差止めを受けた第三債務者の弁済）

第四百八十三条 支払の差止めを受けた第三債務者が自己の債権者に弁済をしたときは、差押債

権者は、その受けた損害の限度において更に弁

済をすべき旨を第三債務者に請求することができる。

（弁済として引き渡した物の取戻し）

第四百七十五条 弁済をした者が弁済として他人の物を引き渡したときは、その弁済をした者は、

対して生じた事由をもつて譲受人に対抗することができる。

第四百八十二条 債務者が、債権者の承諾を得て、その負担した給付に代えて他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。

(特定物の現状による引渡し)

第四百八十三条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならぬ。

(弁済の場所)

第四百八十四条 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生の時にその物が存在した場所において、その他の弁済は債権者の現在の住所において、それぞれしなければならない。

(弁済の費用)

第四百八十五条 弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とする。ただし、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債権者の負担とする。

(受取証書の交付請求)

第四百八十六条 弁済をした者は、弁済を受領した者に対して受取証書の交付を請求することができる。

(債権証書の返還請求)

第四百八十七条 債権に関する証書がある場合において、弁済をした者が全部の弁済をしたときは、その証書の返還を請求することができる。

(弁済の充当の指定)

第四百八十八条 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。

2 弁済をする者が前項の規定をしないときは、弁済を受領する者は、その受領の時に、その弁済を充當することができる。ただし、弁済をする者がその充當に

対して直ちに異議を述べたときは、この限りでない。

3 前二項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に對する意思表示によつてする。

(法定充当)

第四百八十九条 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものとがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。

二 すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期がないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。

三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。

四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

(数個の給付をすべき場合の充当)

第四百九十条 一個の債務の弁済として数個の給付をすべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、前二条の規定を準用する。

(元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当)

第四百九十二条 債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。

(弁済の提供の効果)

2 第四百八十九条の規定は、前項の場合について準用する。

(弁済の提供の方法)

第四百九十二条 債務者は、弁済の提供の時から、債務の不履行によつて生ずべき一切の責任を免れる。

第四百九十三条 弁済の提供は、債務の本旨に従つて現実にしなければならない。ただし、債権者があらかじめその受領を拒み、又は債務の履行について債権者の行為を要するときは、弁済の準備をしたことを通知してその受領の催告をすれば足りる。

(供託)

第二回 弁済の目的物の供託

第四百九十四条 債権者が弁済の受領を拒み、又はこれを受け取ることができないときは、弁済者(以下この目において「弁済者」という)は、債権者のために弁済の目的物を供託してその債務を免れることができることを認めた。弁済者が過失なく債権者を確知することができないときも、同様とする。

(供託の方法)

第四百九十五条 前条の規定による供託は、債務の履行地の供託所にしなければならない。

2 供託所について法令に特別の定めがない場合には、裁判所は、弁済者の請求により、供託所の指定及び供託物の保管者の選任をしなければならない。

3 前条の規定により供託をした者は、遅滞なく、債権者に供託の通知をしなければならない。

(供託物の取戻し)

第四百九十六条 債権者が供託を受諾せず、又は供託を有効と宣告した判決が確定しない間は、弁済者は、供託物を取り戻すことができる。この場合においては、供託をしなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、供託によって質権又は抵当権が消滅した場合には、適用しない。

(供託に適しない物等)

第四百九十七条 弁済の目的物が供託に適しないときは、又はその物について滅失若しくは損傷のおそれがあるときは、弁済者は、裁判所の許可を得て、これを競売に付し、その代金を供託することができます。その物の保存について過分の費用を要するときも、同様とする。

(供託物の受領の要件)

第四百九十八条 債務者が債権者の給付に対しても弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取ることができない。

(法定代位)

第三回 弁済による代位

(任意代位)

第四百九十九条 債務者のために弁済をした者は、その弁済と同時に債権者の承諾を得て、債権者に代位することができる。

(法定代位)

第四百六十七条の規定は、前項の場合について準用する。

(五百条 弁済をするについて正当な利益を有する者は、弁済によって当然に債権者に代位する。

(弁済による代位の効果)

第五百一条 前二条の規定により債権者に代位した者は、自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内において、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。この場合においては、次の各号の定めるところに従わなければならない。

1 保証人は、あらかじめ先取特権、不動産質権又は抵当権の登記にその代位を付記しないれば、その先取特権、不動産質権又は抵当権の目的である不動産の第三取得者に対して債権者に代位することができない。

2 第三取得者は、保証人に代位して債権者に代位しない。

3 第三取得者の一人は、各不動産の価格に応じて、他の第三取得者に対する債権者に代位する。

4 物上保証人の一人は、各財産の価格に応じて、他の物上保証人に代位する。

5 保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に

応じて、債権者に代位する。

六 前号の場合において、その財産が不動産であるときは、第一号の規定を準用する。

(一部弁済による代位)

第五百二条 債権の一部について代位弁済があったときは、代位者は、その弁済をした価額に応じて、債権者とともにその権利行使する。

2 前項の場合において、債務の不履行による契約の解除は、債権者のみがることができる。

この場合においては、代位者に対し、その弁済をした価額及びその利息を償還しなければならない。

(債権者による債権証書の交付等)

第五百三条 代位弁済によって全部の弁済を受けた債権者は、債権に関する証書及び自己の占有する担保物を代位者に交付しなければならない。

2 債権の一部について代位弁済があつた場合には、債権者は、債権に関する証書にその代位を記入し、かつ、自己の占有する担保物の保存を代位者に監督させなければならない。

(債権者による担保の喪失等)

第五百四条 第五百条の規定により代位をすることができる者がある場合において、債権者が故意又は過失によつてその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位をすることができる者は、その喪失又は減少によつて償還を受けることができなくなつた限度において、その責任を免れる。

第二款 相殺

(相殺の要件等)

第五百五条 二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によってその債務を免れることができるものとされる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示

示は、善意の第三者に対することができない。

(相殺の方法及び効力)

第五百六条 相殺は、当事者の一方から相手方に對する意思表示によつてする。この場合において、その意思表示には、条件又は期限を付することができるない。

2 前項の意思表示は、双方の債務が互いに相殺に適するようになった時にさかのばつてその効力を生ずる。

(履行地の異なる債務の相殺)

第五百七条 相殺は、双方の債務の履行地が異なるときであつても、することができる。この場合において、相殺をする当事者は、相手方に對し、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(時効により消滅した債権を受働債権とする相殺)

第五百八条 時効によつて消滅した債権がその消滅以前に相殺に適するようになつて、いた場合には、その債権者は、相殺をすることができる。

(不法行為により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止)

第五百九条 債務が不法行為によつて生じたときは、その債務者は、相殺をもつて債権者に对抗することができる。

(差押禁止債権を受働債権とする相殺の禁止)

第五百十条 債権が差押えを禁じたものであるときは、その債務者は、相殺をもつて債権者に对抗することができない。

(支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止)

第五百十一条 支払の差止めを受けた第三債務者は、その後に取得した債権による相殺をもつて抗することができない。

(支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺の充當)

第五百十二条 第四百八十八条から第四百九十一まで規定は、相殺について準用する。

2 (更改) 第三款 更改

第五百十三条 当事者が債務の要素を変更する契約をしたときは、その債務は、更改によつて消滅する。

2 条件付債務を無条件債務としたとき、無条件債務に条件を付したとき、又は債務の条件を変更したときは、いずれも債務の要素を変更したものとみなす。

(債務者の交換による更改)

第五百十四条 債務者の交換による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によつてすることができる。ただし、更改前の債務者の意思に反するときは、この限りでない。

(債権者の交換による更改)

第五百十五条 債権者の交換による更改は、確定日付のある証書によつてしなければ、第三者に對抗することができない。

第五百十六条 第四百六十八条第一項の規定は、債権者の交換による更改について準用する。

(更改前の債務が消滅しない場合)

第五百十七条 更改によつて生じた債務が、不法な原因のため又は当事者の知らない事由によつて成立せず又は取り消されたときは、更改前の債務は、消滅しない。

(更改後の債務への担保の移転)

第五百十八条 更改の当事者は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。ただし、第三者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならぬ。

(承諾の期間の定めのない申込み)

第五百二十二条 承諾の期間を定めないで隔地者に對してした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。

(申込者の死亡又は行為能力の喪失)

第五百二十三条 申込者は、遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができる。

2 申込者が前項本文の延長の通知を怠つたときは、承諾の通知は、前条第一項の期間内に到達したものとみなす。

(遅延した承諾の効力)

第五百二十四条 申込者は、遅延した承諾を新たに申込みとみなすことができる。

(承諾の期間の定めのない申込み)

第五百二十五条 第九十七条第二項の規定は、申込者が反対の意思を表示した場合又はその相手方が申込者の死亡若しくは行為能力の喪失の事實を知つた場合には、適用しない。

(隔地者間の契約の成立時期)

第五百二十六条 隔地者間の契約は、承諾の通知を発した時に成立する。

第一節 総則

第一款 契約の成立

(承諾の期間の定めのある申込み)

第五百二十二条 承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない。

2 申込み者が前項の申込みに對して同項の期間内に承諾の通知を受けなかつたときは、その申込みは、その効力を失う。

(承諾の通知の延長)

第五百二十二条 前条第一項の申込みに對する承諾の通知が同項の期間の経過後に到達した場合であつても、通常の場合にはその期間内に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、申込者は、遅延なく、相手方に對してその延長の通知を発しなければならない。ただし、その到達前に遅延の通知を発したときは、この限りでない。

(承諾の通知が同項の期間の経過後に到達した場合であつても、通常の場合にはその期間内に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、申込者は、遅延なく、相手方に對してその延長の通知を発しなければならない。ただし、その到達前に遅延の通知を発したときは、この限りでない。

2 申込み者が前項本文の延長の通知を怠つたときは、承諾の通知は、前条第一項の期間内に到達したものとみなす。

(遅延した承諾の効力)

第五百二十三条 申込者は、遅延した承諾を新たに申込みとみなすことができる。

(承諾の期間の定めのない申込み)

第五百二十四条 申込者は、遅延した承諾を新たに申込みとみなすことができる。

(申込者の死亡又は行為能力の喪失)

第五百二十五条 第九十七条第二項の規定は、申込者が反対の意思を表示した場合又はその相手方が申込者の死亡若しくは行為能力の喪失の事實を知つた場合には、適用しない。

(隔地者間の契約の成立時期)

第五百二十六条 隔地者間の契約は、承諾の通知を発した時に成立する。

2 申込み者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があつた時に成

立する。

(申込みの撤回の通知の延着)

第五百二十七条 申込みの撤回の通知が承諾の通知を発した後に到達した場合であつても、通常の場合にはその前に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるとときは、承諾者は、遅滞なく、申込者に対する延着通知を発しなければならない。

2 承諾者が前項の延着の通知を怠つたときは、契約は、成立しなかつたものとみなす。

(申込みに変更を加えた承諾)

第五百二十八条 承諾者が、申込みに条件を付し、その他変更を加えてこれを承諾したときは、その申込みの拒絶とともに新たな申込みをしたものとみなす。

(懸賞広告)

第五百二十九条 ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者（以下この款において「懸賞広告者」という。）は、その行為をした者に對してその報酬を与える義務を負う。

(懸賞広告の撤回)

第五百三十条 前条の場合において、懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者がない間は、前の広告と同一の方法によってその広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する方法によつて撤回をすることができない場合には、他の方法によつて撤回をすることができる。この場合において、その撤回は、これを知つた者に對してのみ、その効力を有する。

(懸賞広告の報酬を受ける権利)

第五百三十二条 広告に定めた行為をした者が数人あるときは、最初にその行為をした者のみが報酬を受ける権利を有する。数人が同時に前項の行為をした場合には、各

自分が等しい割合で報酬を受ける権利を有する。

ただし、報酬がその性質上分割に適しないとき、又は広告において一人のみがこれを受けるものとしたときは、抽選でこれを受ける者を定める。

3 前二項の規定は、広告中にこれと異なる意思を表示したときは、適用しない。

(優等懸賞広告)

第五百三十二条 広告に定めた行為をした者が数人ある場合において、その優等者のみに報酬を与えるべきときは、その広告は、応募の期間を定めたときには、その効力を有する。

(前項の規定)

2 前項の場合において、応募者中いずれの者の行為が優等であるかは、広告中に定めた者が判定し、広告中に判定をする者を定めなかつたときはは、懸賞広告者が判定する。

3 応募者は、前項の規定に對して異議を述べることができない。

4 前条第一項の規定は、数人の行為が同等と判定された場合について準用する。

第二款 契約の効力

(同時履行の抗弁)

第五百三十三条 双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する方法によつて撤回をすることができない場合には、他の方法によつて撤回をすることができる。この場合において、その撤回は、これを知つた者に對してのみ、その効力を有する。

(債権者の危険負担)

第五百三十四条 特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によつて滅失し、又は損傷したときは、その効力を有する。

3 懸賞広告者がその指定した行為をする期間を定めたときは、その撤回をする権利を放棄したものと推定する。

(懸賞広告の報酬を受ける権利)

第五百三十五条 前条の規定は、停止条件付双務契約における危険負担) 第五百三十五条 前条の規定は、停止条件付双務契約の目的物が条件の成否が未定である間に滅失した場合には、適用しない。

2 停止条件付双務契約の目的物が債務者の責めに帰することができない事由によつて損傷したときは、その損傷は、債権者の負担に帰する。

3 前二項の規定は、広告中にこれと異なる意思を表示したときは、適用しない。

(債務者の抗弁)

第五百三十六条 前二条に規定する場合を除き、当事者双方の責めに帰することができない事由によつて債務を履行することができなくなつたときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない。

(債務者の危険負担)

第五百三十六条 前二条に規定する場合を除き、当事者双方の責めに帰することができない事由によつて債務を履行することができなくなつたときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによつて利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

(第三者のためによる契約)

第五百三十七条 契約により当事者の一方が第三者に對してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に對して直接にその給付を請求する権利を有する。

2 前項の場合において、第三者的権利は、その第三者が債務者に対し同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。

(第三者的権利の確定)

第五百三十八条 前条の規定により第三者的権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない。

(債務者の抗弁)

第五百三十九条 債務者は、第五百三十七条第一項の契約に基づく抗弁をもつて、その契約の利益を受ける第三者に抗弁することができる。

(解除の効果)

第五百四十五条 当事者の一方がその解除権を行ったときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者的権利を害することはできない。

(解除権の行使)

第五百四十条 契約又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に對する意思表示によつてする。

2 前項の意思表示は、撤回することができない。

(履行遅滞等による解除権)

第五百四十二条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。

(定期行為の履行遅滞による解除権)

第五百四十二条 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、前条の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができる。

(履行不能による解除権)

第五百四十三条 履行の全部又は一部が不能となつたときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除権の不可分性)

第五百四十四条 当事者の一方が数人ある場合は、契約の解除は、その全員から又はその全員に對してのみ、することができる。

2 前項の場合において、解除権が当事者のうちの一人について消滅したときは、他の者についても消滅する。

(解除権の不可分性)

第五百四十五条 当事者の一方がその解除権を行ったときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者的権利を害することはできない。

(金銭の返還)

2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならぬ。

3 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

(契約の解除と同時履行)

第五百四十六条 第五百三十三条の規定は、前条の場合について準用する。

(催告による解除権の消滅)

第五百四十七条 解除権の行使について期間の定めがないときは、相手方は解除権を有する者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に解除をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その期間内に解除の通知を受けないとときは、解除権は、消滅する。

(解除権者の行為等による解除権の消滅)

第五百四十八条 解除権を有する者が自己の行為若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなつたとき、又は加工若しくは改造によつてこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。

第二節 贈与

(贈与)

第五百四十九条 贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによつて、その効力を生ずる。

(書面によらない贈与の撤回)

第五百五十条 書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わた部分については、この限りでない。

(贈与者の担保責任)

第五百五十二条 贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知りながら受贈者に告げなかつたときは、この限りでない。

2 負担付贈与については、贈与者は、その負担

の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。

(定期贈与)

第五百五十二条 定期の給付を目的とする贈与は、贈与者又は受贈者の死亡によつて、その効力を失う。

(負担付贈与)

第五百五十三条 負担付贈与については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、双方契約に関する規定を準用する。

(死因贈与)

第五百五十四条 贈与者の死亡によつて効力を生ずる贈与については、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。

第三節 売買

第一款 総則

(売買)

第五百五十五条 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことと約するこ

(売買の一方の予約)

第五百五十六条 売買の一方の予約は、相手方が売買を完結する意思を表示した時から、売買の効力を生ずる。

2 前項の意思表示について期間を定めなかつたときは、予約者は、相手方に対し、相当の期間を定めて、その期間内に売買を完結するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、相手方がその期間内に確答をしないときは、売買の一方の予約は、その効力を失う。

(手付)

第五百五十七条 買主が売主に手付を交付したときは、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を償還して、契約の解除をすることができる。その売却した権利を移転することができない旨を通知して、契約の解除をすることができる。

(権利の一部が他人に属する場合における売主の担保責任)

第五百五十八条 売買の目的である権利の一部が他人に属することにより、売主がこれを買主に移転することができないときは、買主は、その不足する部分の割合に応じて代金の減額を請求

(売買契約に関する費用)

第五百五十八条 売買契約に関する費用は、当事者双方が等しい割合で負担する。

(有償契約への準用)

第五百五十九条 この節の規定は、売買以外の有償契約について準用する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

(他人の権利の売買における売主の義務)

第五百六十条 他人の権利を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。

(他人の権利の売買における売主の担保責任)

第五百六十二条 売主が契約の時においてその売却した権利を取得して買主に移転することができるときは、買主は、契約の解除をすることができる。

(他人の権利の売買における善意の売主の解除権)

第五百六十三条 前条の場合において、売主がその売却した権利を取得して買主に移転することができるときは、買主は、契約の解除をすることができる。

(他人の権利の売買における善意の売主の解除権)

第五百六十四条 前条の規定は、数量の不足又は物の一部滅失の場合における

(売主の担保責任)

第五百六十五条 前二条の規定は、数量を指示して売買をした物に不足がある場合又は物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、

買主がその不足又は滅失を知らなかつたときについて準用する。

(地上権等がある場合等における売主の担保責任)

第五百六十六条 売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのため契約をした目的を達することができないと

きは、買主は、契約の解除をすることができる。

この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすること

ができる。

2 前項の規定は、売買の目的である不動産のために存すると称した地役権が存しなかつた場合及びその不動産について登記をした賃貸借があつた場合について準用する。

3 前二項の場合において、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知つた時から一年以内にしなければならない。

(抵当権等がある場合における売主の担保責任)

第五百六十七条 売買の目的である不動産について存した先取特権又は抵当権の行使により買主がその所有権を失つたときは、買主は、契約の解除をすることができる。

することができる。

2 前項の場合において、残存する部分のみであれば買主がこれを買ひ受けなかつたときは、善意の買主は、契約の解除をすることができる。

3 代金減額の請求又は契約の解除は、善意の買主が損害賠償の請求をすることが妨げない。

第五百六十四条 前条の規定による権利は、買主が善意であったときは事実を知つた時から、悪意であったときは契約の時から、それぞれ一年以内に行使しなければならない。

第五百六十五条 前二条の規定は、数量を指示して売買をした物に不足がある場合又は物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその不足又は滅失を知らなかつたときについて準用する。

(数量の不足又は物の一部滅失の場合における売主の担保責任)

第五百六十六条 前二条の規定は、数量を指示して売買をした物に不足がある場合又は物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその不足又は滅失を知らなかつたときについて準用する。

(地上権等がある場合等における売主の担保責任)

第五百六十七条 前二条の規定は、数量を指示して売買をした物に不足がある場合又は物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその不足又は滅失を知らなかつたときについて準用する。

(抵当権等がある場合における売主の担保責任)

第五百六十八条 前二条の規定は、数量を指示して売買をした物に不足がある場合又は物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその不足又は滅失を知らなかつたときについて準用する。

(代金減額の請求又は契約の解除は、善意の買主が損害賠償の請求をすることを妨げない)

第五百六十九条 この節の規定は、売買以外の有償契約について準用する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

(他人の権利の売買における売主の義務)

第五百七十条 他人の権利を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。

(他人の権利の売買における売主の担保責任)

第五百七十二条 売主が契約の時においてその売却した権利を取得して買主に移転することができるときは、買主は、契約の解除をすることができる。

(他人の権利の売買における善意の売主の解除権)

第五百七十三条 前条の場合において、売主がその売却した権利を取得して買主に移転することができるときは、買主は、契約の解除をすることができる。

(他人の権利の売買における善意の売主の解除権)

第五百七十四条 前二条の規定は、数量を指示して売買をした物に不足がある場合又は物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその不足又は滅失を知らなかつたときについて準用する。

(地上権等がある場合等における売主の担保責任)

第五百七十五条 前二条の規定は、数量を指示して売買をした物に不足がある場合又は物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその不足又は滅失を知らなかつたときについて準用する。

(抵当権等がある場合における売主の担保責任)

第五百七十六条 前二条の規定は、数量を指示して売買をした物に不足がある場合又は物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその不足又は滅失を知らなかつたときについて準用する。

(代金減額の請求又は契約の解除は、善意の買主が損害賠償の請求をすることを妨げない)

第五百七十七条 前二条の規定は、数量を指示して売買をした物に不足がある場合又は物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその不足又は滅失を知らなかつたときについて準用する。

(他人の権利の売買における賣主の担保責任)

第五百七十八条 売買の目的である権利の一部が他人に属することにより、売主がこれを買主に移転することができないときは、買主は、契約の

2 買主は、費用を支出してその所有権を保存したときは、売主に対し、その費用の償還を請求することができる。

3 前二項の場合において、買主は、損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。
(強制競売における担保責任)

第五百六十八条 強制競売における買受人は、第五百六十一条から前条までの規定により、債務者に対し、契約の解除をし、又は代金の減額を請求することができます。

2 前項の場合において、債務者が無資力であるときは、買受人は、代金の配当を受けた債権者に對し、その代金の全部又は一部の返還を請求することができます。

3 前項の場合において、債務者が物若しくは権利の不存在を知りながら申し出なかつたとき、又は債務者がこれを知りながら競売を請求したときは、買受人は、これらの者に對し、損害賠償の請求をすることができる。

(債権の売主の担保責任)

第五百六十九条 債権の売主が債務者の資力を担保したときは、契約の時における資力を担保したものと推定する。

2 弁済期に至らない債権の売主が債務者の将来の資力を担保したときは、弁済期における資力を担保したものと推定する。

(売主の瑕疵担保責任)

第五百七十条 売買の目的物に隠れた瑕疵があつたときは、第五百六十六条の規定を準用する。

2 ただし、強制競売の場合は、この限りでない。
(売主の担保責任と同時履行)

第五百七十二条 第五百三十三条の規定は、第五百六十三条から第五百六十六条まで及び前条の場合について準用する。

(担保責任を負わない旨の特約)

第五百七十二条 売主は、第五百六十条から前条までの規定による担保の責任を負わない旨の特約をしたときであつても、知りながら告げなかった事実及び自ら第三者のために設定し又は

第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができない。

第五百七十三条 売買の目的物の引渡しについて期限があるときは、代金の支払についても同一の期限を付したものと推定する。

(代金の支払場所)

第五百七十四条 売買の目的物の引渡しと同時に代金を支払うべきときは、その引渡しの場所において支払わなければならない。

(代金の支払期限)

第五百七十九条 不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができる。この場合において、当事者が別段の意思を表示しなかつたときは、不動産の果実と代金の利息とは相殺したものとみなす。

2 買主は、引渡しの日から、代金の利息を支払う義務を負う。ただし、代金の支払について期限があるときは、その期限が到来するまでは、利息を支払うことを要しない。
(権利を失うおそれがある場合の買主による代金の支払の拒絶)

第五百八十条 買戻しの期間は、十年を超えることができない。特約でこれより長い期間を定めたときは、その期間は、十年とする。

2 買戻しについて期間を定めたときは、その後にこれを伸長することができない。

3 買戻しについて期間を定めなかつたときは、五年以内に買戻しをしなければならない。

(買戻しの特約の対抗力)

第五百八十二条 売買契約と同時に買戻しの特約を登記したときは、買戻しは、第三者に對しても、その効力を生ずる。

2 登記をした貸借人の権利は、その残存期間中一年を超えない期間に限り、売主に對抗することができる。ただし、売主を害する目的で貸貸借をしたときは、この限りでない。

(抵当権等の登記がある場合の買主による代金の支払の拒絶)

第五百八十三条 買い受けた不動産について抵当権の登記があるときは、買主は、抵当権消滅請求の手続が終わるまで、その代金の支払を拒むことができる。この場合において、売主は、買主に対し、遅滞なく抵当権消滅請求をすべき旨を請求することができる。

2 前項の規定は、買い受けた不動産について先取特權又は質権の登記がある場合について準用する。

(買戻しの実行)

第五百八十三条 売主は、第五百八十条に規定す

る期間内に代金及び契約の費用を提供しなければ、買戻しをすることができない。ただし、有益費については、裁判所は、売主の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

2 買主又は転得者が不動産について費用を支出したときは、売主は、第二百九十六条の規定に従い、その償還をしなければならない。ただし、買戻しをすることができない。

(買戻しの特約)

第五百八十四条 不動産の共有者の一人が買戻しの特約をしてその持分を売却した後に、その不動産の分割又は競売があつたときは、売主は、買主が受け、若しくは受けるべき部分又は代金について、買戻しをすることができる。ただし、売主に通知をしないでした分割及び競売は、売主に対抗することができない。

(共有持分の買戻特約付売買)

第五百八十五条 前条の場合において、買主が不動産の競売における買受人となつたときは、売主は、競売の代金及び第五百八十三条に規定する費用を支払って買戻しをすることができる。

2 この場合において、売主は、その不動産の全部の所有権を取得する。

2 他の共有人が分割を請求したことにより買主が競売における買受人となつたときは、売主は、その持分のみについて買戻しをすることはできない。

(第四節 交換)

第五百八十六条 交換は、当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約するこ

とによって、その効力を生ずる。

2 当事者の一方が他の権利とともに金銭の所有権を移転することを約した場合におけるその金銭については、売買の代金に関する規定を準用する。

(消費貸借)

第五百八十七条 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもつて返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け

取ることによって、その効力を生ずる。

(準消費貸借)

第五百八十八条 消費貸借によらないで金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したときは、消費貸借は、これによりて成立したものとみなす。

(消費貸借の予約と破産手続の開始)

第五百八十九条 消費貸借の予約は、その後に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。

(貸主の担保責任)

第五百九十条 利息付きの消費貸借において、物に隠れた瑕疵があつたときは、貸主は、瑕疵がない物をもつてこれに代えなければならない。この場合には、損害賠償の請求を妨げない。

第五百九十二条 無利息の消費貸借においては、借主は、瑕疵がある物の価額を返還することができる。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。

第五百九十三条 借主がその瑕疵を知りながら借主に告げなかつたときは、前項の規定を準用する。

(返還の時期)

第五百九十四条 当事者が返還の時期を定めなかつたときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。

第五百九十五条 借主は、いつでも返還をすることができる。

(価額の償還)

第五百九十六条 借主が貸主から受け取つた物と種類、品質及び数量の同じ物をもつて返還することができなくなつたときは、その時における物の価額を償還しなければならない。ただし、第四百二条第一項に規定する場合は、この限りでない。

(使用貸借)

第五百九十七条 使用貸借は、当事者の一方が無償で使用及び収益をした後に返還することによつて、相手方からある物を受け取ることによつて、その効力を生ずる。

第六節 使用貸借

第五百九十八条 使用貸借は、当事者の一方が無

て、その効力を生ずる。

(借主による使用及び収益)

第五百九十九条 借主は、契約又はその目的の性質によって定まつた用法に従い、その物の使用及び収益をしなければならない。

第五百九十九条 借主は、貸主の承諾を得なければ、第三者に借用物の使用又は収益をさせることができない。

第五百九十九条 借主が前二項の規定に違反して使用又は収益をしたときは、貸主は、契約の解除をすることができる。

(借用物の費用の負担)

第五百九十五条 借主は、借用物の通常の必要費を負担する。

第五百九十六条 第五百五十一條の規定は、借用物の必要費以外の費用について準用する。

(貸主の担保責任)

第五百九十七条 借主は、契約に定めた時期に、借用物の返還をしなければならない。

第五百九十八条 借主が返還の時期を定めなかつたときは、貸主は、直接にその償還を請求することができる。

第五百九十九条 借主が貸主から受け取つた物と種類、品質及び数量の同じ物をもつて返還することができなくなつたときは、その時における物の価額を償還しなければならない。ただし、第四百二条第一項に規定する場合は、この限りでない。

(返還の時期)

第五百九十九条 当事者が返還の時期を定めなかつたときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。

第五百九十九条 借主は、いつでも返還をすることができる。

(価額の償還)

第五百九十九条 借主が貸主から受け取つた物と種類、品質及び数量の同じ物をもつて返還することができなくなつたときは、その時における物の価額を償還しなければならない。ただし、第四百二条第一項に規定する場合は、この限りでない。

(使用貸借)

第五百九十九条 使用貸借は、借主の死亡によつて、その効力を失う。

(損害賠償及び費用の償還の請求権についての

期間の制限)

第六百条 契約の本旨に反する使用又は収益によって生じた損害の賠償及び借主が支出した費用の償還は、貸主が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならない。

第七節 貸貸借

第一款 総則

(貸貸借)

第六百一条 貸貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してもその賃料を支払うこと約する

することによって、その効力を生ずる。

(短期賃貸借)

第六百二条 処分につき行為能力の制限を受けた者又は処分の権限を有しない者が貸貸借をする場合には、次の各号に掲げる貸貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。

第六百三条 貸借人が賃借人の意思に反して保存行為をしようとする場合において、そのためには賃借人が賃借をした目的を達することができなくなるときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。

(賃借人の意思に反する保存行為)

第六百七条 貸貸人が賃借人の意思に反して保存行為をしようとする場合において、そのためには賃借人が賃借をした目的を達することができなくなるときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。

(賃借人の意思に反する保存行為)

第六百八条 貸借人は、賃借物について賃貸人の負担に属する必要費を支出したときは、賃貸人に對し、直ちにその償還を請求することができる。

(賃借人による費用の償還請求)

第六百九条 貸借人は、賃貸借の終了の時に、第百九十六条第二項の規定に従い、その償還をしなければならない。ただし、裁判所は、賃貸人の請求により、その償還について相当の期限を許すことができる。

(減収による賃料の減額請求)

第六百十条 貸借人は、不可抗力によつて賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。ただし、宅地の賃貸借については、この限りでない。

(減収による解約)

第六百十一条 前条の場合において、同条の賃借人は、不可抗力によつて引き続き二年以上賃料よりも少ない収益を得たときは、契約の解除をする

(不動産賃貸借の対抗力)

第六百五条 不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その後その不動産について物権を取得した者に対しても、その効力を生ずる。

(賃貸物の修繕等)

第六百六条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。

第六百七条 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、賃借人は、これを拒むことができない。

(賃借人の意思に反する保存行為)

第六百八条 賃借人は、賃借物について賃貸人の負担に属する必要費を支出したときは、賃貸人に對し、直ちにその償還を請求することができる。

(賃借人の意思に反する保存行為)

第六百九条 賃借人は、賃貸借の終了の時に、第百九十六条第二項の規定に従い、その償還をしなければならない。ただし、裁判所は、賃貸人の請求により、その償還について相当の期限を許すことができる。

(減収による賃料の減額請求)

第六百十条 前条の場合において、同条の賃借人は、不可抗力によつて賃料より少ない収益を得たとき

は、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。ただし、宅地の賃貸借については、この限りでない。

(減収による解約)

第六百十一条 前条の場合において、同条の賃借人は、不可抗力によつて引き続き二年以上賃料よりも少ない収益を得たときは、契約の解除をする

第六百十一条 貸借物の一部が貸借人の過失によらないで滅失したときは、貸借人は、その滅失した部分の割合に応じて、賃料の減額を請求することができる。

2 前項の場合において、残存する部分のみでは貸借人が貸借をした目的を達することができないときは、貸借人は、契約の解除をすることができる。

(賃借権の譲渡及び転貸の制限)

第六百十二条 貸借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができない。

2 貸借人が前項の規定に違反して第三者に賃借物の使用又は収益をさせたときは、賃貸人は、契約の解除をすることができる。

(転貸の効果)

第六百十三条 貸借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人に對して直接に義務を負う。この場合においては、賃料の前払をもつて賃貸人に対抗することができない。

(賃料の支払時期)

第六百十四条 賃料は、動産、建物及び宅地については毎月末に、その他の土地については毎年末に、支払わなければならない。ただし、収穫の季節があるものについては、その季節の後には遅滞なく支払わなければならない。

(賃借人の通知義務)

第六百十五条 賃借物が修繕を要し、又は賃借物について権利を主張する者があるときは、貸借人は、遅滞なくその旨を賃貸人に通知しなければならない。ただし、賃貸人が既にこれを知っているときは、この限りでない。

(使用貸借の規定の準用)

第六百十六条 第五百九十四条第一項、第五百九十七条第一項及び第五百九十八条の規定は、賃貸について準用する。

第三款 賃貸借の終了

(期間の定めのない賃貸借の解約の申入れ)

第六百六十七条 当事者が賃貸借の期間を定めたかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合においては、解約の申入れをすることによって終了する。

第六百二十二条 削除
第八節 履用

第六百二十三条 履用は、当事者の一方が相手方に對して労働に從事することを約し、相手方がこれに對してその報酬を与えることを約するこ^トによつて、その効力を生ずる。

(報酬の支払時期)
第六百二十四条 労働者は、その約した労働を終わつた後でなければ、報酬を請求することができない。

2 期間によつて定めた報酬は、その期間を経過した後に、請求することができる。

(使用者の権利の譲渡の制限等)
第六百二十五条 使用者は、労働者の承諾を得なければ、その権利を第三者に譲り渡すことができない。

第六百二十五条 使用者は、労働に從事させることに代わつて第三者を労働に從事させることはできない。

2 労働者は、使用者の承諾を得なければ、自己に代わつて第三者を労働に從事させることはできない。

(期間の定めのある雇用の解除)

第六百二十六条 雇用の期間が五年を超えて、又は雇用が当事者の一方若しくは第三者の終身の間繼續すべきときは、当事者の一方は、五年を経過した後、いつでも契約の解除をすることができる。ただし、この期間は、商工業の見習を目的とする雇用については、十年とする。

(賃貸借の解除の効力)

第六百二十七条 賃貸借の解除をした場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。この場合において、当事者の一方に過失があつたときは、その者に対する損害賠償の請求を妨げない。

(損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限)

第六百二十九条 履用の期間が満了した後労働者が賃借物の使用又は収益を繼續する場合において、各当事者は、第六百六十七条の規定により解約の申入れをすることができる。

2 従前の賃貸借について当事者が担保を供して借をしたものと推定する。この場合において、各当事者は、第六百六十七条の規定により解約の申入れをすることができる。

(期間の定めのある雇用の解除)
第六百三十条 第六百二十九条の規定は、雇用について準用する。

(雇用の解除の効力)
第六百三十二条 第六百二十九条の規定は、雇用について準用する。

2 前項の規定により契約の解除をしようとするときは、三箇月前にその予告をしなければならない。

(期間の定めのない雇用の解約の申入れ)
第六百三十三条 使用者が破産手続開始の決定を受けた場合には、雇用に期間の定めがあるときであつても、労働者又は破産管財人は、第六百二十七条の規定により解約の申入れをすることができる。この場合において、各当事者は、相手方に対し、解約によつて生じた損害の賠償を

雇用は、解約の申入れの日から一週間を経過することによつて終了する。

2 期間によつて報酬を定めた場合には、解約の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。

3 六箇月以上の期間によつて報酬を定めた場合には、前項の解約の申入れは、三箇月前にしなければならない。

(やむを得ない事由による雇用の解除)
第六百三十四条 当事者が雇用の期間を定めた場合であつても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。この場合において、その事由が当事者の一方の過失によつて生じたものであるときは、相手方に対し損害賠償の責任を負う。

第六百三十五条 履用の期間が満了した後労働者が引き続きその労働に從事する場合において、使用者がこれを知りながら異議を述べないときは、従前の雇用と同一の条件で更に雇用をしたとの推定する。この場合において、各当事者は、第六百三十七条の規定により解約の申入れをすることができる。

(雇用の更新の推定等)
第六百三十六条 当事者が雇用の期間を定めた場合であつても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。この場合において、その事由が当事者の一方の過失によつて生じたものであるときは、相手方に対し損害賠償の責任を負う。

(期間の定めのある雇用の解除)

第六百三十七条 雇用の期間が五年を超えて、又は雇用が当事者の一方若しくは第三者の終身の間繼續すべきときは、当事者の一方は、五年を経過した後、いつでも契約の解除をすることができる。ただし、この期間は、商工業の見習を目的とする雇用については、十年とする。

(使用者の破産手続による解約の申入れ)

第六百三十八条 第六百二十九条の規定は、雇用について準用する。

請求することができない。

第九節 請負

(請負)

第六百三十二条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約するこ

とによって、その効力を生ずる。

(報酬の支払時期)

第六百三十三条 報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない。ただし、

物の引渡しを要しないときは、第六百二十四条第一項の規定を準用する。

(請負人の担保責任)

第六百三十四条 仕事の目的物に瑕庇があるときは、注文者は、請負人にに対し、相当の期間を定めて、その瑕庇の修補を請求することができる。

ただし、瑕庇が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。

2 注文者は、瑕庇の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。この場合においては、第五百三十三条の規定を準用する。

第六百三十五条 仕事の目的物に瑕庇があり、そのため契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除をすることができる。ただし、建物その他の土地の工作物については、この限りでない。

(請負人の担保責任に関する規定の不適用)

第六百三十六条 前二条の規定は、仕事の目的物の瑕庇が注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じたときは、適用しない。ただし、請負人がその材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかつたときはこの限りでない。

(請負人の担保責任の存続期間)
第六百三十七条 前三条の規定による瑕庇の修補又は損害賠償の請求及び契約の解除は、仕事の目的物を引き渡した時から一年以内にしなけれ

ばならない。

第二 仕事の目的物の引渡しを要しない場合には、前項の期間は、仕事が終了した時から起算する。

第六百三十八条 建物その他の土地の工作物の請負人は、その工作物又は地盤の瑕庇について、引渡しの後五年間その担保の責任を負う。ただし、この期間は、石造、土造、れんが造、コンクリート造、金属造その他これらに類する構造の工作物については、十年とする。

2 工作物が前項の瑕庇によって滅失し、又は損傷したときは、注文者は、その滅失又は損傷の時から一年以内に、第六百三十四条の規定による権利行使しなければならない。

(担保責任の存続期間の伸長)

第六百三十九条 第六百三十七条及び前条第一項の期間は、第六百六十七条の規定による消滅時効の期間内に限り、契約で伸長することができる。

(担保責任を負わない旨の特約)

第六百四十条 請負人は、第六百三十四条又は第六百三十五条の規定による担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかつた事実については、その責任を免れることができない。

(注文者による契約の解除)
第六百四十二条 請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。

(受任者による受取物の引渡し等)

第六百四十六条 受任者は、委任事務を処理するに当たつて受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その收取した果実についても、同様とする。

(受任者による受取物の引渡し等)

第六百四十七条 受任者は、委任者に引き渡すべき金額又はその利益のために用いるべき金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

(受任者の報酬)

第六百四十八条 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

(委任の終了事由)

第六百五十二条 第六百二十条の規定は、委任について準用する。

(委任の終了事由)

第六百五十三条 委任は、次に掲げる事由によつて終了する。

一 委任者又は受任者の死亡

二 委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。

三 受任者が後見開始の審判を受けたこと。

四 受任者が債務不履行の訴訟に敗訴したこと。

五 受任者が監禁されたこと。

六 受任者が精神疾患のため仕事に従事することができない状態になつたこと。

七 受任者が年老病弱のため仕事に従事することができない状態になつたこと。

八 受任者が死んだこと。

九 受任者が監禁されたこと。

十 受任者が精神疾患のため仕事に従事することができない状態になつたこと。

第十節 委任

(委任)

第六百四十三条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

(受任者の注意義務)

第六百四十四条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもつて、委任事務を処理する義務を負う。

(受任者による報告)

第六百四十五条 受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

(受任者による受取物の引渡し等)

第六百四十六条 受任者は、委任事務を処理するに当たつて受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その收取した果実についても、同様とする。

(受任者による受取物の引渡し等)

第六百四十七条 受任者は、委任者に引き渡すべき金額又はその利益のために用いるべき金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

(受任者の報酬)

第六百四十八条 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

(受任者の金銭の消費についての責任)

第六百四十九条 受任者は、委任者に引き渡すべき金額又はその利益のために用いるべき金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

(受任者の解約)

第六百五十一条 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

(受任者の解約)

第六百五十二条 委任者は、各当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。

(委任の解除)

第六百五十三条 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

(委任の終了事由)

第六百五十四条 委任が終了した場合において、その前払をしなければならない。

(委任の終了事由)

第六百五十五条 委任が終了した場合において、その前払をしなければならない。

(委任の終了事由)

第六百五十六条 委任が終了した場合において、その前払をしなければならない。

(委任の終了事由)

第六百五十七条 委任が終了した場合において、その前払をしなければならない。

(委任の終了事由)

求ることができる。
(受任者による費用の前払請求)

第六百四十九条 委任事務を処理するについて費用を要するときは、委任者は、受任者の請求により、その前払をしなければならない。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百五十条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百五十二条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百五十三条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百五十四条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百五十五条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百五十六条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百五十七条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百五十八条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百五十九条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百六十条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百六十一条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百六十二条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百六十三条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百六十四条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百六十五条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百六十六条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百六十七条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

(受任者による費用等の償還請求等)

急迫の事情があるときは、受任者又はその相続人若しくは法定代理人人は、委任者又はその相続人若しくは法定代表人が委任事務を処理することができるに至るまで、必要な処分をしなければならない。

(委任の終了の対抗要件)
第六百五十五条 委任の終了事由は、これを相手方に通知したとき、又は相手方がこれを知つていたときでなければ、これをもつてその相手方に対抗することができない。

(準委任)
第六百五六条 この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。

(寄託)
第六百五六条 寄託は、当事者の一方が相手方のために保管することを約してある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

(寄託物の使用及び第三者による保管)
第六百五十八条 受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用し、又は第三者にこれを保管させることができない。

2 第百五条及び第百七条第二項の規定は、受寄者が第三者に寄託物を保管させることができる場合について準用する。

(無償受寄者の注意義務)
第六百五十九条 無報酬で寄託を受けた者は、自己の財産に対する同一の注意をもつて、寄託物を保管する義務を負う。

(受寄者の通知義務)
第六百六十条 寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に對して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遲滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。

(寄託者による損害賠償)
第六百六十二条 寄託者は、寄託物の性質又は瑕疵によって生じた損害を受寄者に賠償しなければならない。ただし、寄託者が過失なくその性

質若しくは瑕疵を知らないときは、又は受寄者がこれを知つていたときは、この限りでない。

(寄託者による返還請求)

第六百六十二条 当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであつても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。

(寄託物の返還の時期)

第六百六十三条 当事者が寄託物の返還の時期を定めなかつたときは、受寄者は、いつでもその返還をすることができる。

(寄託物の返還の場所)

第六百六十四条 寄託物の返還は、その保管をすべき場所でしなければならない。ただし、受寄者が正当な事由によってその物を保管する場所を変更したときは、その現在の場所で返還をすることができる。

(委任の規定の準用)

第六百六十五条 第六百四十六条から第六百五十一条まで(同条第三項を除く。)の規定は、寄託について準用する。

(消費寄託)

第六百六十六条 第五節(消費貸借)の規定は、受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合について準用する。

2 前項において準用する第五百九十二条第一項の規定にかかわらず、前項の契約に返還の時期を定めなかつたときは、寄託者は、いつでも返還を請求することができる。

(組合契約)

第六百六十七条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによつて、その効力を生ずる。

(組合財産の共有)

2 出資は、労務をその目的とすることができる。
第六百六十八条 各組合員の出資その他の組合財

産は、総組合員の共有に属する。

(金銭出資の不履行の責任)

第六百六十九条 金銭を出資の目的とした場合において、組合員がその出資をするのを怠つたときは、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。

(業務の執行の方法)

第六百七十条 組合の業務の執行は、組合員の過半数で決する。

2 前項の業務の執行は、組合契約でこれを委任した者(次項において「業務執行者」という。)が数人あるときは、その過半数で決する。

3 組合の常務は、前二項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員又は業務執行者が異議を述べたときは、この限りでない。

(委任の規定の準用)

第六百七十二条 組合の業務を執行する組合員について準用する。

(業務執行組合員の辞任及び解任)

第六百七十二条 組合契約で一人又は数人の組合員に業務の執行を委任したときは、その組合員は、正当な事由がなければ、辞任することができる。

2 前項の組合員は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によつて解任することができる。

(組合員の組合の業務及び財産状況に関する検査)

第六百七十三条 各組合員は、組合の業務を執行する権利を有しないときであつても、その業務及び組合財産の状況を検査することができる。

(組合員の損益分配の割合)

第六百七十四条 当事者が損益分配の割合を定めなかつたときは、その割合は、各組合員の出資の額に応じて定める。

2 利益又は損失についてのみ分配の割合を定め

たときは、その割合は、利益及び損失に共通であるものと推定する。

(組合員に対する組合の債権者の権利の行使)

第六百七十五条 組合の債権者は、その債権の発生の時に組合員の損失分担の割合を知らなかつたときは、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。

(組合員の持分の処分及び組合財産の分割)

第六百七十六条 組合員は、組合財産についてその持分を処分したときは、その処分をもつて組合及び組合と取引をした第三者に対抗することができない。

2 組合員は、清算前に組合財産の分割を求めることができない。

(組合員の債務者による相殺の禁止)

第六百七十七条 組合の債務者は、その債務と組合員に対する債権とを相殺することができない。

2 組合員は、清算前に組合財産の分割を求めることができない。

(組合員の脱退)

第六百七十八条 組合契約で組合の存続期間を定めなかつたとき、又はある組合員の終身の間組合が存続すべきことを定めたときは、各組合員は、いつでも脱退することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、組合に不利な時期に脱退することができない。

2 組合の存続期間を定めた場合であつても、各組合員は、やむを得ない事由があるときは、脱退することができる。

(組合員の死亡)

第六百七十九条 前条の場合のほか、組合員は、次に掲げる事由によって脱退する。

三 後見開始の審判を受けたこと。

四 除名

1 死亡
2 破産手続開始の決定を受けたこと。

三 後見開始の審判を受けたこと。

四 除名

(組合員の除名)

第六百八十条 組合員の除名は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によつてすることができる。ただし、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員

に対抗することができない。

(脱退した組合員の持分の払戻し)

第六百八十二条 脱退した組合員と他の組合員との間の計算は、脱退の時ににおける組合財産の状況に従つしなければならない。

2 脱退した組合員の持分は、その出資の種類を問わず、金銭で払い戻すことができる。

3 脱退の時によまだ完了していない事項については、その完了後に計算をすることができる。

(組合の解散事由)

第六百八十三条 組合は、その目的である事業の成功又はその成功の不能によって解散する。

(組合の解散の請求)

第六百八十三条 やむを得ない事由があるときは、各組合員は、組合の解散を請求することができる。

(組合契約の解除の効力)

第六百八十四条 第六百二十条の規定は、組合契約について準用する。

(組合の清算及び清算人の選任)

第六百八十五条 組合が解散したときは、清算は、組合員が共同して、又はその選任した清算人がこれをする。

2 清算人の選任は、組合員の過半数で決する。

(清算人の業務の執行の方針)

第六百八十六条 第六百七十九条の規定は、清算人が数人ある場合について準用する。

(組合員である清算人の辞任及び解任)

第六百八十七条 第六百七十二条の規定は、組合契約で組合員の中から清算人を選任した場合について準用する。

(清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法)

第六百八十八条 第七十八条の規定は、清算人の職務及び権限について準用する。

2 残余財産は、各組合員の出資の価額に応じて分割する。

(終身定期金契約)

第十三節 終身定期金

第六百八十九条 終身定期金契約は、当事者の一方が、自己、相手方又は第三者の死亡に至るま

で、定期に金銭その他の物を相手方又は第三者に給付することを約することによって、その効力を生ずる。

(終身定期金の計算)

第六百九十条 終身定期金は、日割りで計算する。

(終身定期金契約の解除)

第六百九十二条 終身定期金債務者が終身定期金の元本を受領した場合において、その終身定期金の給付を怠り、又はその他の義務を履行しないときは、相手方は、既に受け取った終身定期金の中からその元本の利息を控除した残額を終身定期金債務者に返還しなければならない。

2 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

(終身定期金債務の解除と同時履行)

第六百九十三条 第五百三十三条の規定は、前条の場合について準用する。

(終身定期金債権の存続の宣告)

第六百九十四条 終身定期金債務者の責めに帰すべき事由によって第六百八十九条に規定する死亡が生じたときは、裁判所は、終身定期金債権者の又はその相続人の請求により、終身定期金債権が相当の期間存続することを宣告することができる。

2 前項の規定は、第六百九十二条の権利の行使を妨げない。

(終身定期金の遺贈)

第六百九十五条 この節の規定は、終身定期金の遺贈について準用する。

第十四節 和解

(和解)

第六百九十五条 和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。

(和解の効力)

第六百九十六条 当事者の一方が和解によつて争

いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有していかつた旨の確証又は相手方がこれを有していた旨の確証が得られたときは、その権利は、和解によつてその当事者の方に移転し、又は消滅したものとする。

第三章 事務管理

(事務管理) 義務なく他人のために事務の管理を始めた者(以下この章において「管理者」という)は、その事務の性質に従い、最も本の利益に適合する方法によって、その事務の管理(以下「事務管理」という)をしなければならない。

2 管理者は、本人の意思を知つているときは、又はこれを推知することができるとときは、その意思に従つて事務管理をしなければならない。

(緊急事務管理)

第六百九十八条 管理者は、本人の身体、名譽又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによつて生じた損害を賠償する責任を負わない。

(管理者の通知義務)

第六百九十九条 管理者は、事務管理を始めたことを遅滞なく本人に通知しなければならない。ただし、本人が既にこれを知つているときは、この限りでない。

(管理者による事務管理の継続)

第六百九十九条 管理者は、事務管理を始めたこととを遅滞なく本人に通知しなければならない。

(債務の不存続を知つてした弁済)

第七百五条 債務の弁済として給付をした者は、その時において債務の存在しないことを知つていたときは、その給付したもののが返還を請求することはできない。

(期限前の弁済)

第七百六条 債務者は、弁済期にない債務の弁済として給付をしたときは、その給付したもののが返還を請求することができない。ただし、債務者が錯誤によつてその給付をしたときは、債務者は、これによつて得た利益を返還しなければならない。

(他人の債務の弁済)

第七百七条 債務者でない者が錯誤によつて債務の弁済をした場合において、債務者が善意で証書を滅失させ若しくは損傷し、担保を放棄し、又は時効によつてその債権を失つたときは、そ

(管理者による費用の償還請求等)

第七百二条 管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができます。

2 第六百五十条第二項の規定は、管理者が本人のために有益な債務を負担した場合について準用する。

3 管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときは、本人が現に利益を受けている限度においてのみ、前二項の規定を適用する。

第四章 不當利得

3 管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときには、本人が現に利益を受けている限度においてのみ、前二項の規定を適用する。

(不当利得の返還義務)

第七百三条 法律上の原因なく他人の財産又は債務によって利益を受け、そのため他人に損失を及ぼした者(以下この章において「受益者」という)は、その利益の存する限度において、

2 管理者は、本人の意思を知つているときは、又はこれを推知することができるとときは、その意思に従つて事務管理をしなければならない。

(悪意の受益者の返還義務)

第七百四条 悪意の受益者は、その受けた利益を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

(債務の不存続)

第七百五条 債務の不存続を知つてした弁済

その時において債務の存在しないことを知つていたときは、その給付したもののが返還を請求することはできない。

(期限前の弁済)

第七百六条 債務者は、弁済期にない債務の弁済として給付をしたときは、その給付したもののが返還を請求することができない。ただし、債務者が錯誤によつてその給付をしたときは、債務者は、これによつて得た利益を返還しなければならない。

(他人の債務の弁済)

第七百七条 債務者でない者が錯誤によつて債務の弁済をした場合において、債務者が善意で証書を滅失させ若しくは損傷し、担保を放棄し、又は時効によつてその債権を失つたときは、そ

の弁済をした者は、返還の請求をすることができない。

2 前項の規定は、弁済をした者から債務者に対する求償権の行使を妨げない。

(不法原因給付)

第七百八条 不法な原因のために給付をした者は、その給付したものに返還を請求することができない。ただし、不法な原因が受益者についてのみ存したときは、この限りでない。

第五章 不法行為による損害賠償

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

(財産以外の損害の賠償)

第七百十条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

(近親者に対する損害の賠償)

第七百十一条 他の人の身体、自由若しくは名誉を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかつた場合においても、損害の賠償をしなければならない。

(責任能力)

第七百十二条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかつたときは、その行為について賠償の責任を負わない。

第七百十三条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わぬ。ただし、故意又は過失によつて一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

(責任無能力者の監督義務者等の責任)

第七百十四条 前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、そ

の責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくしても損害が生ずべきであつたときは、この限りでない。

2 監督義務者に代わつて責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。

(使用者等の責任)

第七百十五条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであつたときは、この限りでない。

2 使用者に代わつて事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

(注文者の責任)

第七百十六条 注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負わない。ただし、注文又は指図についてその注文者に過失があつたときは、この限りでない。

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

第七百十七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによつて他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してそのままの損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

(責任能力)

第七百二十二条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかつたときは、その行為について賠償の責任を負わない。

第七百二十三条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わぬ。ただし、故意又は過失によつて一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

(動物の占有者等の責任)

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時から三年間行使しないときは、その管理をしたときは、この限りでない。

2 占有者に代わつて動物を管理する者も、前項の責任を負う。

(共同不法行為者の責任)

第七百二十九条 数人が共同の不法行為によつて他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

2 行為者を教唆した者及び帮助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。

(正当防衛及び緊急避難)

第七百三十条 他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。

2 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合について準用する。

(損害賠償請求権に関する胎児の権利能力)

第七百二十二条 胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす。

(損害賠償の方法及び過失相殺)

第七百二十三条 第四百七十七条の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。

2 被害者に過失があつたときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時から三年間行使しないときは、その管理をしたときは、この限りでない。

2 年を経過したときも、同様とする。

第七百二十五条に見出しおよび「(親族の範囲)」を付し、同条中「左に」を「次に」に改め、「これまで」を「世代数」に改め、同項に項番号を付する。

第七百二十七条に見出しおよび「(縁組による親族関係の発生)」を付し、同条中「おけると」を「おけるのと」に改める。

第七百二十八条に見出しおよび「(離婚等による姻族関係の終了)」を付し、同条第一項中「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項中「である」を「とする」に改め、同項に項番号を付する。

第七百二十九条に見出しおよび「(離縁による親族関係の終了)」を付し、同条中「その配偶者」を「及びその配偶者並びに養子の」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第七百三十条に見出しおよび「(親族間の扶け合い)」を付し、同条中「互に扶け合わなければ」を「互に扶け合わなければ」に改める。

第七百三十三条に見出しおよび「(婚姻適齢)」を付し、同条中「満十八歳」を「十八歳」に、「満十六歳」を「十六歳」に改める。

第七百三十二条に見出しおよび「(重婚の禁止)」を付する。

第七百三十三条に見出しおよび「(再婚禁止期間)」を付し、同条中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項に項番号を付する。

第七百三十四条に見出しおよび「(近親者間の婚姻の禁止)」を付し、同条中「但し」を「ただし」に改め、同条第一項に項番号を付する。

第七百三十五条に見出しおよび「(直系姻族間の婚姻)」を付し、同条中「但し」を「より」に改め、同項に項番号を付する。

第七百三十五条に見出しおよび「(直系姻族間の婚姻)」を付し、同条中「但し」を「より」に改め、同項に項番号を付する。

婚姻の禁止」を付し、同条中「よつて」を「より」に、「である」を「とする」に改める。

第七百三十六条に見出しどして「(養親子等の間の婚姻の禁止)」を付し、同条中「その配偶者、直系卑属又は」を「若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくは」に、「よつて」を「より」に改める。

第七百三十七条に見出しどして「(未成年者の婚姻についての父母の同意)」を付し、同条第二項中「である」を「とする」に改め、同項に項番号を付する。

第七百三十八条に見出しどして「(成年被後見人の婚姻)」を付する。

第七百三十九条に見出しどして「(婚姻の届出)」を付し、同条第一項中「戸籍法」の下に「昭和一二二年法律第二百二十四号」を加え、「これを削り、「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項中「から、□頭又は署名した書面で、これを」を「が署名した書面で、又はこれらの者から□頭で、」に改め、同項に項番号を付する。

第七百四十条に見出しどして「(婚姻の届出の受理)」を付し、同条中「乃至第七百三十七条」を「から第七百三十七条まで」に改め、「法令」の下に「の規定」を加え、「これを」を削る。

第七百四十二条に見出しどして「(外国に在る日本間の婚姻の方式)」を付し、同条中「場合に」の下に「おいて」を加える。

「第二款 婚姻の無効及び取消」を「第二款 婚姻の無効及び取消し」に改める。

第七百四十二条に見出しどして「(婚姻の無効)」を付し、同条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「人違」を「人違い」に、「よつて」を「よつて」に改め、同条第二号ただし書中「しかし」を「ただし」に、「掲げる条件」を「定める方式」に、「これがために」を「そのために」に、「妨げられることがない」を「妨げられない」に改める。

第七百四十三条に見出しどして「(婚姻の取消し)」を付し、同条中「第七百四十四条乃至第七百五十二条に見出しどして「(同居、協力及び扶助の義務)」を付し、同条中「互に」を「互いに」に改める。

四十七条」を「次条から第七百四十七条まで」に改め、「これを」を削る。

第七百四十四条に見出しどして「(不適法な婚姻の取消し)」を付し、同条第二項中「取消」を「取消し」に改め、同項に項番号を付する。

第七百四十五条に見出しどして「(不適齢者の婚姻の取消し)」を付し、同条第一項中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「取消」を「取消し」に改め、同項に項番号を付する。

第七百四十六条に見出しどして「(再婚禁止期間内にした婚姻の取消し)」を付し、同条中「取消」を「取消し」に改める。

第七百四十七条に見出しどして「(詐欺又は強迫による婚姻の取消し)」を付し、同条第一項中「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「免かれた」を「免れた」に改め、同項に項番号を付する。

第七百四十八条に見出しどして「(婚姻の取消しない)」を「生ずる」に改め、同条第二項中「当時の効力」を付し、同条第一項中「取消は」を「取消し」に、

「知らなかつた」を「知らなかつた」に、「よつて」を「よつて」に、「受けける」を「受けている」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「當時」を「時において」に、「取消」を「取消し」に、

「あつた」を「あつた」に、「責に任する」を「責任を負う」に改め、同項に項番号を付する。

第七百四十九条に見出しどして「(離婚の規定の準用)」を付する。

第七百五十条に見出しどして「(夫婦の氏)」を付する。

第七百五十二条に見出しどして「(生存配偶者の復権等)」を付し、同条第二項中「これを」を「つづいて」に改め、同項に項番号を付する。

第七百五十三条に見出しどして「(配偶者の婚姻の禁止)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に改め、同項に項番号を付する。

び扶助の義務)」を付し、同条中「互に」を「互いに」に改める。

第七百五十三条に見出しどして「(婚姻による成年擬制)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に改める。

第七百五十五条に見出しどして「(夫婦の財産関係の変更の制限等)」を付し、同条第一項中「婚姻届出の」を「婚姻の届出」に改め、「これを」を「削り、同条第二項中「あつた」を「あつた」に、「よつて」を「よつて」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「規定の対抗要件」を付する。

第七百五十八条に見出しどして「(夫婦の財産関係の変更の制限等)」を付し、同条第一項中「婚姻届出の」を「婚姻の届出」に改め、「これを」を「削り、同条第二項中「あつた」を「あつた」に、「よつて」を「よつて」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「規定の対抗要件」を付する。

第七百五十九条に見出しどして「(財産の管理者の変更及び共有財産の分割の対抗要件)」を付し、同条中「規定又は」の下に「第七百五十五条の」を加え、「よつて」を「より、財産の」に改める。第七百六十条に見出しどして「(婚姻費用の分担)」を付する。

第七百六十二条に見出しどして「(日常の家事に関する債務の連帯責任)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に、「責に任する」を「責任を負う」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項に項番号を付する。

第七百六十三条に見出しどして「(夫婦間における財産の帰属)」を付し、同条第一項中「特有財産」の下に「夫婦の一方が単独で有する財産をいう」を加え、同条第二項中「明か」を「明らか」に改め、同項に項番号を付する。

第七百六十四条に見出しどして「(裁判上の離婚)」を付し、同条第一項中「左の」を「次に掲げる」に、「訴」を「訴え」に改め、同項第一号中「あつた」を「あつた」に改め、同項第三号中「明か」を「明らか」に改め、同项第四号中「見込」を「見込み」に改め、同项第五号中「第四号の」を「から第四号までに掲げる」に、「ときでも」を「場

婚」を付する。

第七百六十四条に見出しどして「(婚姻の規定の準用)」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第七百六十五条に見出しどして「(離婚の届出の監護に関する事項の定め等)」を付し、同条第一項中「協議でこれを」を「協議で」に改め、同条第二項に項番号を付し、「協議でこれを」を「協議で」に改め、同条第三項中「規定」の下に「によつて」を「によつて」に改め、同項に項番号を付する。

第七百六十六条に見出しどして「(離婚による復讐)」を付し、同条第一項中「によつて」を「によつて」に改め、同条第二項中「規定によつて」を「規定により」に、「ことによつて」を「ことによつて」に改め、同項に項番号を付する。

第七百六十七条に見出しどして「(離婚による復讐)」を付し、同条第一項中「によつて」を「によつて」に改め、同項に項番号を付する。

第七百六十八条に見出しどして「(財産分与)」を付し、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「によつて」を「によつて」に改め、同項に項番号を付する。

第七百六十九条に見出しどして「(離婚による復讐)」を付し、同条第一項中「左の」を「次に掲げる」に、「訴」を「訴え」に改め、同項第一号中「あつた」を「あつた」に改め、同項第三号中「明か」を「明らか」に改め、同项第四号中「見込」を「見込み」に改め、同项第五号中「第四号の」を「から第四号までに掲げる」に、「ときでも」を「場

合であつても」に改め、同項に項番号を付する。

第七百七十一条に見出しとして「(協議上の離婚の規定の準用)」を付し、同条中「乃至第七百六十九条」を「から第七百六十九条まで」に、「これを」を「ついて」に改める。

第七百七十二条に見出しとして「(嫡出の推定)」を付し、同条第二項中「成立」を「の成立」に改め、「二百日」の下に「を経過した」を加え、「取消」を「取消し」に改め、同項に項番号を付する。

第七百七十三条に見出しとして「(父を定めることを目的とする訴え)」を付し、同条中「よつて」を「より」に改める。

第七百七十四条に見出しとして「(嫡出の否認)」を付する。

第七百七十五条に見出しとして「(嫡出否認の訴え)」を付し、同条中「前条」の下に「規定による」を加え、「訴によってこれを」を「嫡出否認の訴え」に改め、同項に項番号を付する。

第七百七十六条に見出しとして「(嫡出の承認)」を付し、同条中「夫が」を「夫は」に改める。

第七百七十七条の前に見出しとして「(嫡出否認の訴えの出訴期間)」を付し、同条中「否認の訴え」を「嫡出否認の訴え」に、「知つた」を「嫡出否認の訴え」によって」に改める。

第七百七十八条の中「あつた」を「あつた」に、「知つた」を「知つた」に改め、「これを」を削る。

第七百七十九条に見出しとして「(認知)」を付する。

第七百八十条に見出しとして「(認知能力)」を付し、同条中「ときで」の下に「あつて」を加える。

第七百八十二条に見出しとして「(認知の方式)」を付し、同条第一項中「よつてこれを」を「よつて」に改め、同条第二項中「よつても、これを」を「よつても、」に改め、同項に項番号を付する。

第七百八十二条に見出しとして「(成年の子の認知)」を付する。

第七百八十三条に見出しとして「(胎児又は死亡」

した子の認知)」を付し、同条第一項中「これを」を削り、「場合に」の下に「おいて」を加え、「取消」を「取消し」に改め、同條ただし書中「但し」を「ただし」に、「ことが」を「ことは」に改める。

第七百八十五条に見出しとして「(認知の取消し)」を付する。

第七百八十六条に見出しとして「(認知に対する反対の事実の主張)」を付する。

第七百八十七条に見出しとして「(認知の訴え)」を付し、同条中「訴」を「訴え」に改め、同條ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第七百八十八条に見出しとして「(認知後子の訴え)」を付し、同条中「訴」を「訴え」に改め、同條ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第七百八十九条に見出しとして「(認知に対する監護に関する事項の定め等)」を付し、同条中「これ」を「ついて」に改める。

第七百九十条に見出しとして「(準正)」を付し、同条第一項中「よつて」を「よつて」に、「たる身分」を「の身分」に改め、同条第二項中「たる身分」を「の身分」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「死亡」を「死亡していた」に改め、「これを」を「ついて」に改める。

第七百九十二条に見出しとして「(未未成年者を養子とする縁組)」を付し、同條ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第七百九十三条に見出しとして「(婚姻の規定の準用)」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第七百九十四条に見出しとして「(縁組の届出の受理)」を付し、同条中「乃至前条」を「から前条まで」に改め、「法令」の下に「の規定」を加え、「これを」を「削る。

第七百九十五条に見出しとして「(婚姻の規定の準用)」を付し、同条第一項中「能力」を「行為能力」に、「能力」を「行為能力」に、「後、これを」を「後に」に、「がない」を「を生じない」に改め、「これ」を「ついて」に見出しとして「(外國に在る日本人間の縁組の方式)」を付し、同条中「場合に」の下に「おいて」を加え、「第七百三十九条」を「第七百九十九条において準用する第七百三十九条の規定」に改める。

第七百九十六条に見出しとして「(子の氏の変更)」を付し、同条第一項中「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項中「よつて」を「よつて」に改め、同條第二項に項番号を付する。

第七百九十七条に見出しとして「(子の氏の変更)」を付し、同条第一項中「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項中「よつて」を「よつて」に改め、同條第二項に項番号を付する。

第七百九十八条に見出しとして「(子の氏の変更)」を付し、同条第一項中「よつて」を「よつて」に改め、同條第二項に項番号を付する。

第七百九十九条に見出しとして「(子の氏の変更)」を付し、同条第一項中「よつて」を「よつて」に改め、同條第二項に項番号を付する。

第七百九十二条に見出しとして「(養親となる者)」を付する。

第七百九十三条に見出しとして「(尊属又は年長

者を養子とすることの禁止)」を付する。

第七百九十五条に見出しとして「(配偶者のある者が未成年者を養子とする縁組)」を付する。

第七百九十六条に見出しとして「(配偶者のある者が未成年者を養子とする縁組)」を付する。

第七百九十七条に見出しとして「(十五歳未満の者を養子とする縁組)」を付し、同條第一項中「代わつて」を「代わつて」に改め、同條第二項に項番号を付する。

第七百九十八条に見出しとして「(未成年者を養子とする縁組)」を付し、同條第一項中「代わつて」を「代わつて」に改め、同條第二項に項番号を付する。

第七百九十九条に見出しとして「(婚姻の規定の準用)」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第七百九十条に見出しとして「(縁組の取消し)」を付し、同條第一項中「能力」を「行為能力」に、「能力」を「行為能力」に、「後、これを」を「後に」に、「がない」を「を生じない」に改め、「これ」を「ついて」に見出しとして「(外國に在る日本人間の縁組の方式)」を付し、同条中「場合に」の下に「おいて」を加え、「第七百三十九条」を「第七百九十九条において準用する第七百三十九条の規定」に改める。

第七百九十二条に見出しとして「(縁組の取消し)」を付し、同條第一項中「能力」を「行為能力」に、「能力」を「行為能力」に、「後、これを」を「後に」に、「がない」を「を生じない」に改め、「これ」を「ついて」に見出しとして「(子の監護をするべき者の同意のない縁組等の取消し)」を付し、同條第二項中「よつて」を「よつて」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第七百九十三条に見出しとして「(子の監護をするべき者の同意のない縁組等の取消し)」を付し、同條第二項中「よつて」を「よつて」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第七百九十四条に見出しとして「(縁組の無効及び取消し)」を付し、同條第一項中「代わつて」を「代わつて」に改める。

第七百九十五条に見出しとして「(婚姻の取消し等の規定の準用)」を付し、同條第一項中「にこれを」を「について」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七百四十七条第二項中「三箇月」とあるのは、「六箇月」と読み替えるものとする。

第七百九十六条に見出しとして「(取消にこれを)」を「取消しについて」に改め、同項に項番号を付する。

第七百九十七条に見出しとして「(取消にこれを)」を「取消しについて」に改め、同項に項番号を付する。

第七百九十八条に見出しとして「(取消にこれを)」を「取消しについて」に改め、同項に項番号を付する。

第七百九十九条に見出しとして「(取消にこれを)」を「取消しについて」に改め、同項に項番号を付する。

第七百九十条に見出しとして「(取消にこれを)」を「取消しについて」に改め、同項に項番号を付する。

第七百九十二条に見出しとして「(取消にこれを)」を「取消しについて」に改め、同項に項番号を付する。

第七百九十三条に見出しとして「(取消にこれを)」を「取消しについて」に改め、同項に項番号を付する。

第七百九十四条に見出しとして「(取消にこれを)」を「取消しについて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百三条に見出しとして「(縁組の取消し)」を付する。

第八百四条に見出しとして「(縁組の取消し)」を付する。

第八百五条に見出しとして「(養子が尊属又は年長者である場合の縁組の取消し)」を付する。

第八百六条に見出しとして「(後見人と被後見人の縁組)」を付する。

第八百七条に見出しとして「(後見人と被後見人の禁止)」を付する。

第七百八十六条に見出しとして「(その)」を加え、「である」を「とする」に改める。

第七百八十七条に見出しとして「(その)」を加え、「である」を「とする」に改める。

第七百八十八条に見出しとして「(その)」を加え、「である」を「とする」に改める。

第七百八十九条に見出しとして「(その)」を加え、「である」を「とする」に改める。

第七百九十条に見出しとして「(その)」を加え、「である」を「とする」に改める。

第七百九十二条に見出しとして「(その)」を加え、「である」を「とする」に改める。

第七百九十三条に見出しとして「(その)」を加え、「である」を「とする」に改める。

第七百九十四条に見出しとして「(その)」を加え、「である」を「とする」に改める。

第七百九十五条に見出しとして「(その)」を加え、「である」を「とする」に改める。

第七百九十六条に見出しとして「(その)」を加え、「である」を「とする」に改める。

第七百九十七条に見出しとして「(その)」を加え、「である」を「とする」に改める。

第七百九十八条に見出しとして「(その)」を加え、「である」を「とする」に改める。

第七百九十九条に見出しとして「(その)」を加え、「である」を「とする」に改める。

第七百九十条に見出しとして「(その)」を加え、「である」を「とする」に改める。

第七百九十二条に見出しとして「(その)」を加え、「である」を「とする」に改める。

第七百九十三条に見出しとして「(その)」を加え、「である」を「とする」に改める。

第八百九条に見出しどとて「(嫡出子の身分の取得)」を付し、同条中「たる身分」を「の身分」に改める。

第八百十条に見出しどとて「(養子の氏)」を付し、同条ただし書中「よつて」を「よつて」に改める。

第八百十一条に見出しどとて「(協議上の離縁等)」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付し、同条ただし書中「よつて」を「よつて」に改める。

第八百十二条に見出しどとて「(養子の氏)」を付し、同条第四項中「前項」を「同項」に、「よつて」を「よつて」に改め、同項に項番号を付し、

同条第五項中「よつて」を「よつて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百十三条に見出しどとて「(夫婦である養親と未成年者の離縁)」を付し、同条中「ともに」を「共に」に改める。

第八百十三条に見出しどとて「(婚姻の規定の準用)」を付し、同条中「第七百四十七条及び第八百八条第一項但書」を「及び第七百四十七条」に、「これを」を「ついて」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「三箇月」とあるのは、「六箇月」と読み替えるものとする。

第八百十二条に見出しどとて「(離縁の届出の受理)」を付し、同条第一項中「第七百三十九条第二項」を「前条において準用する第七百三十九条第二項の規定並びに」に改め、「法令」の下に「の規定」を加え、「これを」を削り、同条第二項中「ときで」の下に「あつて」を加え、「これがために」を「そのために」に、「を「妨げられない」に改め、同項に項番号を付する。

第八百十三条に見出しどとて「(裁判上の離縁)」を付し、同条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二項中「の場合にこれを」「に掲げる場合について」に改め、同項に項番号を付する。

第八百十五条に見出しどとて「(養子が十五歳未満である場合の離縁の訴えの当事者)」を付し、同

条中「満十五歳」を「十五歳」に、「よつて」を「より」に、「訴」を「訴え」に改める。

第八百十六条に見出しどとて「(離縁による復氏等)」を付し、同条第一項中「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項中「規定によつて」を「規定により」に、「ことによつて」を「ことによつて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百十七条に見出しどとて「(離縁による復氏の際の権利の承継)」を付し、同条中「これを」を「ついで」に改める。

第八百十七条の二に見出しどとて「(特別養子縁組の成立)」を付し、同条第一項中「縁組」の下に「以下」を加え、同条第二項に項番号を付する。

第八百十七条の三に見出しどとて「(養親の夫婦共同縁組)」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第八百十七条の四に見出しどとて「(養親となる者の年齢)」を付する。

第八百十七条の五に見出しどとて「(養子となる者の年齢)」を付し、同条ただし書中「あつて」を「あつて」に改める。

第八百十七条の六に見出しどとて「(父母の同意)」を付する。

第八百十七条の七に見出しどとて「(子の利益のための特別の必要性)」を付する。

第八百十七条の八に見出しどとて「(監護の状況)」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第八百十七条の九に見出しどとて「(実方との親族関係の終了)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に改める。

第八百十七条の十に見出しどとて「(特別養子縁組の離縁)」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第八百十七条の十一に見出しどとて「(財産の管理及び代表)」を付し、同条中「又」を「かつ」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八百二十五条に見出しどとて「(父母の一方が共同の名義でした行為の効力)」を付し、同条中「代わつて」を「代わつて」に、「又は子の」を「又は子が」に改め、「ときで」の下に「あつて」を「あつた」を「あつた」に、「妨げられない」に改め、同条第二項中「これ」を「ついで」に改め、同項に項番号を付する。

第八百三十二条に見出しどとて「(委任の規定の準用)」を付し、同条中「これを」を「ついで」に改め、同項に項番号を付する。

第八百二十四条に見出しどとて「(財産の管理及び代理)」を付し、同条中「又」を「かつ」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八百二十九条までに、「これを」を「ついで」に改め、同項に項番号を付する。

第八百三十三条に見出しどとて「(委任の規定の準用)」を付し、同条中「これを」を「ついで」に改め、同項に項番号を付する。

第八百三十四条に見出しどとて「(親権の喪失の宣告)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項中「その一方のために、前項の規定を準用する」を「親権を行う者は、その一方のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない」に改め、同項に項

し書中「但し」を「ただし」に改め、「これを」を「削り、同項に項番号を付する。

第八百二十七条に見出しどとて「(財産の管理における注意義務)」を付し、同条中「すると」を「するのと」に、「以て」を「もつて」に改める。

第八百二十八条の前に見出しどとて「(財産の管

理の計算)」を付し、同条中「行つた」を「行つた」に改め、「これを」を削る。

第八百二十九条中「前条但書」を「前条ただし書」に改める。

第八百三十条に見出しどとて「(第三者者が無償で子に与えた財産の管理)」を付し、同条第二項中「指定しなかつた」を「指定しなかつた」に、「よつて」を「よつて」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「ときで」の下に「あつて」を加え、「である」を「とする」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「乃至第二十九条」を「から第二十九条まで」に、「これを」を「ついで」に改め、同項に項番号を付する。

第八百三十二条に見出しどとて「(委任の規定の準用)」を付し、同条中「これを」を「ついで」に改め、同項に項番号を付する。

第八百三十三条に見出しどとて「(財産の管理及び代理)」を付し、同条中「又」を「かつ」に改め、同条第二項中「行つた」を「行つた」に、「行わない」を「行使しない」に、「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項中「これを」を「削り、同項に項番号を付する。

第八百三十四条に見出しどとて「(親権の喪失の宣告)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項中「あつた」を「あつた」に、「よつて」を「よつて」に改め、同條中「代わつて」を「代わつて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百三十五条に見出しどとて「(管轄権の喪失の宣告)」を付し、同条中「あつた」を「あつた」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第八百三十六条に見出しどとて「(親権の喪失の宣告の取消し)」を付し、同条中「定め

番号を付する。

第八百二十七条に見出しどとて「(財産の管理における注意義務)」を付し、同条中「すると」を「するのと」に、「以て」を「もつて」に改める。

第八百二十八条の前に見出しどとて「(財産の管

理の計算)」を付し、同条中「行つた」を「行つた」に改め、「これを」を削る。

第八百二十九条中「前条但書」を「前条ただし書」に改める。

第八百三十条に見出しどとて「(親権の喪失の宣告)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項中「その一方のために、前項の規定を準用する」を「親権を行う者は、その一

方のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない」に改め、同項に項

る」を「規定する」に、「止んだ」を「消滅した」に、「よつて」を「よつて」に、「失権」を「前二条の規定による親権又は管理権の喪失」に改める。

第八百三十七条に見出として「親権又は管理権の辞任及び回復」を付し、同条第二項中「止んだ」を「消滅した」に改め、同項に項番号を付する。

第八百三十八条第二号中「あつた」を「あつた」に改める。

第八百三十九条に見出として「未成年後見人の指定」を付し、同条第二項中「よつて」を「よつて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百四十条に見出として「未成年後見人の選任」を付し、同条中「規定によつて」を「規定により」に、「である」を「とする」に改める。

第八百四十二条に見出として「未成年後見人の選任」を付し、同条中「規定によつて」を「規定により」に、「請求によつて」を「請求によつて」に、「である」を「とする」に改める。

第八百四十三条に見出として「未成年後見人の選任」を付し、同条第二項中「よつて」を「よつて」に改め、「よつて」を「よつて」に改める。

第八百四十四条に見出として「(後見人の辞任)」を付し、同条第三項中「若しくは母」を「又は母」に、「失つた」を「失つた」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第八百四十五条に見出として「(未成年後見人の選任)」を付し、同条中「若しくは母」を「又は母」に、「失つた」を「失つた」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第八百四十六条に見出として「(後見人の解任)」を付し、同条中「よつて」を「より」に改め、「並びに」を「及び」に改める。

第八百四十七条に見出として「(後見人の欠格事由)」を付し、同条第四号中「及び」を「並びに」に、「並びに」を「及び」に改める。第八百四十八条に見出として「(未成年後見監督人の指定)」を付する。

督人の指定」を付する。

第八百四十九条に見出として「未成年後見監督人の選任」を付し、同条中「規定によつて」を「規定により」に、「である」を「とする」に改める。

第八百五十九条に見出として「財産の管理及び代表」を付し、同条第一項中「又」を「かつ」に改め、同条第二項中「第八百二十四条但書」を「監督人の選任」を付し、同条中「よつて」を「ようり」に改める。

第八百五十条に見出として「(後見監督人の欠格事由)」を付する。

第八百五十二条に見出として「(後見監督人の職務)」を付し、同条中「左の通りである」を「次」とおりとするに改める。

第八百五十二条に見出として「(委任及び後見人の規定の準用)」を付する。

第八百五十三条に見出として「(財産の調査及び目録の作成)」を付し、同条第一項中「着手しを」「を」「着手し」に、「且つ」を「かつ」に、「調製しなければ」を「作成しなければ」に改め、同項に「立会を以てこれを」を「立会いをもつて」に、「がなれば」を「立会いをもつて」に、「がなれば」を「立会を以てこれを」を「立会いをもつて」に、「がなれば」を「立会いをもつて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百五十四条に見出として「(財産の目録の作成前の権限)」を付し、同条中「後見人は」の下に「財産の」を加え、「調製」を「作成」に改め、同条第三項に項番号を付する。

第八百五十五条に見出として「(被後見人が包括財産を取得した場合についての準用)」を付し、同条中「これ」を「ついて」に改め、「場合に」の下に「おいて」を加え、「第九条」を「第十条」に改め、同条第一項に「代わって」を「代わって」に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「同項第一号に掲げる」を加える。

第八百五十六条に見出として「(被後見人が包括財産を取得した場合についての準用)」を付し、「後見人において、これを」「後見人が」「に」「つけなければ」を「付さなければ」に改め、同条第二項中「後見人が」を「後見人は」に、「つけなければ」を「付さなければ」に、「なお」を「この場

の意思の尊重及び身上の配慮」を付し、同条中「当たつて」を「当たつて」に改める。

第八百五十九条に見出として「(財産の管理及び代表)」を付し、「から第百二十六条まで」に改め、同条第一項中「又」を「かつ」に改め、同条第二項中「乃至第百二十六条」を「から第百二十六条まで」に改め、同条第三項に項番号を付する。

第八百六十一条に見出として「(未成年被後見人が数人ある場合の権限の行使等)」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第八百五十九条の三に見出として「(未成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可)」を付し、同条中「代わつて」を「代わつて」に改める。

第八百六十条に見出として「(利益相反行為)」を付し、同条中「これを」「ついて」に改め、同条第三項に項番号を付する。

第八百五十九条の三に見出として「(成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可)」を付し、「から第百五十七条规定」を「から第百五十七条规定」に改め、同条第一項中「初め」に「立会を以てこれを」を「立会いをもつて」に、「がなれば」を「立会いをもつて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百六十二条に見出として「(後見人の報酬)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に改め、「これ」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百六十三条に見出として「(支出金額の予定及び後見の事務の費用)」を付し、同条第一項中「初め」に「費すべき」を「支出すべき」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第八百六十四条に見出として「(後見人の報酬)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に改め、「これ」を「ついて」に改め、同条第三項に項番号を付する。

第八百六十五条に見出として「(支出しべき料金)」を付し、「以下」「後見の計算」という。」を加え、同条ただし書中「ただし」を「ただし」に改め、「これを」を削る。

第八百六十六条に見出として「(後見の事務の監督)」を付し、同条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第二項中「よつて」を「よつて」に改め、「これ」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百六十七条に見出として「(後見監督の同意を要する行為)」を付し、同条中「代わつて」を「代わつて」に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「同項第一号に掲げる」を加える。

第八百六十八条に見出として「(財産に関する権限のみを有する未成年後見人)」を付する。

第八百六十九条に見出として「(委任及び親権の規定の準用)」を付し、同条中「これを」「ついて」に改め、「これ」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百七十一条に見出として「(後見の計算)」を付し、同条中「計算」の下に「以下」「後見の計算」という。」を加え、同条ただし書中「ただし」を「ただし」に改め、「これを」を削る。

第八百七十二条に見出として「(立会を以てこれをする)」を付し、「立会いをもつてしなければならない」に改める。

第八百六十三条に見出として「(後見監督の同意を要する行為)」を付し、「未成年被後見人と未成年後見人等との間の契約等の取消し」を付し、同条第一項中「にした」を「でした」に、「立会いをもつてしなければならない」に改める。

第八百六十四条の前に見出として「(後見監督)」を付し、同条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、「これ」を「ついて」に改め、同条第二項中「よつて」を「よつて」に改め、「これ」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百六十五条に見出として「(後見監督の同意を要する行為)」を付し、「代わつて」に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「同項第一号に掲げる」を加える。

第八百六十六条に見出として「(返還金に対する利息の支払等)」を付し、同条第一項中「つけなければ」を「付さなければ」に改め、同条第二項中「後見人が」を「後見人は」に、「つけなければ」を「付さなければ」に、「なお」を「この場

改め、同項に項番号を付する。

第八百六十七条に見出として「(被後見人の財産等の譲受けの取消し)」を付し、同条第一項中「おいて」を「おいて」に加え、「第十九条」を「第二十条」に改め、同条第二項中「乃至第百二十六条まで」に、「から第百二十六条まで」に改め、同条第三項に項番号を付する。

第八百六十八条に見出として「(被後見人の財産等の譲受けの取消し)」を付し、「から第百二十六条まで」に、「から第百二十六条まで」に改め、同条第三項に項番号を付する。

「責に任する」を「責任を負う」に改め、同項に
項番号を付する。
第八百七十四条に見出しとして「(委任の規定の
準用)」を付し、同条中「これを」を「ついて」に
改める。

第八百七十五条に見出しがして（後見に関する規定）

生じた債権の消滅時効」を付し、同条第一項中「に定める時効」を「の規定」に、「にこれを」を「の消滅時効について」に改め、同条第二項中「時効」を「消滅時効」に、「よつて」を「より」に、「取消」を「取消し」に改め、「これを」を削り、同項に項番号を付する。

第八百七十七條に見出しどして「扶養義務者」を付し、同条第一項中「互に」を「互いに」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「あつた」を「あつた」に改め、同項に項番号を付する。
第八百七十八条に見出しどして「扶養の順位」を付し、同条中「に足りないとき」を「のに足りないとき」に、「である」を「とする」に改める。
第八百七十九条に見出しどして「扶養の程度又は方法」を付する。
第八百八十条に見出しどして「扶養に関する協議又は審判の変更又は取消し」を付し、同条中「あつた」を「あつた」に、「取消」を「取消し」に改める。

第八百八十一條に見出しつつ「扶養請求権の処分の禁止」を付し、同条中「これを」を削る。
第四編中第六章を第七章とする。
第八百七十六条に見出しつつ「(保佐の開始)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に改める。
第八百七十六条の二に見出しつつ「(保佐人及び臨時保佐人の選任等)」を付し、同条第一項及び第三項に項番号を付する。

第八百七十六条の四に見出しとして「(保佐人に代理権を付与する旨の審判)」を付し、同条第一項中「掲げる」を「規定する」に、「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項中「よつて」を「よつて」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「掲げる」を「規定する」に、「よつて」を「よつて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百七十六条の五に見出しとして「(保佐の事務及び保佐人の任務の終了等)」を付し、同条第一項中「当たつて」を「当たつて」に改め、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第八百七十六条の六に見出しとして「(補助の開始)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に改める。

第八百七十六条の七に見出しとして「(補助人及び臨時補助人の選任等)」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第八百七十六条の八に見出しとして「(補助監督人)」を付し、同条第一項中「よつて」を「より」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第八百七十六条の九に見出しとして「(補助人に代理権を付与する旨の審判)」を付し、同条第一項中「第十四条第一項本文に掲げる」を「第十五条第一項本文に規定する」に、「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第八百七十六条の十に見出しとして「(補助の事務及び補助人の任務の終了等)」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第四編第五章の二を同編第六章とする。

第八百八十二条に見出しとして「(相続開始の原因)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に改める。

第八百八十三条に見出しとして「(相続開始の場所)」を付する。

第八百八十五条に見出しとして「相続財産に関する費用」を付し、同条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「よつて」を「よつて」に、「以て、これを」を「もつて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百九十二条に見出しとして「推定相続人の廃除」を付し、同条中「有する推定相続人」の下に「相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。」を加え、「あつた」を「あつて」とする。

第八百八十六条に見出しとして「相続に関する
胎児の権利能力」を付し、同条第二項中「これを
を削り、同項に項番号を付する。

た」に改める。
第八百九十三条に見出しとして「(遺言による推定相続人の廃除)」を付し、同条中「家庭裁判所に廃除の請求をしなければ」を「、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければ」に、「廃除は」を「その推定相続人の廃除は」に、「さかよつて」を「さかつて」に改める。

第八百七十六条の七に見出しつけて、「補助人及び臨時補助人の選任等」を付し、同条第二項及び第三項に項目号を付する。
第八百七十九条を以て見出しつけて、「補助監督」を付し、同条第一項を改める。

第ノ百七十六条ノハ見出しとして「補助監督人」を付し、同条第一項中「よつて」を「より」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第八百七十六条の九に見出しつして

兄弟姉妹の本格化」を作し、同条第一項を次のよう改める。

第八百九十五条に見出しとして「(推定相続人の
廃除に関する審判確定前の遺産の管理)」を付し、
番号を付する。

代理権を付与する旨の審判」を付し、同条第一項中「第十四条第一項本文に掲げる」を「第十五条第一項本文に規定する」に、「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項に項目番号を付する。

第八百七十六条の十に見出しとして「(補助の事務及び補助人の任務の終了等)」を付し、同条第一

げる順序の順位に従つて相続人となる。
一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の中では、その近い者を先にする。
二 被相続人の兄弟姉妹
第八百八十九条第二項中「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

同条第一項中「取消」を「取消し」に、「あつた」を「あつた」に、「よつて」を「よつて」に、「廃除の」を「推定相続人の廃除の」に、「である」を「とする」に改め、同条第一項を次のように改め
る。

項に項目番号を付する。
第四編第五章の二を同編第六章とする。

第八百九十条に見出しつして「配偶者の相続権」を付し、同条中「前三条」を「第八百八十七条」

項の規定により家庭裁判所が遺産の管理人を選任した場合について準用する。

第八百八十三条に見出しとして「(相続開始の原因)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に改める。
第八百八十三条に見出しとして「(相続開始の場所)」を付する。

条又は前条に「よって」を「より」に改める。第八百九十一條に見出しとして「相続人の欠格事由」を付し、同条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「在る」を「ある」に改め、同条第二号中「知つて」を「知つて」に、「告訴しなか

第八百九十六条に見出しとして「相続の一般的効力」を付し、同条たゞ書中「但し」を「ただし」に改める。

第八百八十四条に見出しとして「相続回復請求権」を付し、同条中「知つた」を「知つた」に、「これを行わない」を「行使しない」に、「よつて」を「よつて」に、「である」を「とする」に改め
る。

「た」を「告訴しなかつた」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第三号中「よつて」を「よつて」に、「これを」を「撤回し」に、「又はこれを」を「又は」に改め、同条第四号中「よつて

「て」を「慣習に従つて」に、「者がこれを」を「者が」に改め、同項などし書中「但し」を「ただし」として、「従つて」を「従つて」に改め、「これを」を削り、同条第二項中「明か」を「明らか」に、「前項の」を「同項の」に改め、「これを」を削り、

同項に項番号を付する。

第八百九十八条の前に見出しどして「(共同相続の效力)」を付する。

第九百条に見出しどして「(法定相続分)」を付し、同条中「左の規定に従う」を「次の各号の定めるところによる」に改め、同条第四号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第九百一条に見出しどして「(代襲相続人の相続分)」を付し、同条第一項本文中「よつて」を「より」に、「あつた」を「あつた」に、「である」を「とする」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「あつた」を「あつた」に、「従つて」を「従つて」に改め、同条第二項中「よつて」を「より」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第九百二条に見出しどして「(遺言による相続分の指定)」を付し、同条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「又はこれを」の下に「第三者に」を加え、「よつてこれを」を「より」に改め、同項に項番号を付する。

第九百三条の前に見出しどして「(特別受益者の相続分)」を付し、同条第一項中「養子縁組」を「若しくは養子縁組」に、「よつて」を「より」に、「控除し、その残額を以て」を「控除した残額をもつて」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「異なつた」を「異なつた」に、「反しない」を「違反しない」に改め、同項に項番号を付する。

第九百四条中「掲げる」を「規定する」に、「よつて」を「よつて」に、「目的たる」を「目的である」に、「あつた」を「あつた」に改め、「ときおいで」の下に「あつて」を加え、「當時」を「時に」ときおいで」に、「在る」を「ある」に改める。

第九百四条の二に見出しどして「(寄与分)」を付し、同条第一項中「つき」を「ついて」に、「よつて」を「より」に、「もつて」を「もつて」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「控除した額」を「控除した残額」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「あつた」を「あつた」に改め、同項に項番号を付する。

た」に改め、同項に項番号を付する。

第九百五条に見出しどして「(相続分の取戻権)」を付し、同条第一項中「分割」を「遺産の分割」に改め、同条第二項中「に定める」を「の」に、「これをわなければ」を「行使しなければ」に改め、同項に項番号を付する。

第九百六条に見出しどして「(遺産の分割の基準)」を付する。

第九百七条に見出しどして「(遺産の分割の協議又は審判等)」を付し、同条第一項中「第九百八条」を「次条」に、「よつて」を「より」に、「除外」を「除き」に、「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「ついて」の下に「その」を加え、同項に項番号を付する。

第九百八条に見出しどして「(遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止)」を付し、同条中「遺言で」の下に「遺産の」を加え、「期間内」を「期間を定めて、遺産の」に改める。

第九百九条に見出しどして「(遺産の分割の効力)」を付し、同条中「さかのぼつて」を「さかのぼつて」に改め、「ことが」を「ことは」に改める。

第九百十条に見出しどして「(相続の開始後に認知された者の価額の支払請求権)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に、「なつた」を「なつた」に改め、「既に」の下に「その」を加える。

第九百十一条に見出しどして「(共同相続人間の担保責任)」を付し、同条中「責に任ずる」を「責任を負う」に改める。

第九百十二条に見出しどして「(遺産の分割によつて受けた債権についての担保責任)」を付し、同条第一項中「分割によつて」を「遺産の分割によつて」に、「分割の當時」を「その分割の時」に改め、同条第二項中「停止条件附」を「停止条件付き」に改め、同項に項番号を付する。

第九百十三条に見出しどして「(資力のない共同相続人がある場合の担保責任の分担)」を付し、「よつて」を「より」に、「放棄の取消」を「相続の放棄の取消し」に改め、同条第四項とし、同条第二項中「責に任ずる」を「責任を負う」に、「各々」

を「それぞれ」に改め、「これを」を削り、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第九百十四条に見出しどして「(遺言による担保権)」を付し、「これを」を「削る」に改め、同条第一項中「このを」を「の」に、「これをわなければ」を「行使しなければ」に改め、同項に項番号を付する。

第九百六条に見出しどして「(遺産の分割の基準)」を付する。

第九百七条に見出しどして「(單純承認の効力)」を付し、同条中「相続人が」を「相続人は」に改め、同条第二項中「承認」を「相続の承認」に改め、同項に項番号を付する。

第九百八条中「承認」を「相続の承認」に、「あつた」を「あつた」に、「承認」を「相続の承認」に改め、「これを」を削る。

第九百九条に見出しどして「(相続財産の管理)」を付し、同条第一項中「おけると」を「おけるのと」に、「以て」を「もつて」に改め、同項に項番号を付する。

第九百十条に見出しどして「(相続財産の管理)」を付し、「おけると」を「おけると」に、「承認」を「相続の承認」に改め、同条第二項中「よつて」を「よつて」に、「何時でも」を「いつでも」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項を次のよう改める。

3 第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。

第九百十九条に見出しどして「(相続の承認及び放棄の撤回及び取消し)」を付し、同条第一項中「承認」を「相続の承認」に、「これを取り消す」を「撤回する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、第一編(総則)及び前編(親族)の規定により相続の承認又は放棄の取消しすることを妨げない。

第九百十九条第三項中「前項」を「第二項」に、「よつて」を「より」に、「放棄の取消」を「相続の放棄の取消し」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二項及び」を「及び第二項並

同項に項番号を付し、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の取消権は、追認をすることができる時から六箇月間行使しないときは、時効によつて消滅する。相続の承認又は放棄の時から十年を経過したときも、同様とする。

〔第二節 承認〕を「〔第二節 相続の承認〕」に改める。

第九百二十一条に見出しどして「(法定單純承認)」を付し、同条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「放棄をしなかつた」を「だらし」に改め、同条第一号ただし書中「但し」を「だらし」に改め、「財産目録」を「相続財産の目録」に、「記載しなかつた」を「記載しなかつた」に改め、同号ただし書中「但し」を「だらし」に、「放棄を「相続の放棄」に、「よつて」に、「なつた」を「なつた」に、「承認」を「相続の承認」に改める。

第九百二十二条に見出しどして「(限定承認)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に、「承認」を「相続の承認」に改める。

第九百二十三条に見出しどして「(共同相続人の限定期承認)」を付する。

第九百二十四条に見出しどして「(限定期承認の方式)」を付し、同条中「相続人が」を「相続人は」に、「財産目録を調製してこれを」を「相続財産の目録を作成して」に改める。

第九百二十五条に見出しどして「(限定期承認者につけた)」を「消滅しなかつた」に改める。

第九百二十六条に見出しどして「(限定期承認者につけた)」を「消滅しなかつた」に改める。

びに」に、「第三項」を「及び第三項」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付す。

第九百一十七条に見出しとして「相続債権者及び受遺者に対する公告及び催告」を付し、同条第一項中「一切」を「すべて」に改め、「相続債権者」の下に「相続財産に属する債務の債権者をいふ。以下同じ。」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

第九百一十七条第一項中「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第九百一十八条に見出しとして「(公告期間満了前の弁済の拒絶)」を付する。

第九百一十九条に見出しとして「(期限前の債務等後の弁済)」を付し、同条中「以て」を「もつて」に、「申し出た債権者」を「同項の申出をした相続債権者」に、「知れた債権者」を「知れている相続債権者」に、「各こ」を「それぞれ」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「ことが」を「ことは」に改める。

第九百三十条に見出しとして「(期限前の債務等の弁済)」を付し、同条第一項中「債権で」の下に「あつて」を加え、「よつてこれを弁済しなければ」を「従つて弁済をしなければ」に改め、同条第二項中「条件附」を「条件付き」に、「従つて、これを弁済しなければ」を「従つて弁済をしなければ」に改め、同項に項番号を付する。

第九百三十二条に見出しとして「(受遺者に対する弁済)」を付し、同条中「よつて」を「従つて」に、「債権者」を「相続債権者」に改める。

第九百三十三条に見出しとして「(相続債権者及び受遺者の換価手続への参加)」を付し、同条中

「場合に」の下に「おいて」を加える。

第九百三十四条に見出しとして「(不当な弁済をした限定承認者の責任等)」を付し、同条第一項中

「限定承認者が」を「限定承認者は」に、「に定めること」を「の」に、「ある債権者」を「相続債権者」に、「よつて」を「よつて」に、「他の債権者」を「他の相続債権者」に、「できなくなつた」を「できなくなつた」に、「責に任ずる」を「責任を負う」に、「乃至第九百三十二条」を「から第九百三十二条まで」に、「である」を「とする」に改め、同項に

「よつて」を「知つて」に、「債権者」を「相続債権者」に改め、同項に項番号を付する。

第九百三十五条に見出しとして「(公告期間内に申出をしなかつた相続債権者及び受遺者)」を付し、同条中「申し出なかつた債権者」を「同項の申出をしなかつた相続債権者」に、「知れなかつた」を「知れなかつた」に、「行う」を「行使する」に改め、同項に項番号を付する。

第九百三十六条に見出しとして「(相続人が数人の弁済)」を付し、同条第一項中「債権で」の下に「あつて」を加え、「よつてこれを弁済しなければ」を「従つて弁済をしなければ」に改め、同条第二項中「代わつて」を「代わつて」に改め、同項に項番

号を付し、同条第三項中「乃至前条」を「から前条まで」に、「管理人にこれを」を「第一項の相続財産の管理人について」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

第九百三十七条に見出しとして「(弁済のための相続財産の換価)」を付し、同条中「従つて」を「従つて」に、「付しなければ」を「付さなければ」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第九百三十八条に見出しとして「(相続の放棄)」に改め、同項に項番号を付する。

第九百三十九条に見出しとして「(相続の放棄の方式)」を付する。

第九百四十条に見出しとして「(相続の放棄をした者による管理)」を付し、同条第一項中「よつて」に、「なつた」を「なつた」に、「おけるのと」を「よつて」に、「なつた」を「なつた」に、「おける」と「これを」を「ついて」に改め、同条第二項及び第三項に「これを」を「ついて」に改め、同項に

「ついて準用する」に改め、同項に項番号を付する。

第九百三十五条に見出しとして「(公告期間内に申出をしなかつた相続債権者及び受遺者)」を付し、同条中「申し出なかつた債権者」を「同項の申出をしなかつた相続債権者」に、「知れなかつた」を「知れなかつた」に、「行う」を「行使する」に改め、同項に項番号を付する。

第九百三十六条に見出しとして「(物上代位の規定の準用)」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第九百三十七条に見出しとして「(相続債権者及び受遺者に対する弁済)」を付し、同条第二項中「あつた」を「あつた」に、「以て」を「もつて」に、「債権者及び」を「相続債権者及び」に、「各こ」を「それぞれ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「ことが」を「ことは」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「乃至第九百三十四条」を「から第九百三十四条まで」に、「これ」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第九百三十八条に見出しとして「(財産分離の効力)」を付し、同条中「よつて」を「より」に、「先だつて」を「先立つて」に改める。

第九百三十九条に見出しとして「(財産分離の請求)」を付し、同条第一項中「あつた」に改め、同条第二項に次のように改める。

第九百四十条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。

第九百四十四条に見出しとして「(財産分離の請求の防止等)」を付し、同条中「以て」を「もつて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第九百三十三条に見出しとして「(相続債権者及び受遺者の換価手続への参加)」を付し、同条中

に、「行う」を「行使する」に改める。

第三節 放棄を「第三節 相続の放棄」に改める。

第九百三十八条に見出しとして「(相続の放棄)」に改め、同項に項番号を付する。

第九百三十九条に見出しとして「(相続の放棄の方式)」を付する。

第九百四十条に見出しとして「(相続の放棄をした者による管理)」を付し、同条第一項中「よつて」に、「なつた」を「なつた」に、「おけるのと」に、「以て」を「もつて」に改め、同条第二項及び第三項に「これを」を「ついて」に改め、同項に

「ついて準用する」に改め、同項に項番号を付する。

第九百四十五条に見出しとして「(不動産についての財産分離の対抗要件)」を付し、同条中「財産の分離」を「財産分離」に改め、「これを」を削る。

第九百四十六条に見出しとして「(物上代位の規定の準用)」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第九百四十七条に見出しとして「(相続債権者及び受遺者に対する弁済)」を付し、同条第二項中「あつた」を「あつた」に、「以て」を「もつて」に、「債権者及び」を「相続債権者及び」に、「各こ」を「それぞれ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「ことが」を「ことは」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「乃至第九百三十四条」を「から第九百三十四条まで」に、「これ」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第九百四十八条に見出しとして「(相続人の固有財産からの弁済)」を付し、同条中「以て」を「もつて」に、「できなかつた」を「できなかつた」に、「行う」を「行使する」に改め、「この場合に」の下に「おいて」を「先だつて」を「先立つて」に改める。

第九百四十九条に見出しとして「(財産分離の請求の防止等)」を付し、同条中「以て」を「もつて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第九百五十条に見出しとして「(相続人の債権者の請求による財産分離)」を付し、同条第一項中「その」を「相続人の」に改め、同条第二項中「乃

求後の相続人による管理)」を付し、同条第一項中「あつた」を「あつた」に、「おけると」を「おけるのと」に、「以て」を「もつて」に改め、「おけるのと」に、「以て」を「もつて」に改め、同条第二項中「乃至第六百四十七条及び」を「から第六百四十七条まで並びに」に、「第二項」を「及び第二項」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第九百四十五条に見出しとして「(不動産についての財産分離の対抗要件)」を付し、同条中「財産の分離」を「財産分離」に改め、「これを」を削る。

第九百四十六条に見出しとして「(物上代位の規定の準用)」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第九百四十七条に見出しとして「(相続債権者及び受遺者に対する弁済)」を付し、同条第二項中「あつた」を「あつた」に、「以て」を「もつて」に、「債権者及び」を「相続債権者及び」に、「各こ」を「それぞれ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「ことが」を「ことは」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「乃至第九百三十四条」を「から第九百三十四条まで」に、「これ」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第九百四十八条に見出しとして「(相続人の固有財産からの弁済)」を付し、同条中「以て」を「もつて」に、「できなかつた」を「できなかつた」に、「行う」を「行使する」に改め、「この場合に」の下に「おいて」を「先だつて」を「先立つて」に改める。

第九百四十九条に見出しとして「(財産分離の請求の防止等)」を付し、同条中「以て」を「もつて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第九百五十条に見出しとして「(相続人の債権者の請求による財産分離)」を付し、同条第一項中「その」を「相続人の」に改め、同条第二項中「乃

<p>至第九百三十四条を「から第九百三十四条まで」に、「乃至第九百四十五条」を「から第九百四十五まで」に、「にこれ」を「について」に改め、同項ただし書中「但し」を「だだし」に、「に定める」を「の」に改め、「これを」を削り、同項に項番号を付する。</p> <p>第九百五十一条に見出しそして「(相続財産法人の成立)」を付し、同条中「明か」を「明らか」に改め、「これを」を削る。</p> <p>第九百五十二条に見出しそして「(相続財産の管理人の選任)」を付し、同条第一項中「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項中「家庭裁判所」を「前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所」に、「管理人の選任」を「これ」に改め、同項に項番号を付する。</p> <p>第九百五十三条に見出しそして「(不在者の財産の管理人に関する規定の準用)」を付し、同条中「乃至第二十九条」を「から第二十九条まで」に改め、「規定は」の下に「前条第一項の」を加え、「これを」を「以下この章において単に「相続財産の管理人」という」について改める。</p> <p>第九百五十四条に見出しそして「(相続財産の管理人の報告)」を付し、同条中「管理人」を「相続財産の管理人」に改め、同条第二項に項番号を付する。</p> <p>第九百五十五条に見出しそして「(相続債権者及び受遺者に対する弁済)」を付し、同条中「に定める」を「の」に、「あつた」を「あつた」に、「明かにならなかつた」を「明らかにならな</p>	<p>かった」に、「管理人」を「相続財産の管理人」に、「切」を「すべて」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。</p> <p>第九百五十八条の二に見出しそして「(権利を主張する者がない場合)」を付し、同条中「である」を「としての」に、「管理人」を「相続財産の管理人」に、「知れなかつた」を「知れなかつた」に、「行う」を「行使する」に改める。</p> <p>第九百五十八条の三に見出しそして「(特別縛約者に対する相続財産の分与)」を付し、同条第一項中「相当」を「相当」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条ただし書中「但し、管理人」を「ただし、相続財産の管理人」に改める。</p> <p>第九百五十六条に見出しそして「(相続財産の管理人の代理権の消滅)」を付し、「に定める」を「相続財産の管理人」に改め、同条第二項に項番号を付する。</p> <p>第九百五十九条に見出しそして「(残余財産の国庫への帰属)」を付し、同条中「よつて」に、「あつた」に、「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項に項番号を付する。</p> <p>第九百六十二条に見出しそして「(遺言の方式)」を付し、同条中「これを」を削る。</p> <p>第九百六十三条に見出しそして「(公正証書遺言の方式の特則)」を付し、同条第一項中「よつて」を「よつて」に、「申述」又は「自書」を「申述又は自書」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「従つて」を「従つて」に、「作つた」を「作つた」に改め、同項に項番号を付する。</p> <p>第九百六十四条に見出しそして「(死の危急に迫った者の遺言)」を付し、同条第一項中「よつて」に、「迫つた」を「よつて」に、「迫つた」を「よつて」に、「もつて」を「もつて」に改め、「場合に」の下に「おいて」を加え、同条第二項中「よつて」を「より」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付し、同条第四項中「よつて」を「より」に、「がない」を「生じない」に改め、同項に項番号を付し、同条第五項中「家庭裁判所は」の下に「前項の」を加え、同項に項番号を付する。</p> <p>第九百六十五条に見出しそして「(伝染病隔離者の遺言)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「おす」を「押す」に改め、同項第二号中「以</p>
<p>て」を「もつて」に改め、同項第四号中「日附」を「日付」に、「おす」を「押す」に改め、同条第二項中「これを」を「ついて」に改める。</p> <p>第九百六十六条に見出しそして「(被後見人の遺言の制限)」を付し、同条第一項中「これを」を削り、同項に項番号を付する。</p> <p>第九百六十七条に見出しそして「(普通の方式による遺言の種類)」を付し、同条中「よつて」、「これを」を「よつて」に改め、同条ただし書中「但し」を「だし」に改める。</p> <p>第九百六十八条に見出しそして「(自筆証書遺言)」を付し、同条第一項中「よつて」を「よつて」に、「日付」を「日付」に、「おさなければ」を「押さなければ」に改め、同条第二項中「附記して」を「付記して」に、「を署名し」を「に署名し」に、「且つ」を「かつ」に、「おさなければ」を「押さなければ」に、「がない」を「を生じない」に改め、同項に項番号を付する。</p> <p>第九百六十九条に見出しそして「(公正証書遺言)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第五号中「前四号」を「前各号」に、「従つて作つた」を「従つて作つた」に改める。</p> <p>第九百七十条に見出しそして「(公正証書遺言)」を付し、「に」の下に「おいて」を加える。</p> <p>第九百七十二条に見出しそして「(死の危急に迫つた者の遺言)」を付し、同条第一項中「よつて」に、「迫つた」を「よつて」に、「迫つた」を「よつて」に、「もつて」を「もつて」に改め、「場合に」の下に「おいて」を加え、同条第二項中「よつて」を「より」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付し、同条第四項中「よつて」を「より」に、「がない」を「生じない」に改め、同項に項番号を付し、同条第五項中「家庭裁判所は」の下に「前項の」を加え、同項に項番号を付する。</p> <p>第九百七十三条に見出しそして「(伝染病隔離者の遺言)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「おす」を「押す」に改め、同項第二号中「以</p>	<p>て」を「もつて」に改め、同項第四号中「日附」を「日付」に、「おす」を「押す」に改め、同条第二項中「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。</p> <p>第九百七十四条に見出しそして「(証人及び立会人の遺言)」を付し、同条第二項中「立ち会つた」を「立ち会つた」に、「なかつた」を「なかつた」に改め、同項ただし書中「よつて」に、「わかつた」に、「なかつた」に、「なかつた」に改め、同項ただし書中「よつて」に、「わかつた」に、「なかつた」に、「なかつた」に改め、同項に項番号を付する。</p> <p>第九百七十五条に見出しそして「(共同遺言の禁止)」を付し、同条中「これを」を削る。</p> <p>第九百七十六条に見出しそして「(死の危急に迫つた者の遺言)」を付し、同条第一項中「よつて」に、「迫つた」を「よつて」に、「迫つた」を「よつて」に、「もつて」を「もつて」に改め、「場合に」の下に「おいて」を加え、同条第二項中「よつて」を「より」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付し、同条第四項中「よつて」を「より」に、「がない」を「生じない」に改め、同項に項番号を付し、同条第五項中「家庭裁判所は」の下に「前項の」を加え、同項に項番号を付する。</p> <p>第九百七十七条に見出しそして「(伝染病隔離者の遺言)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「おす」を「押す」に改め、同項第二号中「以</p>

第十八条に見出しそして「(遺言執行者に対する就職の催告)」を付し、同条中「利害関係人は」の下に「、遺言執行者に対し」を加え、「定め」を「定めて」に、「を遺言執行者に催告する」を「の催告をする」に、「若し」を「この場合において」に、「相続人に」を「相続人に」に改める。

第十九条に見出しそして「(遺言執行者の欠格事由)」を付する。

第十条に見出しそして「(遺言執行者の選任)」を付し、同条中「ない」を「ない」に、「なくなつた」を「なくなつた」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第十二条に見出しそして「(相続財産の目録の作成)」を付し、同条第一項中「調製して、これを」を「作成して、」に改め、同条第二項中「立会を以て財産目録を調製し」を「立会いをもつて相続財産の目録を作成し」に、「調製させなければ」を「作成させなければ」に改め、同項に項番号を付する。

第十三条に見出しそして「(遺言執行者の権利義務)」を付し、「から第六百四十七条まで」に、「これを」を「について」に改め、同項に項番号を付する。

第十四条に見出しそして「(特定財産に関する遺言の執行)」を付し、同条中「特定財産」を「相続財産のうち特定の財産」に改め、「これを」を削る。

第十五条に見出しそして「(遺言執行者の地位)」を付し、同条中「これを」を削る。

第十六条に見出しそして「(遺言執行者の復任権)」を付し、同条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「よつて」を「より」に、「定める」を「規定する」に改め、同項に項番号を付す。

第十七条に見出しそして「(遺言執行者が数人ある場合の任務の執行)」を付し、同条第一項中

「数人の遺言執行者が」を「遺言執行者が数人」に改め、「これを」を削り、「を」を削す。

第十八条に見出しそして「(遺言執行者の報酬)」を付し、同条第一項中「よつて」を「よつて」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項に項番号を付す。

第十九条に見出しそして「(遺言執行者の解任及び辞任)」を付し、同条第一項中「怠つた」を「怠つた」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第二十条に見出しそして「(委任の規定の準用)」を付し、同条中「これを」を「について」に改める。

第二十一条に見出しそして「(遺言の執行に関する費用の負担)」を付し、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第二十二条に見出しそして「(遺言の撤回)」を付し、「ただし」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第二十三条に見出しそして「(前の遺言と後の遺言との抵触等)」を付し、同条第一項中「前の遺言と」を「前の遺言が」に、「取り消した」を「撤回した」に改め、同条第二項中「遺言と」を「遺言が」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第二十四条に見出しそして「(前項但書)」を「前項ただし書」に、「よつて」を「より」に、「定める」を「規定する」に改め、同項に項番号を付す。

第二十五条に見出しそして「(撤回された遺言の効力)」を付し、同条中「よつて取り消された」を「より」に改める。

を「より撤回された」に、「取消の行為が」を「撤回の行為が、撤回され」に、「至つたときでも」を「至つたときであつても」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第二十六条に見出しそして「(遺言の撤回権の放棄の禁止)」を付し、同条中「遺言の取消権」を「遺言を撤回する権利」に改める。

第二十七条に見出しそして「(負担付贈贈に係る遺言の取消し)」を付し、同条中「負担附贈贈」を「負担付遺贈」に、「を催告し、若し」を「の催告をすること」ができる。この場合において「に、」に、「遺言の取消」を「その負担付贈に係る遺言の「負担付遺贈」を「の負担付贈に係る遺言の「負担付贈」に改める。

第二十八条に見出しそして「(遺留分の帰属及びその割合)」を付し、同条中「左の額」を「次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額」に改め、同条各号を次のように改める。

一直系尊属のみが相続人である場合 被相続人の財産の三分の一

一 前号に掲げる場合以外の場合 被相続人の財産の二分の一

第二十九条の前に見出しそして「(遺留分の算定)」を付し、同条第一項中「加え、その中」を「えた額」に改め、同条第二項中「条件附」を「条件付き」に、「選定した」を「選任した」に、「従つて」を「従つて」に改め、同項に項番号を付す。

第三十条中「よつて」を「より」に、「知つて」を「知つて」に、「一年前」を「一年前の日より前に」に、「ものでも」を「ものについても」に、「である」を「とする」に改める。

第三十一条に見出しそして「(遺贈又は贈与の減殺請求)」を付し、同条中「保全するに」を「保全するのに」に、「掲げる」を「規定する」に改める。

第三十二条に見出しそして「(条件付権利等の贈与又は遺贈の一部の減殺)」を付し、同条中「条件付」を「条件付き」に、「よつて」を「より」に改める。

第十三十三条に見出しそして「(贈与と遺贈の減殺の順序)」を付し、同条中「これを」を削り、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十三十四条に見出しそして「(遺贈の減殺の割合)」を付し、同条中「始め、順次に前の贈与に及ぶ」を「順次前の贈与に対してする」に改める。

第十三十五条に見出しそして「(贈与の減殺の順序)」を付し、同条中「外、なお」を「ほか」に、「あつた」を「あつた」に改める。

第十三十六条に見出しそして「(受贈者の無資力による損失の負担)」を付し、同条中「よつて」を「よつて」に改める。

第十三十七条に見出しそして「(受贈者の無資力による損失の負担)」を付し、「の中から」を「から」に改める。

第十三十八条に見出しそして「(負担付贈与の減殺請求)」を付し、同条中「負担附贈与」を「負担付贈与」に、「の中から」を「から」に改める。

第十三十九条に見出しそして「(不相当な対価による有償行為)」を付し、同条中「以て」を「もつて」に、「知つて」を「知つて」に改める。

第四十条に見出しそして「(受贈者が贈与の目的を譲渡した場合等)」を付し、同条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「當時」を「時ににおいて」に、「知つた」を「知つていた」に改め、同条第二項中「目的の上に」を「目的につき」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第四十一条に見出しそして「(遺留分権利者に対する価額による弁償)」を付し、同条第一項中「免かれる」を「免れる」に改め、同条第二項中「前条第一項但書」を「前条第一項ただし書」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第四十二条に見出しそして「(減殺請求権の期間の制限)」を付し、同条中「あつた」を「あつた」に、「知つた」を「知つた」に、「一年間これを行わない」を「一年間行使しない」に、「よつて」を「よつて」に、「の開始の」を「開始の」に、「で

ある」を「とする」に改める。

第十四条に見出しとして「(遺留分の放棄)」を付し、同条第二項に番号を付する。

第十四条に見出しとして「(代襲相続及び相続分の規定の準用)」を付し、同条中「第三項」を「及び第三項」に、「及び」を「並びに」に、「これを」を「ついて」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の民法(以下「新法」という。)の規定は、次条及び附則第四条(第三項及び第五項を除く。)の規定による場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の民法の規定によって生じた効力を妨げない。

(保証契約の方式に関する経過措置)

第三条 新法第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行前に締結された保証契約については、適用しない。

(貸金等根保証契約に関する経過措置)

第四条 新法第四百六十五条の二及び第四百六十五条の三(第一項を除く。)の規定は、この法

律の施行前に締結された貸金等根保証契約(新法第四百六十五条の二第一項に規定する貸金等根保証契約をいう。以下同じ。)については、適用しない。

2 この法律の施行前に締結された貸金等根保証契約であつて元本確定期日(新法第四百六十五条の三第一項に規定する元本確定期日をいう。以下同じ。)の定めがあるもののうち次の各号に掲げるものの元本確定期日は、その定めにいかわらず、それぞれ当該各号に定める日とする。一 新法第四百六十五条の二第一項に規定する極度額(以下この条において単に「極度額」という。)の定めがない貸金等根保証契約で

あつて、その元本確定期日がその定めによりこの法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)から起算して三年を経過する

日より後の日と定められているもの施行

二 極度額のある貸金等根保証契約であつて、その元本確定期日がその定めにより施行日から起算して五年を経過する日より後

の日と定められているもの施行日から起算して五年を経過する日

三 この法律の施行前に締結された貸金等根保証契約であつて元本確定期日の定めがないものについての新法第四百六十五条の三第二項の規定の適用については、同項中「元本確定期日の定めがない場合(前項の規定により元本確定期日の定めがその効力を生じない場合を含む。)」とあるのは「元本確定期日の定めがない場合」と、「その貸金等根保証契約の締結の日から三年」とあるのは「この法律の施行の日から起算して三年」とする。

4 施行日以後にこの法律の施行前に締結された貸金等根保証契約における元本確定期日の変更をする場合において、変更後の元本確定期日が変更前の元本確定期日より後の日となるときは、その元本確定期日は、その効力を生じない。

5 この法律の施行前に新法第四百六十五条の各号に掲げる場合に該当する事由が生じた貸金等根保証契約であつて、その主たる債務の元本が確定していないものについては、施行日にその事由が生じたものとみなして、同条の規定を適用する。

6 この法律の施行前に締結された新法第四百六十五条の五に規定する保証契約については、同条の規定は、適用しない。

7 前項の保証契約の保証人は、新法第四百六十五条の五に規定する根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る当該主たる債務者の債務について、次の各号に掲げる区分に応じて

じ、その元本確定期日がそれぞれ当該各号に定める日より後の日である場合においては、その元本確定期日がそれぞれ当該各号に定める日であるとしたならば当該主たる債務者が負担すべきこととなる額を限度として、その履行をする責任を負う。

一 当該根保証契約において極度額の定めがない場合(前項の規定により元本確定期日の定めがその効力を生じない場合を含む。)とあるのは「この法律の施行の日から起算して三年」とする。

二 当該根保証契約において極度額の定めがある場合(前項の規定により元本確定期日の定めがない場合)施行日から起算して五年を経過する

三 当該根保証契約において極度額の定めがない場合(前項の規定により元本確定期日の定めがない場合)施行日から起算して三年を経過する

四 当該根保証契約において極度額の定めがない場合(前項の規定により元本確定期日の定めがない場合)施行日から起算して五年を経過する

五 当該根保証契約において極度額の定めがない場合(前項の規定により元本確定期日の定めがない場合)施行日から起算して五年を経過する

六 当該根保証契約において極度額の定めがない場合(前項の規定により元本確定期日の定めがない場合)施行日から起算して五年を経過する

七 当該根保証契約において極度額の定めがない場合(前項の規定により元本確定期日の定めがない場合)施行日から起算して五年を経過する

八 当該根保証契約において極度額の定めがない場合(前項の規定により元本確定期日の定めがない場合)施行日から起算して五年を経過する

九 当該根保証契約において極度額の定めがない場合(前項の規定により元本確定期日の定めがない場合)施行日から起算して五年を経過する

が抵当権の実行としての競売の申立てをすることができるに至った後一週間以内にこれをしないたいとき」に改める。

(担保附社債信託法の一部改正)

第七条 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十二条中「第三百七十五条」を「同法第七十三条中「第三百七十五条」を「同法第七十六条」に改める。

三百七十六条(鉄道抵当法の一部改正)

第八条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三项(第三項)を「第三百七十四条」に改める。

第九条 第三十五条ノ一中「第三百九十八条ノ一第二項」を「第三百九十八条ノ二第二項」に、「第三百九十九条ノ二第二項」を「第三百九十九条ノ三乃至第三百九十九条ノ二」を「第三百九十九条の三乃至第三百九十九条の二十二」に改める。

(公証人法等の一部改正)

第十条 次に掲げる法律の規定中「能力」を行ふ能力に改める。

一 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)

二 船員法(昭和二十一年法律第百号)第八十一条

三 職業安定法(昭和二十一年法律第一百四十一号)第三十二条第四号

四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第一百二十二号)

五 船員職業安定法(昭和二十三年法律第一百三十号)第五十六条第五号

六 建設業法(昭和二十四年法律第一百号)第八十条

七 古物営業法(昭和二十四年法律第一百八号)

八 国籍法(昭和二十五年法律第一百四十七号)

九 質屋営業法(昭和二十五年法律第一百五十八号)

(号) 第三条第一項第四号	二十六 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)
十 建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)	十七 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十号)
第二十三条の四第一項第三号及び同条第一項第四号	二十七 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十号)
十一 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)	二十八 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)
十二 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第一百二十一号)	二十九 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)
十三 道路運送法(昭和二十六年法律第一百八十三号)	三十 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第百三号)
十四 道路運送車両法(昭和二十六年法律第一百八十五号)	三十一 塩事業法(平成八年法律第三十九号)
十五 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)	三十二 アルコール事業法(平成十二年法律第八十三号)
十六 酒税法(昭和二十八年法律第六号)	三十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第一百四号)
十七条 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第一百三十六号)	三十四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第一百四十九号)
十八 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第一百五十二号)	三十五 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)
十九 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第一百八十二号)	三十六 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)
二十 小型船造船業法(昭和四十一年法律第一百十九号)	三十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)
二十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)	三十八 仲裁法(平成十五年法律第一百三十八号)
二十二 警備業法(昭和四十七年法律第一百七十七号)	三十九 商品取引所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十三号)
二十三 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八号)	四十五 第二項第一号及び第一号
二十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)	四十六 第二項第一号
二十四 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六号)	四十七 第二項第一号及び第一号
二十八 第十一条第二項第三号	四十八 第二項第一号
二十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)	四十九 第二項第一号
三十 正規定のうち第十五条第二項第一号ルの規定に係る部分	五十 第二項第一号

(手形法の一部改正)	第五十条 第二項中「能力」を「行為能力」に、 「手形法の一部改正」に改める。
第十二条 手形法(昭和七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。	第十二条 手形法(昭和七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項第二号	第七条第一項第二号
二十九 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)	二十九 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)
三十 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第百三号)	三十 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第百三号)
三十一 塩事業法(平成八年法律第三十九号)	三十一 塩事業法(平成八年法律第三十九号)
三十二 アルコール事業法(平成十二年法律第八十三号)	三十二 アルコール事業法(平成十二年法律第八十三号)
三十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第一百四号)	三十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第一百四号)
三十四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第一百四十九号)	三十四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第一百四十九号)
三十五 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)	三十五 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)
三十六 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)	三十六 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)
三十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)	三十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)
三十八 仲裁法(平成十五年法律第一百三十八号)	三十八 仲裁法(平成十五年法律第一百三十八号)
三十九 商品取引所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十三号)	三十九 商品取引所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十三号)
四十 正規定のうち第十五条第二項第一号ルの規定に係る部分	四十 正規定のうち第十五条第二項第一号ルの規定に係る部分

「は、利害関係人又は」に、「ハ農事組合法人ノ組合員其ノ他」を「は、農事組合法人の組合員その他」に、「前条ノ規定」を「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求」に、「ノ決議」を「の決議」に、「あり、及び」を「あるのは「農業協同組合法第七十三条第二項において準用する第六十二条」と、「に改め、同条第四項中「二定款及び」を「の要領、組織変更後の会社の定款及び」に、「二定タル者ノ選任ニ關スル議案ノ」を「に規定する者の選任に関する議案の」に改める。

第七十三条の三第四項中「あり、及び」を「あるのは「農業協同組合法第七十三条の四十三第三項において準用する同法第四十三条の五第三項」と、「に改める。

第七十三条の四十八第三項中「二於テ準用スル」を「において準用する」に改める。
(家事審判法の一部改正)

第二十一条 家事審判法(昭和二十二年法律第五十二条)を次のように改正する。

第九条第一項甲類第二号中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に、「第十三条」を「第十四条」に改め、同類第二号の二中「第十四条」を「第十五条第一項」を「第十六条规定」に改め、同類第十七条第一項に、「第十七条」を「第十八条」に改め、同類第二号の三中「第十八条」を「第十九条」に改め、同類第三号中「乃至第二十九条」を「から第二十九条まで」に改め、同類第四号中「取消」を「取消し」に改め、「取消」を「取消し」に改め、同類第十一号中「乃至第四項」を「から第四項まで」に改め、「財産管理者」を「財産の管理者」に改め、同類第十二号中「乃至第八百三十六条」を「から第八百三十六条まで」に、「取消」を「取消し」に改め、同類第十七号中「同法」の下に「第八百五十六条及び」を加え、「財産目録の調製」

を「財産の目録の作成」に改め、同類第十八条中「第二項」の下に「これらの規定を」を加え、同類第二十一号中「財産目録」を「財産の目録」に改め、同類第二十二号中「管理計算」を「管理の計算」に改め、同類第二十四号中「第九百五十五条第一項但書」を「第九百五十五条第一項ただし書」に改め、同類第二十五号中「第三項」の下に「これらの規定を」を加え、同類第二十五号の二中「第九百十九条第三項」を「第九百十九条第四項」に、「取消」を「取消し」に改め、同類第二十七号中「第九百三十二条但書」を「第九百三十二条ただし書」に改め、同類第三十八号中「取消」を「取消し」に改め、同類乙類第四号中「第二項」の下に「これらの規定を」を「加え、同類第八号中「乃至第八百八十九号」を「から第八百八十九号まで」に改め、同類第九号中「乃至第八百九十四条」を「から第八百九十四条まで」に、「取消」を「取消し」に改める。

第二十二条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百一十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 第二項第二号中「能力」を「行為能力」に改める。
(戸籍法の一部改正)

第二十三条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百一十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百一十四号)の一部を次のように改正する。

第六条 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第七条

七 日本国原子力研究所法(昭和三十一年法律第八十九号)第九条

八 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)第八条

九 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第一百三十三号)第七条

十 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)第七条

十一 日本電気計器検定所法(昭和三十九年法律第一百五十号)第十条

十二 日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第一百三十三号)第十一條

十三 核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)第十条

十四 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)第七条

第十四条 減額社債に対する措置等に関する法律の一部改正(減額社債に対する措置等に関する法律の一部改正)

第十五条 総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)第九条

第十六条 損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第十七条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「確定日付」を「確定日付」に、「の日附」を「の日付」に改める。

(競馬法等の一部改正)

第二十五条 次に掲げる法律の規定中「(法人の不法行為能力)」を「(法人の不法行為能力等)」に改める。

第二十五条中「破産手続開始ノ決定」を「破項ただし書」に改め、同類第二十五号中「第三項」の下に「これらの規定を」を加え、同類第二十五号の二中「第九百十九条第三項」を「第九百十九条第四項」に、「取消」を「取消し」に改め、同類第二十七号中「第九百三十二条但書」を「第九百三十二条ただし書」に改め、同類第三十八号中「取消」を「取消し」に改め、同類乙類第四号中「第二項」の下に「これらの規定を」を「加え、同類第八号中「乃至第八百八十九号」を「から第八百八十九号まで」に改め、同類第九号中「乃至第八百九十四条」を「から第八百九十四条まで」に、「取消」を「取消し」に改める。

第二十六条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「破産手続開始ノ決定」を「破産手続開始の決定」に、「及ビ設立許可ノ取消」を「及び設立の許可の取消し」に改める。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第二十七条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 戰馬法(昭和二十三年法律第二百五十五条)第十九条の五

二 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)第十九条の五

三 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五十九条の八

四 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第二百三十八号)第八条

五 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第十九条

六 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第七条

七 日本国原子力研究所法(昭和三十一年法律第八十九号)第九条

八 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)第八条

九 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第一百三十三号)第七条

十 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)第七条

十一 日本電気計器検定所法(昭和三十九年法律第一百五十号)第十条

十二 日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第一百三十三号)第十一條

十三 核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)第十条

十四 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)第七条

第十八条 損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第十九条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第六十条中「及び」を「及び」に、「二於テ準用スル」を「において準用する」に改める。

(証券取引法の一部改正)

第二十条 証券取引法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 第二項第一項中「及ビ」を「及び」に、「失權宣告取消」を「親権又は管理権の喪失の宣告の取消し」に、「これを」を「ついて」に改める。

(証券取引法の一部改正)

第二十二条 証券取引法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 第二項第一項中「及ビ」を「及び」に、「二於テ準用スル」を「において準用する」に改める。

(証券取引法の一部改正)

第二十四条 減額社債に対する措置等に関する法律の一部改正(減額社債に対する措置等に関する法律の一部改正)

第二十五条 次に掲げる法律の規定中「(法人の不法行為能力)」を「(法人の不法行為能力等)」に改める。

第二十五条中「破産手続開始ノ決定」を「破産手続開始の決定」に、「及ビ設立許可ノ取消」を「及び設立の許可の取消し」に改める。

(競馬法等の一部改正)

第二十六条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「破産手続開始ノ決定」を「破産手続開始の決定」に、「及ビ設立許可ノ取消」を「及び設立の許可の取消し」に改める。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第二十七条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 戰馬法(昭和二十三年法律第二百五十五条)第十九条の五

二 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)第十九条の五

三 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五十九条の八

四 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第二百三十八号)第八条

五 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第十九条

六 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第七条

七 日本国原子力研究所法(昭和三十一年法律第八十九号)第九条

八 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)第八条

九 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第一百三十三号)第七条

十 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)第七条

十一 日本電気計器検定所法(昭和三十九年法律第一百五十号)第十条

十二 日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第一百三十三号)第十一條

十三 核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)第十条

十四 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)第七条

いて準用する同法第四十七条の五第三項」と、「に改め、同条第五項中「二於テ準用スル」を「において準用する」に改める。

(労働組合法の一部改正)

第三十条 労働組合法（昭和二十四年法律第七百七十四号）の一部を次のように改定する。

第三十三条第一項中「第八十四条」を「第八十四条の三第一項」に、「同法同条」を「同項」に改める。

(労働組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 この法律の施行の日が労働組合法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における労働組合法第三十一条第二項の規定の適用については、同項ただし書中「能力」とあるのは、「行為能力」とする。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第三十二条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）の一部を次のように改定する。

委任」を「理事の代理行為の委任」に改める。
(測量法の一部改正)

第三十三条 測量法（昭和二十四年法律第二百八十一号）の一部を次のように改定する。

第五十五条の六第一項第二号中「一に」を「いざれかに」に改め、同項第四号中「能力」を「行為能力」に改め、同項第五号中「一に」を「いざれかに」に改める。

(土地改良法の一部改正)

第三十四条 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）の一部を次のように改定する。

第三十五条中「代表権の制限」を「理事の代理権の制限」に、「代表権の委任」を「理事の代理行為の委任」に改める。

第七十六条中「（清算人の職務権限、債権申出

の公告及び催告、期間後に申し出た債権」を「に改め、同条第五項中「二於テ準用スル」を「ににおいて準用する」に改める。

(漁業法の一部改正)

第三十五条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改定する。

第二十四条第一項中「（抵当権の効力の及ぶ目

的物の範囲）」を「（抵当権の効力の及ぶ範囲）に、「附加して」を「付加して」に、「また同じ

である」を「同様とする」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第三十六条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改定する。

第二十九条中「（第四十三条）の下に「（法人の

能力）」を加え、「（規定（法人の権利能力及び不法行為能力）」を「（法人の不法行為能力等）」の規定」に改める。

第三十条 第四十三条第十三項中「（賃借権の譲渡等の禁止）」を「（賃借権の譲渡及び転貸の制限）」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第三十六条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改定する。

第二十九条中「（第四十三条）の下に「（法人の

能力）」を加え、「（規定（法人の権利能力及び不法行為能力）」を「（法人の不法行為能力等）」の規定」に改める。

第三十七条 第二十九条の三

二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十七号の三

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第三十二条

（放送法の一部改正）

第三十九条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のように改定する。

三十一 条中「（法人の不法行為能力）」を「（船主相互保険組合法の一改正）」に、「（代表権の制限）」を「（理事の代理権の制限）」に、「（特別代理人）」を「（利益相反行為）」に改める。

第三十二条中「（法人の不法行為能力等）」に、「（代表権の制限）」を「（理事の代理権の制限）」に、「（特別代理人）」を「（利益相反行為）」に改める。

第三十三条 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第二百七十七号）の一部を次のように改定する。

第四十条 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第二百七十七号）の一部を次のように改定する。

第四十二条中「（法人の不法行為能力）」を「（行為能力）」に改める。

第四十三条 第一項第三号ホ中「（能力）」を「（行為能力）」に改める。

(代理人)」を「（理事の代理行為の委任、仮理事、特別代理人）」を「（理事の代理行為の委任、仮理事、特別代理人）」に改める。

第四十四条中「（法人の不法行為能力）」を「（行為能力）」に改め、「（第五十六条）」の下に「（代理人ノ請求により）」を「（は、利害関係人又は検察官ノ請求により）」に、「（又は職權をもつて）」を「（又は職權で）」に改める。

(相続税法の一部改正)

第三十七条 相続税法（昭和二十五年法律第七十号）の一部を次のように改定する。

第十六条中「（代襲相続分）」を「（代襲相続人の相続分）」に改める。

(地方税法の一部改正)

第四十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改定する。

第六百九十九条の七第二項第二号中「（負担附贈与）」を「（負担付贈与）」に、「（第十二条の負担

附贈贈与）」を「（第十二条の負担付贈与）」に

第一項中「（地下又は空間を目的とする地上権）」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部改正)

第三十八条 次に掲げる法律の規定中「（第十二条第二項、第十四条第一項、第十六条第一項）」を「（第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項）」に改める。

第一項に掲げる法律の規定中「（第十二条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項）」を「（第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項）」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部改正）

(地方公務員法の一部改正)

第四十二条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改定する。

第五十四条中「（民法第三十四条ノ二）」を「（同法第三十五条）」に、「（第八十三条ノ二、第八十七条ノ三、第八十四条第三号ノ一）」及び「（第八十四条ノ二）」を「（第八十四条、第八十四条の二並びに第八十四条の三第一項第四号及び第二項）」に改め、「（主務官庁）」とあるのは「人事委員会又は公平委員会」と、同法に、「（設立許可）」を「（設立の許可）」に、「（法

人ト為ル旨ノ申出）」を「（法人となる旨の申出）」に、「（破産手続開始ノ決定）」を「（破産手続開始の決定）」に、「（及び設立許可ノ取消）」を「（及び設立の許可の取消し）」に、「（法

設立の許可）」と、「（法）」を「（と、非訟事件手続法）」に、「（法）」を「（と、これらの非訟事件手続法の規定中「（主務官庁）」とあるのは「人事委員会又は公

平委員会）」と、「（同法）」に改める。

(採石法の一部改正)

第四十三条 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改定する。

第四十四条中「（第二百六十九条ノ二（地下又は空間の地上権））」を「（第二百六十九条の二（地下又は空間を目的とする地上権））」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

(社会福祉法の一部改正)

第四十四条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改定する。

第四十五条中「（（法人の権利能力））」を「（（法人の不法行為能力））」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

(社会福祉法の一部改正)

第四十四条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改定する。

第二十九条中「（（法人の権利能力））」を「（（法人の不法行為能力））」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

(社会福祉法の一部改正)

第三十五条中「（（贈与、遺贈の規定の準用））」を「（（寄附財産の帰属））」に、「（（寄附財産の帰属時

期））」に、「（（法人の設立））」に、「（（法人の不法行為能力））」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

(社会福祉法の一部改正)

第三十五条中「（（贈与、遺贈の規定の準用））

を「（（寄附財産の帰属））」に、「（（寄附財産の帰属時

期））」に、「（（法人の設立））」に、「（（法人の不法

行為能力））」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

会福祉法人成立ノ」を「社会福祉法人の成立の」に改める。

第四十五条中「代表権の委任、仮理事、特別

代理人」を「理事の代理行為の委任、仮理事、特別

利益相反行為」に、「又ハ総会ノ」を「又は総

会の」に改め、「第五十六条」の下に「及び第

五十七条」を加え、「ハ利害関係人又ハ検察官

ノ請求ニ因リ」を「は、利害関係人又は検察官

の請求により」に、「ニ規定スル所轄庁ヲ謂フ」

ハ利害関係人ノ請求ニヨリ又ハ職権ヲ以テ」を

「に規定する所轄庁をいう。」は、利害関係人の

請求により又は職権で」に改める。

第五十五条中「ニ規定スル所轄庁ヲ謂フ」を

「に規定する所轄庁をいう。」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第四十五条 農業委員会等に関する法律（昭和二

十六年法律第八十八号）の一部を次のように改

正する。

第四十七条及び第七十一条中「代表権の制

限」を「理事の代理権の制限」に、「代表権の

委任」を「理事の代理行為の委任」に改める。

（宗教法人法の一部改正）

第四十六条 宗教法人法（昭和二十六年法律第百

二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十一条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条 中「占有者の費用償還請求権」を

「占有者による費用の償還請求」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第五十三条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法

律第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十四条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十二条

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第四十五条 農業委員会等に関する法律（昭和二

十六年法律第八十八号）の一部を次のように改

正する。

第四十七条及び第七十一条中「代表権の制

限」を「理事の代理権の制限」に、「代表権の

委任」を「理事の代理行為の委任」に改める。

（宗教法人法の一部改正）

第四十六条 宗教法人法（昭和二十六年法律第百

二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十一条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条 中「占有者の費用償還請求権」を

「占有者による費用の償還請求」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第五十三条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法

律第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十四条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十二条

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第四十五条 農業委員会等に関する法律（昭和二

十六年法律第八十八号）の一部を次のように改

正する。

定は、前項の抵当権について準用する。

（税理士法の一部改正）

第四十八条 税理士法（昭和二十六年法律第二百

三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「第二百六十九条ノ

二第一項」を「第二百六十九条の二第一項」に

改める。

第四十九条 次に掲げる法律の規定中「代表権の

委任」を「理事の代理行為の委任」に改める。

（信用金庫法等の一部改正）

第四十九条 次に掲げる法律の規定中「代表権の

委任」を「理事の代理行為の委任」に改める。

（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十

八号）第三十九条

二 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

（昭和二十八年法律第七号）第三十三条规定

第五十八条第一項

三 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十

七号）第四十二条

（森林法の一部改正）

第五十条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条 中「占有者の費用償還請求権」を

「占有者による費用の償還請求」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第五十三条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法

律第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十四条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十二条

（農地法の一部改正）

第五十五条 農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「第二百六十九条ノ

二第一項」を「第二百六十九条の二第一項」に

改める。

第十八条第三項中「同時履行の抗弁権」を

「同時履行の抗弁」に改める。

第二十条第七項中「解約の申入れ」を「期

間の定めのない賃貸借の解約の申入れ」に、

「解約権の留保」を「期間の定めのある賃貸

借の解約をする権利の留保」に改める。

第三十条第三項中「第二百七十二条但書」を

「第二百七十二条ただし書」に「賃借権の譲

渡又は転貸の禁止」を「賃借権の譲渡及び転

貸の制限」に改める。

（日本赤十字社法の一部改正）

第五十四条 日本赤十字社法（昭和二十七年法律

第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五十五条 第三百九十八条ノ三から第三百九十八条ノ二まで

（農地法の一部改正）

第五十六条 航空機抵当法（昭和二十八年法律

第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「第三百七十三条第二項及び

第三项」を「第三百七十四条」に改める。

第二十二条第二項中「第三百九十八条ノ二第一項」を「第三百九十八条の二第二項」に

二第二項」を「第三百九十八条の二第二項」に

改める。

（農地法の一部改正）

第五十五条 農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「第二百六十九条ノ

二第一項」を「第二百六十九条の二第一項」に

改める。

第十八条第三項中「同時履行の抗弁権」を

「同時履行の抗弁」に改める。

第二十条第七項中「解約の申入れ」を「期

間の定めのない賃貸借の解約の申入れ」に、

「解約権の留保」を「期間の定めのある賃貸

借の解約をする権利の留保」に改める。

第三十条第三項中「第二百七十二条但書」を

「第二百七十二条ただし書」に「賃借権の譲

渡又は転貸の禁止」を「賃借権の譲渡及び転

貸の制限」に改める。

（日本赤十字社法の一部改正）

第五十六条 航空機抵当法（昭和二十八年法律

第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「第三百九十八条ノ二第一項」を「第三百九十八条の二第二項」に

改める。

第十一条第二項中「第三百七十三条第二項及び

第三项」を「第三百七十四条」に改める。

第五十五条 第三百九十八条ノ三から第三百九十八条ノ二まで

（農地法の一部改正）

第五十六条 民法第五十四条（理事の代理権の

制限）、第五十五条（仮理事）及び第五十七

条（利益相反行為）の規定は、日本赤十字社

の各号のいずれかに」に改め、同項第二号中「能

力」を「行為能力」に、「一」を「いずれか

に」に改め、同項第三号から第五号まで、第七

号及び第九号中「一」を「いずれかに」に改

める。

（民法の準用）

第五十六条 民法第五十四条（理事の代理権の

制限）、第五十五条（仮理事）及び第五十七

条（利益相反行為）の規定は、日本赤十字社

にについて準用する。この場合において、同法

第五十四条中「理事」とあるのは「副社長又

は理事」と、同法第五十六条中「理事が」と

あるのは「社長、副社長及び理事が」と、「裁

判所は、利害関係人又は検察官の請求により

とあるのは「厚生労働大臣は、利害関係人の

請求により又は職権で」と、同法第五十七条

中「理事」とあるのは「社長、副社長又は理

事」と、裁判所は、利害関係人又は検察官の

請求により、特別代理人を選任しなければ

ならない」とあるのは「監事が法人を代表す

る」と読み替えるものとする。

（農林漁業金融公庫法の一部改正）

第五十五条 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年

法律第三百五十五号）の一部を次のように改正

する。

第七条中「（法人の不法行為能力）」を「（法人

の不法行為能力等）」に、「（理事の代表権の制

限）」を「（理事の代理権の制限）」に改める。

（航空機抵当法の一部改正）

第六十六条 航空機抵当法（昭和二十八年法律

第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「第三百七十三条第二項及び

第三项」を「第三百七十四条」に改める。

第二十二条第二項中「第三百九十八条ノ二第一項」を「第三百九十八条の二第二項」に

改める。

第十一条第二項中「第三百七十三条第二項及び

第三项」を「第三百七十四条」に改める。

第五十五条 第三百九十八条ノ三から第三百九十八条ノ二まで

（農地法の一部改正）

第五十六条 民法第五十四条（理事の代理権の

制限）、第五十五条（仮理事）及び第五十七

条（利益相反行為）の規定は、日本赤十字社

にについて準用する。この場合において、同法

第五十四条中「理事」とあるのは「副社長又

は理事」と、同法第五十六条中「理事が」と

あるのは「社長、副社長及び理事が」と、「裁

判所は、利害関係人又は検察官の請求により

とあるのは「厚生労働大臣は、利害関係人の

請求により又は職権で」と、同法第五十七条

中「理事」とあるのは「社長、副社長又は理

事」と、裁判所は、利害関係人又は検察官の

請求により、特別代理人を選任しなければ

ならない」とあるのは「監事が法人を代表す

る」と読み替えるものとする。

（建設機械抵当法の一部改正）

第五十八条 建設機械抵当法（昭和二十九年法律

第九十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「（自己契約の禁止）」を

「（自己契約及び双方代理）」に改める。

第十九条中「（利害関係人又は検察官の請求

により）」に、「（利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ

職権ヲ以テ」を「は、利害関係人又は検察官の請求

により」に、「（利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ

職権で」に改める。

（建設機械抵当法の一部改正）

第五十八条 建設機械抵当法（昭和二十九年法律

第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「三百七十三条第二項及び第三項」を「三百七十四条」に改める。

第二十四条の二第二項中「三百九十八条ノ二第二項」を「三百九十八条の二第二項」に、

「第三百九十八条ノ三から第三百九十八条ノ二十二まで」を「第三百九十八条の三から第三百九十八条の二十二まで」に改める。

（土地区画整理法の一部改正）

第五十九条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第六百十九号）の一部を次のように改訂する。

第一百九条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第四十四条中「代表権の制限」を「理事の代理権の制限」に、「代表権の委任」を「理事の代理行為の委任」に、「社員の表決権のない場合」を「表決権のない場合」に、「又ハ総会ノ」を「又は総会の」に改める。

第五十一条 中「解散及び清算の監督」を「裁判所による監督」に改める。

第六十条 接收不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第二百三十八号）の一部を次のように改訂する。

第十一条 第五項中「第九十七条ノ二」を「第九十八条」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第六十一条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六条号）の一部を次のように改訂する。

第七十二条 第四項中「第二百六十九条ノ二第一項」を「第二百六十九条の二第一項」に改める。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第六十二条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十四号）の一部を次のように改訂する。

第三十三条 中「自己契約等」を「自己契約及び双方代理」に改める。

（第三十九条中「代表権の委任」を「理事の代理行為の委任」に改める。）

第六十七条 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第六十七条）の一部を次のように改訂する。

（企業担保法の一部改正）

第六十三条 企業担保法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改訂する。

第九条中「第三百七十三条第二項及び第三百七十六条」を削り、「第三百七十五条」の下に「第三百七十六条」を加え、「第三百七十六条並びに」を「第三百七十七条及び」に改め、「企業

担保権」の下に「ついて」を加える。

（国民健康保険法及び特定非営利活動促進法の一部改正）

第六十四条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」の下に「及び第五十七条」を加え、「ハ利害関係人又ハ検察官請求ニ因リ」を「は、利害関係人又は検察官の請求により」に、「ハ利害関係人又は検察官の請求により」に、「ハ利害

害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」を「は、利害関係人又ハ検察官請求ニ因リ」を「は、利害

害関係人又は検察官の請求により又は職権で」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第六十八条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改訂する。

第五条第一項中「相続財産法人」を「相続財産法人の成立」に改め、同条第二項中「法定相続分・代襲相続分・指定相続分」を「法定相続分・代襲相続分・指定期分」に改め、同条第一項中「（法

定相続分・代襲相続分・指定相続分）」に改め、同条第一項中「（法

定相続分・代襲相続分・指定期分）」を「（法

定相続分・代襲相続分・指定期分）」に改め、同条第一項中「（法

定相続分・代襲相続分・指定期分）」に改め、同条第一項中「（法

法律第二百四号）の一部を次のように改訂する。

第四十四条中「ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」を「は、利害関係人又は検察官の請求により」に、「ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」を「は、利害関係人の請求により又は職権で」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第六十八条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改訂する。

第五条第一項中「（相続財産法人）」を「（相

続財産法人の成立）」に改め、同条第二項中「（法

定相続分・代襲相続分・指定期分）」に改め、同条第一項中「（法

定相続分・代襲相続分・指定期分）」を「（法

定相続分・代襲相続分・指定期分）」に改め、同条第一項中「（法

定相続分・代襲相続分・指定期分）」に改め、同条第一項中「（法

定相続分・代襲相続分・指定期分）」に改め、同条第一項中「（法

別表第一 第二十二号（一）中「夫婦財産契約」を「夫婦財産契約の対抗要件」に改める。

第七十二条 船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）の一部を次のように改訂する。

（船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正）

第六十八条 船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）の一部を次のように改訂する。

第五条第一項中「（総会招集の手続）」を「（総会

の招集）」に改め、同条第二項中「（法人の不法行為能力）」を「（法人の不法行為能力等）」に改め。

（都市再開発法の一部改正）

第六十四条 次に掲げる法律の規定中「第三百三十八条」の一部を次のように改訂する。

第七十三条 都市再開発法（昭和四十四年法律第六十八号）の一部を次のように改訂する。

第五条第一項中「（第三百三十九条第一項本

文）」を「（第三百三十九条第一項前段）に改め、同条第六項中「（第三百三十九条ノ二第一項

後段）」を「（第二百六十九条の二第一項後段）に改め、同条第七項中「（第二百六十九条ノ二

第一項）」を「（第二百六十九条の二第二項）に改め、同条第六項中「（第二百六十九条ノ二第一項

後段）」を「（第二百六十九条の二第一項前段）に改め、同条第六項中「（第二百六十九条ノ二第一項

条の「第一項（地下又は空間を目的とする地上権）」に改める。

「第三百六十九条ノ一第一項（地下又は空中の地上権）を「第三百六十九条の二第一項（地下又は空間に目的とする地上権）」に改める。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）
第八十八条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「心裡留保の無効」を「心裡留保による意思表示の無効」に改める。

**（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法
人格の付与に関する法律の一部改正）**

第八条中「第四十一条及び」を「第四十八条第一項及び第三項並びに」に、「又ハ寄附行為を「又は寄附行為」に、「ヲ有スル者」を「を有する者」に、「二週間内」とあるのは「二週間以内」と、「第四十六条第一項ニ定メタル登

記ヲ為シ其他ノ事務所ヲ移転シタルトキハ旧所
在地ニ於テハ三週間に内二移転ノ登記ヲ為シ新所
在地ニ於テハ四週間に内二第四十六条第一項」を
「第四十六条第一項各号」に、「第七条第二項」
を「第七条第二項各号」に改める。

第九条中「ヲ有スル者」を「を有する者」に、「ノ規定又ハ寄附行為ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ズ又社団法人ニ在リテハ総会ノ決議ニ從フコトヲ要ス」を「の規定又は寄附行為の趣旨ニ違反スルコトヲ得ズ又は社団法人ニ在リテハ総会ノ決議ニ從フコトヲ要ス」

ては総会の決議に従わなければならぬ」に、「其他ノ当該政党ノ組織、管理運営等ニ関スル事項ヲ定メタル文書ヲ謂フ以下之三同ジ」ノ規定ニ違反スルコトヲ得ズ」を「その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を定めた文書をいう。以下同じ。」の規定に違反してはならないに、「ノ代理権」を「の代理権」に、「ヲ有スル者ノ」を「を有する者」に、「前条ノ規定ニ依リテ」を「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」に、「党則等ノ定ムル所ニ依リテ」を「党則等の定めるところにより」に、「又ハ総会」を「又は総会の」に改める。

第十二条第一項中「又ハ寄附行為」を「又は寄附行為」に、「其他ノ当該政党ノ組織、管理運営等ニ関スル事項ヲ定メタル文書ヲ謂フ以下之三同ジ」を「その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を定めた文書をいう。以下同じ。」に、「ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ」を「は、主務官庁の許可を得て」に、「ヲ有スル者ハ」を「を有する者は」に、「処分スルコトヲ得但社団法人ニ在リテハ総会ノ決議ヲ経ルコトヲ要ス」を「処分することができる。ただし、社団法人にあつては、総会の決議を経なければならない」に、「処分スルコトヲ得」を「処分することができる」に、「破産手続開始ノ決定ニ因ル解散ノ場合ヲ除ク外」を「破産手続開始の決定による解散の場合を除き」に、「ヲ有スル者」を「有する者」に、「若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ総会ニ於テ他人ヲ選任シタルトキ」を「若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したとき」に、「二別段ノ定アルトキ」を「別段の定めがあるとき」に改め、同条第一項中「ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル人」を「は、定款又は寄附行為で指定した者」に、「ノ財産ハ当該法人タル政治団体ガ法人タラザルニ至りタル場合ニ於テ尚未存続スルコトトナル」を「の財産は、当該法人である政治団体が法人でなく

なる」に、「清算ノ」を「清算の」に、「法人格付与法ト称ス」を「法人格付与法」という。前条第一項の規定による当該法人の財産の帰属に係る財産の整理（以下「財産の整理」という。）に、「ノ整理ノ」を「の整理の」に、「破産手続開始ノ決定ニ因ル解散ノ場合ヲ除外外」を「破産手続開始の決定による解散の場合を除キ」に、「ヲ有スル」を「を有する」に、「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ」を、「清算人」とあるのは「財産の整理を行ふ」に、「若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ総会ニ於テ他人ヲ選任シタルトキ」を「若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したとき」に、「其他ノ当該政党ノ組織、管理運営等ニ関する事項ヲ定メタル文書ヲ設フ」二別段ノ定アルトキ」を「その他の当該政党の組織、管理運営等に關する事項を定めた文書をいう。」に別段の定めがあるとき」に、「第七十六条中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ」を「第七十六条中「清算人」とあるのは「財産の整理を行ふ」に、「第七十八条第一項中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ」を「第七十八条第一項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行ふ」に、「二於テ準用スル次条第一項ノ申出ヲシタル者ニ対スル」を「において準用する次条第一項の申出をした者に対する」に、「同条第二項中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ」を「同条第二項中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ」の整理を行ふ」に、「一定ノ」を「一定の」に、「二於テ準用スル第七十二条第一項ノ規定ニ依ル財産ノ帰属ニ付異議アラバ一定ノ」を「にお

（更生保護事業法の一部改正）

第九十条 更生保護事業法（平成七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「法人設立ノ許可アリタル」を「法人の設立の許可があつた」に、「更生保護法人成立ノ」を「更生保護法人の成立」に改める。

第三十条中「又ハ総会ノ」を「又は総会の」に、「ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」を「は、利害関係人又は検察官の請求により」に、「ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」を「は、利害関係人の請求により又は職権で」に改める。

（保険業法の一部改正）

第九十一条 保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のようにより改める。

第六十一条第二項中「（記名社債質の対抗要件）」を「（記名社債質を目的とする質権の対抗要件）」に改める。

第一百四十八条第四項中「其他ノ」を「その他の」に改める。

第二百四十二条第六項中「其他ノ」を「その他の」に改める。

第二百四十七条の五第一項中「（自己契約の禁止）」を「（自己契約及び双方代理）」に改める。

第二百六十五条中「（法人の不法行為能力）」を「（法人の不法行為能力等）」に改める。

第二百六十五条の二十七中「（総会招集の手続）」を「（総会の招集）」に改める。

第二百七十九条第一項第八号中「（能力）」を「（能力）」に改める。

第二百八十三条第四項中「（損害賠償請求権の

<p>「消滅時効」を「(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)」に改める。</p> <p>附則第七十七条中「(法人の設立登記)」を「(法人の設立の登記等)」に、「(登記事項及び変更登記)」を「(設立の登記の登記事項及び変更の登記等)」に改める。 (民事訴訟法の一部改正)</p> <p>第九十二条 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一百三十三条中「第九十七条ノ一第三項ただし書き」を「第九十八条第三項ただし書き」に改める。 (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)</p> <p>第九十三条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十五条中「ハ利害関係人又ハ」を「は、利害関係人又は」に、「ハ利害関係人」を「は、利害関係人」に改める。 (種苗法の一部改正)</p>
<p>第九十四条 種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十四条第五項中「又ハ其法定代理人ガ損害及び加害者ヲ知リタル」を「又はその法定代理人が損害及び加害者を知った」に、「ノ日」を「の日」に改める。 (投資事業有限責任組合契約に関する法律の一 部改正)</p>
<p>第九十五条 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十六条中「(金銭出資遅滞者の責任)」を「(金銭出資の不履行の責任)」に、「業務執行者の辞任又は解任、組合員の業務及び財産の状況の検査権」を「業務執行組合員の辞任及び解任、組合員の組合の業務及び財産状況に関する検査」に、「組合員の持分処分の制限及び組合財産分割の禁止」を「組合員の持分の処分及び組合財産の分割」に、「組合債務者の相殺の禁 (農林中央金庫法の一部改正)</p> <p>第九十九条 農林中央金庫法(平成十三年法律第 九十三号)の一部を次のように改正する。</p>

<p>第三十九条第二項中「若クハ」を「若しくは」に改める。</p> <p>(人事訴訟法の一部改正)</p> <p>第一百条 人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十三条第一項中「第四条」を「第五条第一項及び第二項」に、「第十二条及び第十六条」を「第十三条並びに第十七条」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「能力」を「行為能力」に改める。</p> <p>第十四条 第二項中「(記名社債を目的とする質権の対抗要件)」を「(記名社債を目的とする質権の対抗要件)」に改める。 (住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部 改正)</p> <p>第九十七条 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一百三十三条第一項中「(記名社債質の対抗要件)」を「(記名社債を目的とする質権の対抗要件)」に改める。</p> <p>第八十八条第三項中「又ハ」を「又は」に改める。 (投資事業有限責任組合契約に関する法律の一 部改正)</p>

<p>第三十九条第二項中「若クハ」を「若しくは」に改める。</p> <p>(第八十八条第一項中「第三百九十八条の二第一項の規定による」に改め、同項第二号中「第三百七十四条第二項」を「第三百七十五条第二項」に改め</p> <p>同条第二項第四号中「第三百九十八条ノ十四第一項ただし書」を「第三百九十八条の十四第一項ただし書」に改める。</p> <p>第八十九条第二項中「第三百九十八条の十四第一項ただし書」を「第三百九十八条の十四第一項ただし書」に改める。</p> <p>第九十条中「第三百九十五条第一項」を「第三百九十六条第一項」に改める。</p> <p>第三百九十二条中「第三百九十八条ノ九第一項」を「第三百九十八条の八第一項」に改める。</p> <p>第九十三条中「第三百九十八条の十九第二項又は第三百九十八条の十九第二項の二十第一項第三号」に改める。</p> <p>第三百九十六条第一項に改める。</p> <p>第九十二条中「第三百九十八条ノ二十第一項第三号」を「第三百九十八条の十九第二項又は第三百九十八条の十九第二項の二十第一項第三号」に改める。</p> <p>第三百九十七条第一項に改める。</p> <p>第三百九十八条第一項に改める。</p> <p>第三百九十九条、第二百四十二条第一項及び第二百四十二条第一項中「財産の分離」を「財産分離」に改める。</p> <p>(不動産登記法の一部改正)</p> <p>第一百二条 不動産登記法(平成十六年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十八条第五号中「第二百六十九条ノ一第一項前段」を「第二百六十九条の二第一項前段」に改める。</p> <p>第一百二条第一項中「第二編第六章の承役地」を「第二编第六章」に改める。</p> <p>第七十八条第十項中「(心裡留保による意思表示の無効)」に改める。</p> <p>第七十二条第二項中「(自己契約及び双方代理)」を「(自己契約及び双方代理)」に改める。</p> <p>第一百三条第一項中「(記名社債を目的とする質権の対抗要件)」を「(記名社債を目的とする質権の対抗要件)」に改める。</p>

保証契約の内容の適正化の観点から、保証人の保護を図るため、貸金等根保証契約について極度額、元本確定期日等に関する規定を新設することその他の保証債務に関する規定の整備を行うとともに、民法を国民に理解しやすいものとするためその表記を現代用語化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

前り、同条を第二十条とする。

第十四条第一項中「監督法務局」を「当該登記官を監督する法務局」に改め、同条第二項を次の

2 審査請求は、登記官を経由してしなければならない。ように改める。

第十四条第四項中「ときは、」の下に「その請求の日から」を加え、「監督法務司」を「第一頁

の法務局」に改め、同条第五項中「法務局又は」を「第一項の法務局又は」に、「利害関係人」を

「登記上の利害關係人」に改め、同条を第十九条とする。

第三条の二中「債権譲渡登記」を重産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項既にファイナンス支拂、同様に萬

第十三条中「債権譲渡登記ファイル」を「動産

譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル並びに動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登

記事項概要「ファイル」に改め、同条を第十七条とする。

第一二条を第一二条と改め

渡登記がされている譲渡に係る動産並びに債権譲渡登記一に、「前条第一項に規定する質権の設定

の登記」を「質権設定登記」に改め、同条を第十
五条とする。

第十条第一項を次のように改める。

条及び第九条から前条までの規定中債権の譲渡

は係る部分は、法人が債権を目的として質権を設定した場合において、当該質権の設定につき

債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記（以下「質権設定登記」という。）につ

いて準用するこの場合において、第四条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第四項並び

渡」とあるのは「質権の設定」と、第四条第一

項中「譲渡の登記」とあるのは、一質権の設定の

「登記」と、同項から同条第三項までの規定中「債権の債務者」とあるのは「質権の目的とされた債権の債務者」と、同条第一項及び第八条第五項中「民法第四百六十七条」とあるのは「民法第三百六十四条第一項の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条」と、第四条第二項及び第四项、第五条第一項及び第二项、第六条、第八条の見出し並びに同条第四项及び第五项、第九条第一項、第十条第一項及び第三项並びに第十二条第二項中「債権譲渡登記」とあるのは「質権設定登記」と、第四条第二項中「その譲渡」とあるのは「その質権の設定」と、同項から同条第四项まで、第五条第二項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第一項、第十二条第二項第一号及び第四号並びに第十二项第三項中「譲渡人」とあるのは「質権設定者」と、第四条第二項から第四项まで、第八条第二项、第四项及び第五项、第九条第一項、第十条第一項、第十二条第二項第一号中「次条から第十二条まで」とあるのは「質権者」と、第五条第一項中「第七条から第十二条まで及び第十二条第二項」とあるのは「第十四条において準用する第八条から第十二条まで及び第十二条第二項の規定」と、第五条第二項及び第六条第二号中「第十二条第一項及び第三项並びに第十三条第一項」とあるのは「質権設定登記は」と、同項第二号及び第五号並びに第十二条第二項第一号中「債権譲渡登記」とあるのは「質権設定登記」と、第八条第二号中「債権譲渡登記は」と、第八条第二項第二号中「登記原因及びその日付」とあるのは「登記原因及びその日付並びに被担保債権の額又は価格」と、同項第三号及び第四号、同条第三项第一号、第四项及び第五项、第十条第一項第三号及び第三项並びに第十二条第二項第一号、第三号及び第四号中「譲渡に係る債権」とあるのは

「質権の目的とされた債権」と、第八条第二項第三号中「譲渡する」とあるのは「目的として質権を設定する」と、同条第四項及び第五項中「譲渡をし」とあるのは「質権を設定し」と、同項中「同法第四百六十七条」とあるのは「同法第三百六十四条第一項の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条」と、第九条第二項及び第十一条第二項中「債権譲渡登記に」とあるのは「質権設定登記に」と、同項第一号中「債権譲渡登記を」とあるのは「質権設定登記を」と、第十二条第二項中「債権の譲渡に」とあるのは「質権の設定に」と読み替えるものとする。

第十一条第二項中「第五条第三項」を「第八条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「の規定により準用される第一条第一項の規定により」を「において準用する第四条第一項の規定により同法第四百六十七条の規定による」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の章名を付す。

第九条の見出しを「登記事項概要ファイルへの記録等」に改め、同条第一項中「登記所」を「本店等所在地法務局等」に、「事項」を「登記事項の概要」に、「商業登記簿その他の譲渡人の登記簿」を「動産譲渡登記事項概要ファイル又は債権譲渡登記事項概要ファイル」(次条第一項及び第十八条において「登記事項概要ファイル」と総称する。)に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「債権譲渡登記」を「動産譲渡登記若しくは債権譲渡登記」に、「譲渡人の本店又は主たる事務所(外国に本店又は主たる事務所があるときは、日本における営業所又は事務所)」の所在地の登記所」を「本店等所在地法務局等」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

本店等所存北洋郵局等に
もつて調製する動産譲渡登記事項概要ファイル
及び債権譲渡登記事項概要ファイルを備える。

第九条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(概要記録事項証明書の交付)

第十三条 何人も、本店等所在地法務局等の登記官に対し、登記事項概要ファイルに記録されている事項を証明した書面(第二十一条第一項第二号において「概要記録事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 前項の交付の請求は、法務省令で定める場合を除き、本店等所在地法務局等以外の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれららの出張所の登記官に対してもすることができます。

第八条第一項中「何人も、」の下に「指定法務局等の」を、「対し」の下に「動産譲渡登記ファイル又は」を、「概要」の下に「動産譲渡登記ファイル又は」を加え、「第五条第一項第六号」を

「第七条第二項第五号、第八条第二項第四号」に、「次条第一項において「登記事項の概要」という」を、「次条第二項及び第三項において同じ」に、「以下」を、「第二十一条第一項第二号において」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる者は、指定法務局等の登記官に対し、動産の譲渡又は債権の譲渡について、動産譲渡登記又は債権譲渡登記ファイルに記録された書面(第二十一条第一項において「登記事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

二 譲渡に係る動産を差し押された債権者その他の当該動産の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるもの

三 譲渡に係る債権の債務者その他の当該債権の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるもの

四 譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権の譲渡人の使用者 第八条を第十一条とする。

第七条第一項中「ときは、」の下に「動産譲渡登記又は」を加え、「の抹消」を「に係る抹消登記」に改め、同項第一号及び第二号中「債権」を「動産の譲渡又は債権」に改め、同項第三号中「譲渡」を「譲渡に係る動産又は譲渡」に改め、同条第二項中「抹消の登記(以下「抹消登記」という。)

は、「を「抹消登記は、当該動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は」を改め、同項第一号中「当該」の下に「動産譲渡登記又は」を加え、「抹消登記の登記原因」に改め、同条第三項中「譲渡に係る債権が」を「譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権が」に改め、「いる」の下に「動産譲渡登記又は」を、「一部の」の下に「動産又は」を加え、同項第一号中「当該」の下に「動産譲渡登記又は」を加え、同項第二号中「係る」の下に「動産又は」を加え、同項第三号中「係る」の下に「動産又は」を加え、「抹消登記」に改め、同項第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項

第五条第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「登記原因」を「債権譲渡登記の登記原因」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「債権」の下に「既に発生した債権のみを譲渡する場合に限る。第十条第三項第三号において同じ。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第六号中「譲渡に係る債権の債務者その他の」を削り、同号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同項第八号及び第九号を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

指定期間等に、磁気ディスクをもつて調製する債権譲渡登記ファイルを備える。

同条を第十条とする。

第六条第一項中「譲受人は、」の下に「動産譲渡登記又は」を加え、「の存続期間の延長の登記」を「に係る延長登記」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記又は」を加え、「前条第二項」を「第七条第三項又は前条第三項」に改め、同条第二項登記の存続期間の」を加え、「前条第二項」を「第七条第三項」に改め、同項第一項中「存続期間の延長の登記(以下「延長登記」という。)は、「を「延長登記は、当該動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は」に改め、同項第一項において「登記事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

人又は譲受人

二 譲渡に係る動産を差し押された債権者その他の当該動産の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるもの

三 譲渡に係る債権の債務者その他の当該債権の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるもの

四 譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権の譲渡人の使用者 第八条を第十一条とする。

二 前号に掲げる場合以外の場合 十年

第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をもつて調製する」を削り、同項第一号を次のよう改める。

一 前条第二項第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項

第五条第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「登記原因」を「債権譲渡登記の登記原因」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「債権」の下に「既に発生した債権のみを譲渡する場合に限る。第十条第三項第三号において同じ。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第六号中「譲渡に係る債権の債務者その他の」を削り、同号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同項第八号及び第九号を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

指定期間等に、磁気ディスクをもつて調製する債権譲渡登記ファイルを備える。

同条を第八条とする。

第六条第一項中「事務は、指定法務局等に勤務する法務事務官で、」を「動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務は、それぞれ當該各号に定める法務事務官であつて」に改め、同条に次の各号を加える。

一 次条から第十二条まで及び第十二条第二項に規定する事務 指定法務局等に勤務する法務事務官

二 第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務 本店等所在地法務局等に勤務する法務事務官

三 第十三条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務 本店等所在地法務局等に勤務する法務事務官

四 第十四条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務 本店等所在地法務局等に勤務する法務事務官

五 第十五条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務 本店等所在地法務局等に勤務する法務事務官

六 第十六条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務 本店等所在地法務局等に勤務する法務事務官

七 登記番号

八 登記の年月日

三 前項第六号の存続期間は、十年を超えること

ができる。ただし、十年を超えて存続期間を定めるべき特別の事由がある場合は、この限り

でない。

四 動産譲渡登記(以下この項において「旧登記」という。)がされた譲渡に係る動産につき譲受人が更に譲渡をし、旧登記の存続期間の満了前に動産譲渡登記(以下この項において「新登記」という。)がされた場合において、新登記の存続期間が満了する日が旧登記の存続期間が満了する日の後に到来するときは、当該動産については、旧登記の存続期間は、新登記の存続期間が満了する日まで延長されたものとみなす。

五 動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産につき譲受人が更に譲渡をし、当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に民法第百七十八条の引渡しがされた場合(第三条第一項の規定により同法第五十条第一項に定める期間)に改め、同項に次の各号を加える。

六 動産譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。

七 第七条 指定法務局等に、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をもつて調製する動

産譲渡登記ファイルを備える。

2 動産譲渡登記は、譲渡人及び譲受人の申請により、動産譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所

二 譲受人の氏名及び住所(法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所)

三 譲渡人又は譲受人の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

四 動産譲渡登記の登記原因及びその日付

五 譲渡に係る動産を特定するために必要な事項を記録するためには、日本における営業所又は事務所

六 動産譲渡登記の存続期間

七 登記番号

八 登記の年月日

三 前項第六号の存続期間は、十年を超えること

ができる。ただし、十年を超えて存続期間を定めるべき特別の事由がある場合は、この限り

でない。

四 動産譲渡登記(以下この項において「旧登記」という。)がされた譲渡に係る動産につき譲受人が更に譲渡をし、旧登記の存続期間の満了前に動産譲渡登記(以下この項において「新登記」という。)がされた場合において、新登記の存続期間が満了する日が旧登記の存続期間が満了する日の後に到来するときは、当該動産については、旧登記の存続期間は、新登記の存続期間が満了する日まで延長されたものとみなす。

五 動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産につき譲受人が更に譲渡をし、当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に民法第百七十八条の引渡しがされた場合(第三条第一項の規定により同法第五十条第一項に定める期間)に改め、同項に次の各号を加える。

六 動産譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。

七 第七条 指定法務局等に、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をもつて調製する動

ち、第七条から第十二条まで及び第十二条第二項に規定する」に、「次条において」を「以下に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務

のうち、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務は、譲渡人の本店又は主たる事務所（本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所（外国会社の登記をした外国会社であって日本に営業所を設けていないものにあっては、日本における代表者の住所。第七条第二項第三号において同じ。又は事務所）の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれら出張所（以下「本店等所在地法務局等」という。）が、登記所としてつかさどる。第三条を第五条とする。

第一条第二項中「第八条第二項」を「第十二条第一項」に改め、同条第四項中「第七条第一項第二号」を「当該債権の譲渡に係る第十条第一項第二号」に、「抹消の登記」を「抹消登記」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の章名を付する。

第二章 動産譲渡登記及び債権譲渡登記等

第一条の次に次の二条を加える。

（定義）

第一条 この法律において「登記事項」とは、この法律の規定により登記すべき事項をいう。

2 この法律において「延長登記」とは、次条第一項に規定する動産譲渡登記又は第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは第十四条第一項に規定する質権設定登記の存続期間を延長する登記をいう。

3 この法律において「抹消登記」とは、次条第一項に規定する動産譲渡登記又は第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは第十四条第一項に規定する質権設定登記の存続期間を延長する登記をいう。

4 この法律において「外国会社の登記」とは、

商法（明治三十二年法律第四百八号）第四百七十九条第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による登記をいう。

（動産の譲渡の対抗要件の特例等）

第三条 法人が動産（当該動産につき貨物引換証、預証券及び質入証券、倉庫証券又は船荷証券が作成されているものを除く。以下同じ。）を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該動産について、民法第百七十八条の引渡しがあつたものとみなす。

2 代理人によつて占有されている動産の譲渡につき前項に規定する登記（以下「動産譲渡登記」という。）がされ、その譲受人として登記されている者が当該代理人に対して当該動産の引渡しを請求した場合において、当該代理人が本人に対しても当該請求につき異議があれば相当の期間内にこれを述べるべき旨を遅滞なく催告している者に当該動産を引き渡し、それによつて本人に損害が生じたときであつても、その賠償の責任を負わない。

第二章 動産譲渡登記及び債権譲渡登記等

第三条 前項の規定は、当該動産の譲渡に係る第十一条第二号に掲げる事由に基づいてされた動産譲渡登記の抹消登記について準用する。この場合において、前項中「譲受人」とあるのは、「譲渡人」と読み替えるものとする。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する規定は、この法律の施行前に生じた事項にも

適用する。ただし、この法律による改正前の債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

2 この法律の施行前にした旧法の規定による処分、手続その他の行為は、新法の適用については、新法の相当規定によってしたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第九条第二項に規定する事務について不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第二百二十四号）第五十三条第二項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。第五項において「不動産登記法整備法第五十三条第二項の規定による指定」という。）を受けていない登記所における事務に関する新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項（これらの規定を新法第十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに新法第十七条、第十八条及び第二十一条第一項第二号の規定の適用については、新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務について登記所ごとに電子情報処理組織（登記所の使用に係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により取り扱う事務として法務大臣が指定するまでの間は、新法第十二条の見出し並びに新法第十三条第一項及び第十八条中「登記事項概要ファイル」とあるのは「登記事項概要簿」と、新法第十二条の見出し中「記録」とあるのは「記載」と、同条第一項中「磁気ディスク」をもつて調製する動産譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「動産譲渡登記事項概要簿」と、同項及び同条第三項並びに新法第十七条中「債権譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「債権譲渡登記事項概要簿」と、新法第十二条第三項及び第十七条中「動産譲渡登記事項概要簿」と、新法第十二条中「登記事項概要簿」と、新法第十二条第三項中「登記事項概要

ファイル」とあるのは「登記事項概要簿」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」、新法第十三条の見出し及び同条第一項並びに新法第二十二条第一項第二号中「概要記入欄」と、新法第十三条第一項中「記録された」とあるのは「登記事項概要簿の記載され又は記載されている」とあるのは「記

録による」とあるのは「記載されている」と、新法第十八条中「記録されている」とあるのは「記録され又は記載されている」とする。

4 新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務についての前項の規定による指定は、告示してしなければならない。新法第十三条第二項の規定は、同項の本店等所在地法務局等以外の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所及び同条第一項の本店等所在地法務局等のいずれもが旧法第九条第二項に規定する事務についての不動産登記法整備法第五十三条第二項の規定による指定又は新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項の本店等所在地法務局等の第三項の規定による指定を受けている場合に限り、適用する。

5 新法第十二条第一項第二号に規定する事務について登記所ごとに電子情報処理組織（登記所の使用に係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により取り扱う事務として法務大臣が指定するまでの間は、新法第十二条の見出し並びに新法第十三条第一項及び第十八条中「登記事項概要

ファイル」とあるのは「登記事項概要簿」と、新法第十二条の見出し中「記録」とあるのは「記載」と、同条第一項中「磁気ディスク」をもつてする歳入金納付に関する法律（平成十年法律第二百四号）第十六条第一項を「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第二百四号）第二十一

条第一項」に改め、同条第二項中「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下この条において「新法」という。）の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも

法の特例等に関する法律」に改める。

(登記特別会計法の一部改正)

第四条 登記特別会計法（昭和六十年法律第五十
四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第一百四号）第十六条第二項たゞし書」を「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第一百四号）第二十条第二項たゞし書」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第五条 資産の流動化に関する法律（平成十年法律五百五号）の一部を次のように改正する。

第一百十三条第三項第一号中「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第一百四号）第十四条第一項」に改め、同項第二号中「となる」の下に「動産又は」を加え、「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第二条第一項」を「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第一百四号）第十四条第一項」に改め、同項第二号中「となる」の下に「動産又は」を加え、「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第二条第一項」を「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第一百四号）第十四条第一項」に改める。

(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律の一部改正)

第六条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）の一部を次のように改訂する。

第二条第一項中「不動産登記、商業登記その他政令で定める登記についての」を「登記簿等（不動産の登記簿、商業登記簿その他登記記録の全部又は一部が記録されている帳簿で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）であつて」に、「調製された登記簿」を「調製されたもの」に改め、同項各号中「登記簿」を「登記簿等」に改める。

法人による動産及び債権の譲渡の円滑化を図るため、動産の譲渡の対抗要件に関する民法の特例として、法人がする動産の譲渡につき登記による新たな対抗要件の制度を創設し、その登記手続を整備するとともに、法人がする債務者の特定しない将来の金銭債権の譲渡等についても登記により対抗要件を備えることができるようとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年十一月二十九日印刷

平成十六年十一月三十日發行

衆議院事務局

印刷者
國立印刷局